

岩手県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月4日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

# 令和6年度 包括外部監査結果報告書

県立試験研究機関の財務に関する  
事務の執行について

令和7年2月  
岩手県包括外部監査人  
公認会計士 加藤 聡

(本報告書における記載内容等の注意事項)

## 1. 端数処理

報告書の数値は、割合や比率の計算を除き、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

## 2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として岩手県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、岩手県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

## 3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を【指摘】と【意見】に分けて記載している。【指摘】(指摘事項)は、今後、県において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

また、【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

## 4. 消費税及び地方消費税(消費税等)の表記

本報告書に記載されている取引金額は、原則として消費税等を含んだ金額である。消費税等を含まない金額で表記する場合には、別途その旨の記載を行っている。

## 5. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令

# 目 次

<b>第1章 監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ） .....	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由 .....	1
4. 監査の対象期間 .....	2
5. 監査の実施期間 .....	2
6. 監査従事者の資格及び氏名 .....	2
7. 利害関係 .....	2
<b>第2章 監査の視点</b> .....	<b>3</b>
1. 監査の基本的な方針 .....	3
（1）監査委員による行政監査との連携 .....	3
（2）法令等への準拠性 .....	4
（3）事業の有効性 .....	5
（4）事業の経済性及び効率性 .....	6
2. 監査要点 .....	7
（1）試験研究の有用性 .....	7
（2）収入事務 .....	7
（3）契約事務・支出事務 .....	7
（4）組織と人事管理 .....	7
（5）施設・設備の管理 .....	7
（6）システムの管理 .....	8
（7）知的財産の管理 .....	8
3. 監査手続 .....	9
（1）監査対象事業の概要把握 .....	9
（2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問 .....	9
（3）現地又は現物の視察 .....	9
（4）監査報告書の作成 .....	9
<b>第3章 監査対象の基本的事項</b> .....	<b>10</b>
1. 岩手県における科学技術の基本方針 .....	10
（1）いわて県民計画（2019～2028）の基本目標 .....	10
（2）科学技術の基本目標 .....	10
（3）目標実現に向けた戦略 .....	11
2. 監査対象とした試験研究機関 .....	14
（1）監査対象とした試験研究機関一覧 .....	14
（2）各機関の所掌事項 .....	16
（3）その他の説明事項 .....	18

## 第4章 外部監査の結果及び意見—総論— 19

1. 監査の結果及び意見の総括	19
(1) 試験研究の有用性	20
(2) 収入事務	23
(3) 契約事務・支出事務	26
(4) 組織と人事管理	30
(5) 施設・設備の管理	32
(6) 知的財産の管理	39
2. 指摘事項及び意見一覧	41

## 第5章 外部監査の結果及び意見—各論— 44

1. 岩手県環境保健研究センター	44
(1) 研究施設の概要	44
(2) 監査の結果	51
2. 岩手県先端科学技術研究センター	58
(1) 研究施設の概要	58
(2) 監査の結果	61
3. 岩手県農業研究センター	65
(1) 研究施設の概要	65
(2) 監査の結果	76
4. 岩手県農業研究センター畜産研究所	91
(1) 研究施設の概要	91
(2) 監査の結果	96
5. 岩手県農業研究センター県北農業研究所	113
(1) 研究施設の概要	113
(2) 監査の結果	115
6. 岩手県林業技術センター	122
(1) 研究施設の概要	122
(2) 監査の結果	126
7. 岩手県水産技術センター	133
(1) 研究施設の概要	133
(2) 監査の結果	140
8. 岩手県内水面水産技術センター	146
(1) 研究施設の概要	146
(2) 監査の結果	150
9. 岩手県生物工学研究所	161
(1) 研究施設の概要	161
(2) 監査の結果	167

# 第1章 監査の概要

## 1. 監査の種類

自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

県立試験研究機関の財務に関する事務の執行について

## 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

現在、世界は科学技術分野において大きな変革を体験している。IoT、ロボット、AI、ビッグデータといった先端技術が、様々な課題解決に貢献するものとして注目されており、岩手県においても、科学技術によるイノベーションにより、県内経済の発展や地域課題の解決を図ることは重大な関心事である。

科学技術によるイノベーションを起こすプレイヤーとして、産（民間企業）、官（県及び市町村）、学（大学等）、金（金融機関）があるが、それぞれが自らの役割を認識し、持てる力を存分に発揮することが県の発展に不可欠である。中でも県の役割を実際に担う主な部署として、県立の試験研究機関がある。県立試験研究機関は、それぞれの任務に従いシーズ創出や基盤技術の研究開発を推進するとともに、産と学との橋渡しを行うことが期待される。また、人材育成の支援を行うとともに、施設・設備等を効果的に活用しながら、県内外のネットワークを活用し、企業への技術支援を推進する重要な役割を担っている。

一方、このような県立試験研究機関は、県庁各部局とは経営を別にする単独公所である上に、施設及び設備が特定分野の試験研究のみに利用されるという特徴を有する。そして、そのことは県庁内の他組織との間に多少なりとも隔絶を生じさせ、組織のガバナンスに影響を与えることは想定できるところである。このことから、県立試験研究機関には、出先機関としての内部統制の問題や、試験研究に用いる高額設備の購入時の契約にかかる問題及びシステムやデータの管理、さらには知的財産権の管理にかかる問題など検証すべき監査上の要点があると考えられる。

私は、このような考えから、県立試験研究機関における財務事務は、適切に管理されているか、そして、それにより県民の要望に応えたものとなっているかについて検証する必要を感じ、令和6年度の岩手県包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）を「県立試験研究機関の財務に関する事務の執行について」とした。

#### 4. 監査の対象期間

原則として令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)  
ただし、必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度の執行分を含む。

#### 5. 監査の実施期間

令和6年4月1日から令和7年2月12日まで

#### 6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 聡
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
	公認会計士	石崎 一登
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	鈴木 崇大
	公認会計士	谷川 淳
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	柳原 匠巳

#### 7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法  
第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 監査の視点

### 1. 監査の基本的な方針

令和6年度岩手県包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

#### (1) 監査委員による行政監査との連携

##### ① 令和4年度行政監査の結果を利用することについて

監査委員は、地方公共団体の事務に関する専門的な知識を有し、常設の機関として県の業務をモニタリングできる立場にある。一方、包括外部監査人は日々の業務をモニタリングすることはできないが、他の地方公共団体や民間企業と比較して、業務の改善を指摘することができる。それゆえ、この両者が融合することによって、より効率的で、実効性のある監査を実施することが可能になると考えられるが、実際の制度ではそうになっていない。そのため、監査委員と包括外部監査人が連携を取りながらも各々の監査を進めていくということになるが、今般の包括外部監査においては、監査委員が過去に実施した行政監査の結果を包括外部監査においても利用し、監査の効率性及び実効性を高め、かつ監査対象部署の負担軽減を図ろうと考えたものである。

具体的には、令和4年度において監査委員によって実施された行政監査における結果や意見を閲覧し、その措置が適切に図られているか、また、令和4年度以降において状況が変わるなどして新たな検証すべき論点が発生していないかについて確認していくこととする。

また、当然のことながら、令和4年度の監査委員により行政監査の対象となっていない論点については、今般の包括外部監査において包括外部監査人が主体的に監査を実施していくこととする。

##### ② 令和4年度行政監査の概要

令和4年度において監査委員が実施した行政監査の概要は下記のとおりである。なお、監査の結果等については県ホームページにも報告書がアップされている。

###### ● 監査の種類

自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

###### ● 監査のテーマ

試験研究機関の研究内容・活用状況について



●監査の目的

県の試験研究機関における研究が、ニーズを的確に捉えて効果的に実施されているか、計画に基づき効率的に実施されているか、また、研究成果が適切に検証されているかを監査し、より実効性のある研究の推進に資することを目的とする。

また、試験研究機関が保有する高額機器の活用や管理状況等について監査することにより、改善点等を明らかにし、所有する高額機器のより効率的な活用に資することを目的とする。

●監査の対象

試験研究機関における研究内容等に係る以下の事項

ア 研究テーマ選定過程・研究成果の活用状況

イ 高額機器の導入・活用状況

●監査実施期間

令和4年9月～令和5年1月

●監査対象機関

環境保健研究センター、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、内水面水産技術センター

●監査の着眼点

- (1) 研究テーマ選定における地域課題の把握並びに研究手法や事業規模の検討状況
- (2) 研究テーマに沿った計画策定や進捗管理
- (3) 研究成果の検証体制
- (4) 高額機器導入における必要性の検討状況
- (5) 高額機器の適正管理及び有効活用

## (2) 法令等への準拠性

『(1)監査委員による行政監査との連携』に記載したように各試験研究機関における研究内容の決定方法や研究成果の利活用の状況などについては、多くの部分を監査委員監査の結果を利用することとする。他方、包括外部監査においては財務事務の執行状況を集中的に監査していくこととするが、その中心になるのは事務の執行が法令等に準拠して行われているかという視点である。

特に、試験研究機関は、県の行政組織における一部署でありながら、その事務を行う場所が県の本庁舎とは物理的に離れており、本庁舎にある他の部署と同程度の事務の統制が行われていない可能性は否定できない。そこで、これらの事務の執行が法令及び県の条例・規則・要綱等のルールに準拠しているか、また、それらのルールのみならず試験研究機関自身が定めたルールに準拠しているかについて監査上の重要ポイントとする。

### **(3) 事業の有効性**

#### **① 研究事業の有用性について**

県立の試験研究機関が取り組む研究事業は、県民の生活や経済活動に有用でなければならない。そのため、直接的であるか間接的であるかを問わず、どのような形でこれらに貢献できるのかイメージできるような研究目的が明示されている必要がある。

また、研究事業により得られた結果は、その成果物を通じて県民の生活や経済活動に活用されなければならない。研究事業はそのような実際の活用により目的が果たされると考える。

今般の監査においては、このような研究目的の明示と成果の活用という観点から、試験研究機関が実施している研究事業の有用性について検証することとする。

なお、本項目については、『(1) 監査委員による行政監査との連携』に記載したとおり、主に令和4年度行政監査の結果を利用する形で検証していくこととする。

#### **② 資産の保全と有効活用**

試験研究機関における研究事業は、高額な機器や大規模な設備を利用することがある。そのため、試験研究機関には、これらの設備を着実に保全していくことや有効に活用していくことが要求される。

また、これらの機器や設備には、有形の機械設備のみならずシステム等の無形固定資産も含まれる。システム等の管理は有形の機械設備とは異なり、その維持にはセキュリティ管理なども重要な論点になる。

このような観点から、試験研究機関が有する資産がどのように保全され、かつ有効活用されているかについて監査上特に意を用いて検討していくこととする。

#### **③ 組織戦略と人材の確保**

試験研究機関における研究活動は高度な専門知識と経験をもとに行われるため、研究活動に従事する職員は、専門的な知識をはじめとした必要な能力を有している必要がある。すなわち、試験研究機関はこのような能力を有する人材により構成された組織でなければならない。

県はこのような組織を維持する責任を有するが、これについて、その職員の採用や研修等により、組織の持続可能性が図られているかについては検証する必要がある。

#### **(4) 事業の経済性及び効率性**

地方公共団体が行う事業は、様々な次元において経済的であること及び効率的であることを要求される。

まず、自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。したがって、本来、経済的・効率的に事業を実施しないことは法令等への準拠性違反であるともいえる。

また、違う視点から見れば、事業が経済的・効率的であることは事業の有効性にも繋がることである。例えば、設備を購入する場合、あるいは事業を委託する場合に、同じ仕様ならば1円でも安価な方がよい。このような努力によって生まれる余剰が他の事業に充当されることによってより多くの事業が実施できるようになる。これによって地方公共団体が行う事業はより広範かつ重厚に実施することが可能となり、多くの受益を生むこととなる。監査においては事業の経済性や効率性についてもこのような観点から検証していくことにする。

## 2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

### (1) 試験研究の有用性

- ・ 研究課題における目的設定は明確になっているか。
- ・ 研究活動の達成状況が適切に評価されているか。
- ・ 研究活動の成果は十分に活用されているか。

### (2) 収入事務

- ・ 試験研究機関で計上される収入の金額(売価、譲渡対価の額)は、適切に計算されているか。
- ・ 収入は適切に徴収又は回収されているか。
- ・ 施設内に現金及び現金同等物がある場合、適切に管理されているか。

### (3) 契約事務・支出事務

- ・ 物品購入、業務委託その他の契約は県又は当該機関の規則等に則って処理されているか。
- ・ 物品購入、業務委託その他の契約は経済性や効率性を考慮したものとなっているか。

### (4) 組織と人事管理

- ・ 研究活動の課題設定及び進捗を評価するような機関は組織内外に設置されているか。また、それは有効機能しているといえるか。
- ・ 適当な資格のある職員が十分な人数配置されているといえるか。
- ・ 職員の勤務状況は、研究活動の実施状況に照らして妥当な水準といえるか。

### (5) 施設・設備の管理

- ・ 備品や機器の現物管理、台帳整備、取得事務及び除却事務は適切に行われているか。
- ・ 動物、生産物、薬品及び毒物など特殊な管理が必要なものについては、その特質に応じた管理が行われているか。
- ・ 遊休している土地、建物、機器などはないか。それらに費やしているコスト(維持費、修繕費等)は適切な範囲といえるか。

## **(6) システムの管理**

- ・ 研究活動に利用する端末等のアクセス制限は適切に管理されているか。
- ・ 研究活動に利用するシステムに保存されているデータは適切に管理されているか。
- ・ 研究活動で処理されている事務にシステム化した方が良い事務はないか。
- ・ システムの保守契約などは適切に行われているか。
- ・ 大幅なシステム改変について、適切な計画が立てられているか。

## **(7) 知的財産の管理**

- ・ 全ての知的財産権は把握され、有効に活用されているか。
- ・ 特許にかかる収入は適切に管理されているか。
- ・ 地域団体商標、地理的表示、品種登録は適切に保護されているか。
- ・ 県と従業者の利益は適切に調整されているか。
- ・ 知的財産権について開示・秘匿、開放・独占という戦略は適切な基準に基づいて採用されているか。
- ・ 共同研究開発が有効に行われているか。

### 3. 監査手続

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

#### (1) 監査対象事業の概要把握

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業の所管課から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

#### (2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管部署に対し質問を実施している。

#### (3) 現地又は現物の視察

以下に示す監査対象に対して実地に赴き、事業の実施状況及び資産の管理状況等を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

視察日時	試験研究機関名
令和6年8月26日～28日	岩手県農業研究センター県北農業研究所
令和6年9月2日～4日	岩手県林業技術センター
令和6年9月11日～13日	岩手県先端科学技術研究センター
令和6年9月17日～19日	岩手県内水面水産技術センター
令和6年9月25日～27日	岩手県水産技術センター
令和6年9月30日～10月2日	岩手県農業研究センター畜産研究所
令和6年10月1日～3日	岩手県環境保健研究センター
令和6年10月9日～11日	岩手県生物工学研究所
令和6年10月16日～18日	岩手県農業研究センター

#### (4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

## 第3章 監査対象の基本的事項

### 1. 岩手県における科学技術の基本方針

岩手県では科学技術振興の施策について、「岩手県科学技術イノベーション指針」(以下「指針」という。)を定めている。今般の包括外部監査において対象とした県立試験研究機関の今後の在り方についても関連するため、ここに紹介する。なお、監査要点の設定については、本指針の内容を参考にしてしたものがある。

#### (1) いわて県民計画(2019~2028)の基本目標

いわて県民計画(2019~2028)は、行政だけではなく、県民、企業、NPO などのあらゆる主体が、岩手県の将来像などを共有し、それぞれの主体が、自ら取組を進めていくためのビジョンである。

同計画では、物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることのできない心の豊かさや、地域や人のつながりなども大切にし、一人ひとりの幸福度を高める社会づくりを進めていく必要があるとしており、下記のとおり基本目標を掲げ、取組を進めていくとしている。

##### 【いわて県民計画(2019~2028)における基本目標】

東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて

同計画では、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、10 の政策分野を設定し、取組を展開していくこととしている。科学の振興は、「健康・余暇」、「家族・子育て」、「教育」、「居住環境・コミュニティ」、「安全」、「仕事・収入」、「歴史・文化」、「自然環境」の8つの政策分野を下支えする共通土的土台としての「社会基盤」の分野に位置付けられている。

#### (2) 科学技術の基本目標

指針は、上記の共通土的土台としての「社会基盤」を構成する科学技術に対して県がどのように取り組んでいくかという方針を示したものである。指針の中では、科学技術の基本目標が設定されており、それは次のようなものである。

まず、経済面においては、競争力のある新たな価値を生み出していくための研究開発が重要となる。中でも、その可能性を広げる「研究シーズ」が重要であり、今後とも、持続的なイノベーションを創出していくため、岩手県の多様な資源と技術を生かし、新たな価値の源泉となるオリジナリティの高い研究開発に挑み続けていくことが求められる。このため、研究資金の継続的な確保や産学官金連携の強化、研究成

果の産業化などを積極的に進め、社会がその恩恵を実感できるよう社会実装に取り組んでいく必要があるとしている。

文化生活面では、いわて県民計画(2019～2028)において科学の振興が社会基盤としての役割を担うことを踏まえ、岩手県の多様な文化の継承・発信、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会から加速するスポーツの振興、快適なくらしの実現など、科学技術をあらゆる分野に活用・展開することで、岩手から豊かさや新たな価値を創造、発信していくことが可能になると考えるとしている。

以上のことから、指針では科学技術の基本目標を下記のとおり掲げ、岩手県がイノベーション展開の地となることで、希望郷いわての実現を目指すとしている。

**【科学技術の基本目標】**

「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現に向け、岩手の人、岩手の大地がイノベーションの源泉となり、社会の新たな価値を生み出し、それを社会に還元していきます。

### (3) 目標実現に向けた戦略

以下では、上記の科学技術の基本目標をどのように実現していくかについて記載していくが、県立試験研究機関が関係している箇所については詳細に記載することとする。

指針では、岩手県において多様なイノベーションを展開していくための戦略を次の4つに定めている。

- 戦略Ⅰ 人材育成・定着
- 戦略Ⅱ イノベーション環境強化
- 戦略Ⅲ 資金支援
- 戦略Ⅳ 産学官金連携

#### ① 人材育成・定着

- ア 次代の研究開発を担う人材の育成
- イ 高度技術人材の育成
- ウ イノベーション人材の育成
- エ 科学技術に係る普及啓発
- オ 本県の科学技術を担う人材の定着

○研究開発の重要な担い手である優れた若手研究者の本県への定着に向け、キャリアパスの明確化や、各機関における若手研究者の育成に向けた取組の推進等、若手研究者がキャリアの段階に応じて高い能力と意欲を最大限



発揮できる環境を整備します。

## ② イノベーション環境強化

ア 知的財産の創造・保護・活用支援体制の強化

イ 研究設備の充実

○岩手県生物工学研究センターにおいて、企業や大学等とのネットワーク構築や共同研究の推進等、次世代シーケンサーや質量分析装置等最先端の研究機器の共同利用を促進します。

○研究開発を支える施設・設備の戦略的な強化を図るため、老朽化設備等の計画的な更新や、最先端の研究開発に対応する新たな設備の計画的、戦略的な導入を推進します。

ウ 公設試験研究機関の研究開発機能の強化

○公設試験研究機関や独立行政法人産業技術総合研究所との連携のほか、県内外のネットワークを活用し、広域連携の強化や異分野連携を拡大し、全国の研究成果等を結集することにより、不足資源の補完や技術分野の壁を越えた連携を推進します。

○外部評価委員による研究評価や機関評価を通じた PDCA サイクルによる効果的・効率的な研究開発や業務運営を推進するとともに、研修会等を通じた産学官連携機能の強化による外部研究資金の獲得、研究開発の成果としての知的財産権の創出や活用による技術移転を促進します。

エ オープン・イノベーションの仕組構築

○県民や地域企業の多様なニーズに的確に対応し、研究者の所属機関や専門分野等を超えた新たな協同によるイノベーションの展開が可能となるよう、大学、公設試験研究機関等がそれぞれ保有する資源をデータベース化するとともに、一定のルールのもと自由に使える仕組みの構築を目指します。

○全国の大学・研究機関や企業による、それぞれの地域の特色に応じた研究成果等の積極的な活用などにより、本県の研究開発を進展させるとともに、研究成果の迅速な社会実装を推進します。

○地域や分野・領域の垣根を超えた研究開発の推進による持続的なイノベーションの創出に向け、各研究機関が保有する研究施設や設備の幅広い共用を促進します。

オ 研究拠点の形成

カ Society 5.0 の実現に向けた体制構築

### ③ 資金支援

ア 研究ステージに応じた資金支援

イ 競争的外部研究資金の獲得支援

ウ ファンド等による資金支援

- 岩手大学をはじめとする県内の各大学、公設試験研究機関等の各研究機関、岩手銀行、北日本銀行、日本政策投資銀行で組織するいわて産学連携推進協議会(リエゾン-I)において、産学共同研究を基に事業化に向けた開発に積極的に取り組む企業に対し、リエゾン-I研究開発事業化育成資金により資金を助成します。

### ④ 産学官金連携

ア 産学官金コーディネーター活動の推進

- 研究機関と企業をつなぎ、技術移転や共同研究等を促進するため、コーディネーターを配置します。また安定した雇用形態によるコーディネーターの確保に向けた方策を検討するとともに、コーディネーター人材の育成に取り組みます。

- 産学官金の連携を促進するため、コーディネーターや関係機関の情報交換を促進し、コーディネーター機能の強化に取り組みます。

イ 異分野連携の推進

- 文系や理系の多様な学科を擁する県内大学等が参加するいわて高等教育コンソーシアムによる大学間連携や、専門分野の異なる公設試験研究機関間の交流、県内インキュベーション入居企業の交流会の開催等、異分野の連携を推進します。

ウ 県内外の多様なネットワークとの連携推進

- 本県の研究シーズの展開に向け、国内外への情報発信や研究者との交流を促進するため、学会の誘致等、全国の研究者に対し、本県の理解を深める取組を推進します。

エ 産学官金連携に向けた関係機関による情報共有

- 本県の産学官金からなる岩手県イノベーション創出推進会議において、本指針に基づく各機関の取組実績や成果の評価・検証を行い、その結果を産学官金各機関に反映します。

- 本指針のもと、産学官金ネットワーク活動の活性化、イノベーションを育む環境づくり、コーディネーター機能の強化、地域や組織の壁を越えた協創を実現するオープン・イノベーションを推進します。

## 2. 監査対象とした試験研究機関

### (1) 監査対象とした試験研究機関一覧

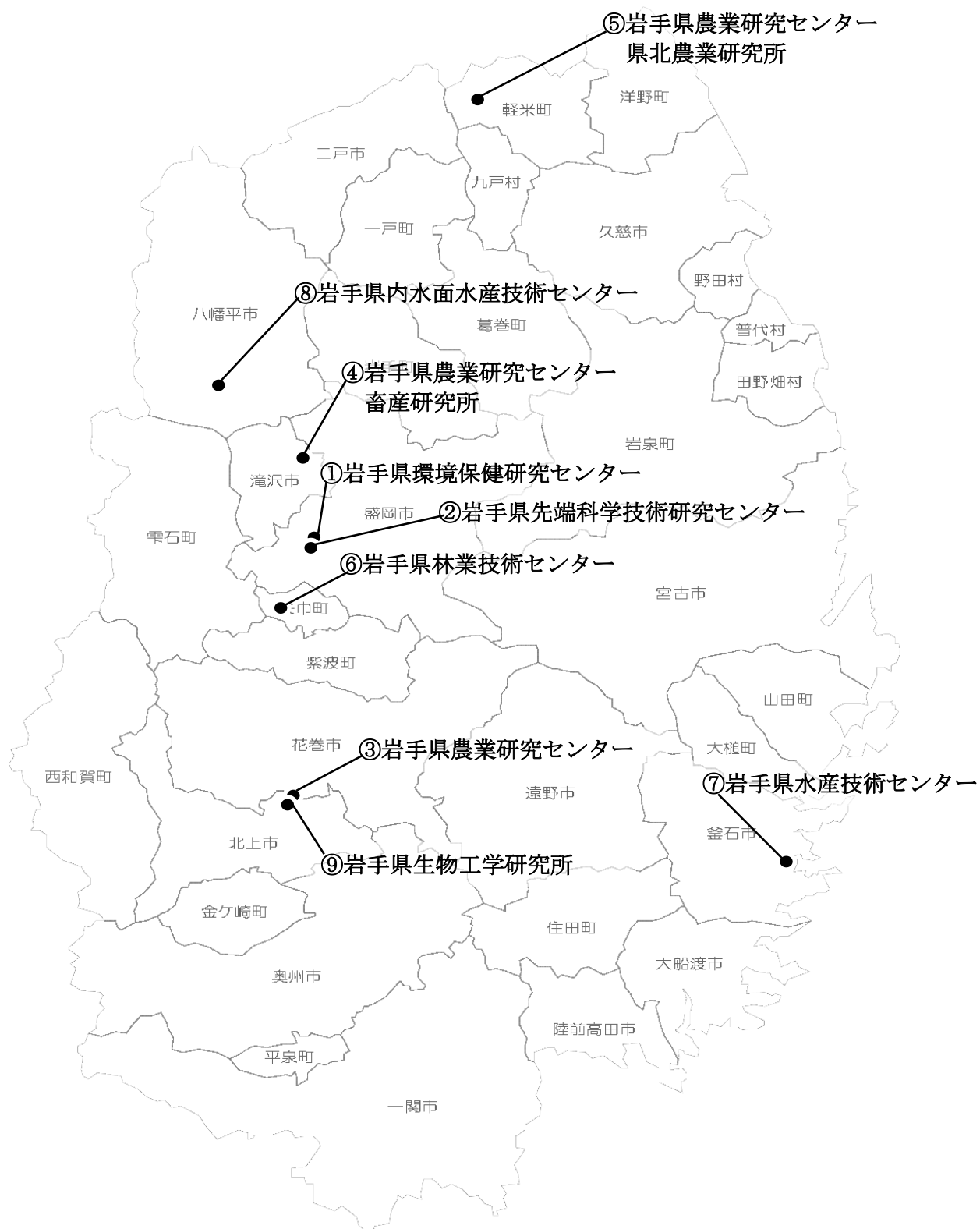
監査対象とした試験研究機関は次のとおりである。なお、各機関の詳細な説明については、『第5章 外部監査の結果及び意見－各論－』のそれぞれの項に記載している。

なお、下表における略称とは、本報告書における略称である。

図表 1 監査対象として試験研究機関一覧

試験研究機関名	所在地
<b>【環境生活部】</b>	
① 岩手県環境保健研究センター (略称：環境保健研究センター)	岩手県盛岡市北飯岡 1-11-16
<b>【ふるさと振興部】</b>	
② 岩手県先端科学技術研究センター (略称：先端科学技術研究センター)	岩手県盛岡市北飯岡 2-4-26
<b>【農林水産部】</b>	
③ 岩手県農業研究センター (略称：農業研究センター)	岩手県北上市成田 20-1
④ 岩手県農業研究センター畜産研究所 (略称：畜産研究所)	岩手県滝沢市砂込 737-1
⑤ 岩手県農業研究センター県北研究所 (略称：県北農業研究所)	岩手県九戸郡軽米町大字山内 23-9-1
⑥ 岩手県林業技術センター (略称：林業技術センター)	岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第3地割 560-11
⑦ 岩手県水産技術センター (略称：水産技術センター)	岩手県釜石市大字平田 3-75-3
⑧ 岩手県内水面水産技術センター (略称：内水面水産技術センター)	岩手県八幡平市松尾寄木 1-474
⑨ 岩手県生物工学研究所 (略称：生物工学研究所)	岩手県北上市成田 22-174-4

図表 2 各試験研究機関の県内位置関係



## (2) 各機関の所掌事項

ここでは各試験研究機関の規則上の役割を把握するために、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年3月30日規則第46号)に記載されている各試験研究機関の所掌内容を記載する。

<p><b>(先端科学技術研究センター)</b></p> <p>(1) 先端的な科学技術の研究に関すること。</p> <p>(2) 先端的な科学技術に関する研究の企画及び調整に関すること。</p> <p>(3) 先端的な科学技術に関する情報の収集及び提供並びに研究交流に関すること。</p>
<p><b>(環境保健研究センター)</b></p> <p>(1) 環境及び保健に関する調査研究及び技術開発に関すること。</p> <p>(2) 環境及び保健に関する普及啓発、研修指導及び情報提供に関すること。</p> <p>(3) 病原の検索及び血清学的検査に関すること。</p> <p>(4) 薬品その他の化学試験に関すること。</p> <p>(5) 食品の検査に関すること。</p> <p>(6) その他公衆衛生に関する試験検査に関すること。</p> <p>(7) 保健所その他の衛生試験検査施設の指導に関すること。</p> <p>(8) 環境に関する監視、測定及び検査に関すること。</p>
<p><b>(生物工学研究所)</b></p> <p>バイオテクノロジーの研究に関する事務を処理するため、岩手県生物工学研究所を置く。</p>
<p><b>(農業研究センター)</b></p> <p>(1) 農業試験研究の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 農業に関する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 農業経営の研究に関すること。</p> <p>(4) 農作物等の品種改良及び栽培方法の試験研究に関すること。</p> <p>(5) 原種苗の生産、配布及び鑑定に関すること。</p> <p>(6) 農業農村整備の試験研究に関すること。</p> <p>(7) 農業の機械化並びに農業用の施設及び装置についての試験研究に関すること。</p> <p>(8) 農業生産環境及びその保全に関する調査及び試験研究に関すること。</p> <p>(9) 病害虫及び病害虫の防除についての試験研究に関すること。</p> <p>(10) 農業気象及び作況の調査に関すること。</p> <p>(11) 農畜産物の保鮮流通及び高度加工技術の試験研究に関すること。</p> <p>(12) 家畜及び家禽(きん)の育種の試験研究に関すること。</p> <p>(13) 家畜及び家禽(きん)の飼養の試験研究に関すること。</p> <p>(14) 家畜及び家禽(きん)の生物工学の試験研究に関すること。</p> <p>(15) 家畜及び家禽(きん)の能力検定に関すること。</p>

<p>(16) 飼料作物、草地及び畜産環境の試験研究に関すること。</p> <p>(17) 種畜、種禽(きん)、種卵及び人工授精用精液の生産及び配布に関すること。</p> <p>(18) 研修生の実習に関すること。</p> <p>(19) 岩手県立農業ふれあい公園に関すること。</p>
<p><b>(林業技術センター)</b></p> <p>(1) 森林及び林業に関する研究に関すること。</p> <p>(2) 森林及び林業に関する研修に関すること。</p> <p>(3) 木材等の試験、分析及び検定に関すること。</p> <p>(4) 木材の優良種苗の生産及び配布に関すること。</p> <p>(5) 林業普及指導の実施に関すること。</p> <p>(6) 林業後継者の育成に関すること。</p> <p>(7) 岩手県立緑化センターの管理に関すること。</p>
<p><b>(水産技術センター)</b></p> <p>(1) 漁業、水産加工、魚介類の増養殖及び種苗開発並びに漁場環境に関する試験研究及び指導に関すること。</p> <p>(2) 漁業経営に関する研究及び指導に関すること。</p> <p>(3) 水産業改良普及に係る事業の企画に関すること。</p> <p>(4) 漁業指導通信に関すること。</p>
<p><b>(内水面水産技術センター)</b></p> <p>(1) 内水面漁業の調査研究及び指導に関すること。</p> <p>(2) 増殖及び養殖技術の試験研究に関すること。</p> <p>(3) 種苗の生産技術開発に係る試験研究に関すること。</p> <p>(4) 淡水魚の種苗の生産及び配布に関すること。</p> <p>(5) 魚病に関する調査研究及び指導に関すること。</p>

### (3) その他の説明事項

ここでは、本報告書内で使用する用語で各試験研究機関に共通するものについて説明を付す。

#### ① 外部評価対象課題

各試験研究機関における研究成果の評価は、「岩手県試験研究機関に係る機関評価及び研究評価ガイドライン」を基本的な考え方とした上で、各試験研究機関が独自の業務内容や取り巻く環境を反映させた研究評価実施要領を定め、これらを基に行っている。特に、課題によっては評価委員に外部の委員を加えて行うものがあり、これらの課題は「外部評価対象課題」としている。

#### ② 岩手県知的財産事務に係るガイドライン

県は、平成 27 年 11 月に県が所有する知的財産に係る事務のより一層の適正化を図るため、「岩手県知的財産事務に係るガイドライン」(以下「知財ガイドライン」という。)を制定している。

県では、以前、特許等の取得が奨励されていた時期があり、申請の数を誇るような土壌さえあったとのことである。しかしその後、特許等の取得にかかるコストや維持にかかるコストが積み上がり、一旦整理する必要が高まる。そして、平成 26 年度の包括外部監査にて、この点について指摘を受けたことにより本ガイドラインを制定している。下記に、知財ガイドラインの「第 2」と「第 5」を記載する。

(定義)

第 2 本ガイドラインにおける知的財産とは、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び品種の登録を受ける権利(以下「特許を受ける権利等」という。)並びに特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権(以下「特許権等」という。)をいう。

(更新に係る判断基準)

第 5 特許権等の権利の存続期間更新にあたっては、次の各号に掲げる判断基準のほか、各部局における発明評価の結果や関係者との協議を踏まえて判断するものとする。なお、共有に係る特許権等については、当該共有者との協議のうえで判断するものとする。

- (1) 実施許諾契約を既に締結していて当該実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となっていること。
- (2) 実施許諾契約を締結していないもので今後 1 年以内に実施許諾契約が締結される見込みがあり且つ実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となる見込みがあること。
- (3) 当該特許権等を維持すべきその他の特別な事由があること。

## 第4章 外部監査の結果及び意見－総論－

### 1. 監査の結果及び意見の総括

令和6年度岩手県包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「県立試験研究機関の財務に関する事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

監査の結果は、指摘事項と監査対象事業又は事務に対する意見に分けられる。これらは次のような基準で分類している。

#### ※【指摘】

【指摘】(指摘事項)は、今後、県において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

#### ※【意見】

【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

また、本章『2. 指摘事項及び意見一覧』に事業ごとの指摘事項及び意見を一覧形式でまとめ、続く『第5章 外部監査の結果及び意見－各論－』において、事業ごとの指摘事項及び意見の詳細な内容を記載している。



## (1) 試験研究の有用性

『第2章 監査の視点 1. 監査の基本的な方針 (1) 監査委員による行政監査との連携』にて記載したとおり、今般の包括外部監査では令和4年度において実施された行政監査の結果を利用することとし、研究テーマ選定過程・研究成果の活用状況という監査要点については、当該行政監査における結果や意見を閲覧し、その後の対応が適切に図られているかを中心に検討した。その結果、以下の2つ事例について指摘又は意見を記載した。

『【指摘 11】試験研究成績書の作成について』(県北農業研究所)では、次のような指摘を記載した。

県は、岩手県農林水産技術開発推進要綱第4条第5項の農業研究センター所長が行う試験研究推進計画の進行管理についての必要な事項を、岩手県農業研究センター試験研究推進計画進行管理要領(以下、「要領」という。)で定めている。

要領第7より、各部長等は、試験研究成績書を毎年度末までに作成するとしているが、園芸研究室の令和4年度試験研究成績書は令和5年8月作成となっている。また、監査を実施した令和6年8月28日現在、園芸研究室、作物研究室とも令和5年度の試験研究成績書は未完成であった。

県北農業研究所においては、要領第7に定めるとおりに年度末までに試験研究成績書を作成する必要がある。

『【意見 45】試験研究結果の公開について』(内水面水産技術センター)では、次のような意見を記載した。

内水面水産技術センターでは、試験研究結果について年報を作成しており、これをホームページ上で公開している。しかし、ホームページの該当箇所では、監査実施時点である令和6年9月30日時点において、平成27年度の年報から令和元年度の年報までしか公開されていない。

これについて、年報は現在作成中とのことであり、近々に公開予定であるとのことであった。研究体制が乏しいことも一因と推察されるが、年報は内水面水産技術センターの活動報告としての意義が大きいものであることから、早々に公開することが望ましい。

また、令和4年度において実施された行政監査の対象にはならなかった先端科学技術研究センターと生物工学研究所については、次のような事例があった。

『【意見 9】先端科学技術研究センターの位置付けの見直しについて』(先端科学

技術研究センター)は、時代とともにその役割が変遷してきた先端科学技術研究センターについて、研究の方向性を含めた施設のビジョンを問う意見を付した。

先端科学技術研究センターの整備時においては、中長期的な視点から先導的・先端的な研究を行い、本県産業の基盤を形成するとともに、新産業の開発を推進するため、本県における研究開発の拠点として位置づける旨が整備目的として掲げられ、具体的活用方向として、「当面は、超伝導(磁気科学)分野の研究を推進」することが計画されていたところである。

この方向性に沿って、設置当初においては超伝導工学研究所盛岡研究所等が入居し、超伝導(磁気科学)分野の研究開発が行われていたが、平成 16 年に独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)の地域結集型共同研究事業が終了し、平成 18 年には超電導工学研究所盛岡研究所も廃止されている。

その後、JST は産学官の連携等による事業化ステージの研究開発にシフトし、平成 15 年 4 月からは岩手県工業技術センター及び岩手大学も入居していたが、平成 31 年 3 月までには JST 及び岩手大学ともに退去している。

現在は公益財団法人いわて産業振興センターが先端科学技術研究センターの活動の中心となっており、公益財団法人いわて産業振興センターが行っている事業化ステージの研究開発プロジェクトを含め、産業振興の拠点としての色彩が強くなっている。産業振興の色彩が強くなったこと自体は否定されるものではないものの、施設の利用実態や取り巻く環境等が変化していることを踏まえ、今後も試験研究機関として維持していくことの必要性を実態に即して再検討する必要がある。あらためて、県の施策の中で先端科学技術研究センターに求める役割や機能等を整理し、その必要性も含めて位置付けを見直されたい。

『【意見 48】顧客評価実施方法の見直しについて』(生物工学研究所)では、研究課題の評価方法について次のような意見を付した。

実際に研究活動等を行っている(公財)生物工学研究センターにおいては、「公益財団法人岩手生物工学研究センター機関評価実施要綱」(以下「機関評価実施要綱」という。)に基づき、課題設定や研究成果の意義等について、4 つの機関評価(①外部の学識経験者である研究推進委員による学術評価、②(公財)生物工学研究センター内の運営委員会委員による内部評価、③岩手県が設置する試験研究機関等による顧客評価、④評議員・理事・監事による役員評価)を実施している。

一方、県が策定した「公益財団法人岩手生物工学研究センターにおけるバイオテクノロジー研究推進に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)では、「民間企業に対して直接的に技術移転を行う研究課題においては、直接的な顧客である技術

移転先の評価を得る必要がある」旨がバイオテクノロジー研究の課題の一つとして掲げられている。

これは平成 30 年度に終期を迎えた前基本方針を踏まえて平成 31 年 3 月の基本方針策定時に認識された課題である。しかし、令和元年度以降においても、特に、「大課題Ⅱ 健康の維持に貢献する技術の開発」に関して、県の試験研究機関以外の民間企業等を成果の対象者とした成果があるものの、従前と同様に、県の試験研究機関(地方独立行政法人岩手県工業技術センター、岩手県水産技術センター、岩手県農業研究センター)のみが評価者となっている。

(公財)生物工学研究センターは県からの委託に基づくバイオテクノロジーを用いた基礎的研究を主に行っていることから、研究結果の顧客は県の試験研究機関が中心であるものの、研究活動の適切かつ効率的な推進を図るためにも、民間企業等が成果の対象とする研究成果が含まれる研究課題については、直接的な顧客である技術移転先の評価を得るよう顧客評価の実施方法を見直されたい。

**図表 3 試験研究の有用性【個別意見】**

施設名	結果または意見の内容	
先端科学技術研究センター	意見 9	先端科学技術研究センターの位置付けの見直しについて
畜産研究所	意見 21	評価等の高い種雄牛の造成促進等について（種山畜産研究室）
県北農業研究所	指摘 11	試験研究成績書の作成について
県北農業研究所	意見 28	試験研究成績書の作成時期について
内水面水産技術センター	意見 45	試験研究結果の公開について
生物工学研究所	意見 48	顧客評価実施方法の見直しについて

## (2) 収入事務

試験研究機関においては、食用肉、鶏卵、米、野菜等の収穫物、あるいは種苗や稚魚などを販売しており、収入となっているケースがある。ただし、試験研究機関の使命はあくまでも試験研究であるため、これらの販売は副産物的なものに過ぎない。したがって、反復継続して取り組んでいるものと異なり、管理のレベルは確立したものとは言えず、いくつかの問題点も見受けられる。

『【指摘 5】納入期限までに納入されない歳入の取扱いについて(畜産研究所本所)』(畜産研究所)では、次のような意見を記載した。

南部かしわ 4 週齢雛の譲渡に際し、その代金 106,425 円について令和 5 年 8 月 7 日を納入期限として納付書を発付していたところ、同年 11 月 30 日時点においても未納付であるとして同年 12 月 1 日付けにて支払いを促す書面(以下「催告書面」という。)を送付し、結果として同年 12 月 26 日になって納付された事例がある。

当該南部かしわの譲渡代金に係る債権は私債権であることから、県は自治令第 171 条に基づき、期限を指定してこれを督促する必要がある、県が定めた債権の管理に関する規則第 8 条においては、特別な場合を除き、当該債権の履行期限の翌日から起算して 20 日以内に所定の様式により督促状を発する旨が定められている。

しかし、本件においては、履行期限の翌日から起算して 20 日目にあたる令和 5 年 8 月 27 日を大きく超過した令和 5 年 12 月 1 日付けにて催告書面を送付しており、なおかつ当該書面には期限の指定がなされていないため、自治令に定める督促の要件を満たしていない。

今後、歳入に係る出納管理をより慎重に行うとともに、納入期限を過ぎてもなお納入されない場合には、速やかに債権者に対して支払いを促すとともに、それでもなお納入しない者に対しては、納入期限の翌日から起算して 20 日以内に法令等に基づく督促を行うよう徹底されたい。

また、私債権に係る遅延損害金(遅延利息)は自治法等を始めとする法令に基づき請求するものではないが、契約書等に特段の合意がなされていなくとも、私人の有する私債権と同様に、民法上の法定利率による請求は可能である。このため、遅延損害金(遅延利息)に係る取扱いを機関として整理し関連職員に周知するとともに、納入遅延防止策の一つとして、契約書や物品譲渡時の書面等に、納入期限までに代金が納入されない場合には民法上の法定利率等に基づく遅延損害金(遅延利息)を請求する旨の記載を追加することを検討されたい。

また、『【意見 46】低廉な成魚販売価格の見直しについて』(内水面水産技術センター)では、ニジマス成魚の販売が適切な金額により行われていないのではないかとすることを意見として記載した。

内水面水産技術センター本来の目的ではない副産物としての成魚販売だが、内水面水産技術センターは自然災害等の予期せぬトラブルを見越して種苗・稚魚について余裕を持った分量を生産しており、余った種苗から成長した成魚は親魚として再生産に回ることとなるが、親魚となれない成魚は副産物として観光業者(ホテル・旅館)や釣り堀に販売される。

なお、これら一連の種苗・成魚の販売は、内水面水産技術センターから岩手県内水面養殖漁業協同組合(以下「養殖組合」という。)へ一旦売却され、養殖組合から養殖業者・観光業者へ売却されるといったように、全ての販売は養殖組合を介して行われる。

養殖組合に属さない旅館・ホテル等がニジマスの成魚を購入する場合、内水面水産技術センターから養殖組合へ売却がなされ、時間を置かずに養殖組合から旅館・ホテル等へ売却がなされる。

ニジマスの成魚の販売単価は、内水面水産技術センターから養殖組合への売却は 611 円/kg(以下「センター単価」という。)にて行われるが、養殖組合から旅館・ホテル等への売却は市場価格に基づく単価(以下「対旅館単価」という。)にて行われることとなる。この対旅館単価について報告書上は明記しないが、センター単価と対旅館単価の差(組合が享受する利幅)は相当に大きいとの感想を持った。この利幅は、養殖組合が行う出荷作業の対価を意味するが、養殖組合が在庫リスクを負わずに内水面センター水槽から成魚ニジマスが直接旅館・ホテル等に引き渡される実態や、出荷段階以前における全てのコストを内水面水産技術センターが負担している事実を鑑みるに、一般的な感覚からすればその利幅は大きすぎると感じてしまう。

また、飼料の高騰等を要因としてニジマスの平均卸売価格は上昇しており、令和 5 年度の東京都中央卸売市場の平均卸売価格(以下「卸売市場単価」という。)は 1,607 円/kg であった。都市部と地方という条件は異なるものの、センター単価の 611 円/kg と単純比較した場合に、両者の乖離は大きい。

以上をまとめると、センター単価と、実勢取引価格(市場価格)である対旅館単価・卸売市場単価の乖離は非常に大きいと考えられ、センター単価が市場価格比較で低廉であることが示唆される。令和 6 年度(4 月～9 月)平均の卸売市場単価は 1,738 円/kg となっており高騰が続いていることから、内水面水産技術センターには市場価格を念頭に置いたセンター単価の再検討を求めたい。

他方、養殖組合に属する養殖業者等がニジマスの成魚を購入する場合、内水面水産技術センターから養殖組合へ売却がなされ、時間を置かずに養殖組合から養殖業者への売却がなされる。

ニジマスの成魚の販売単価は、内水面水産技術センターから養殖組合への売却

はセンター単価 611 円/kg にて行われ、養殖組合から養殖業者等への売却は対旅館単価と比較した場合に相当低い価格(以下「対養殖組合員単価」という。)にて行われている。対養殖組合員単価について報告書上明記はしないが、実勢取引価格(市場価格)である対旅館組合単価・卸売市場単価と比較すると対養殖組合員単価は相当に低額であるため、養殖組合員が内水面水産技術センターより低廉価格で成魚ニジマスを購入し、そのまま市場価格で旅館・ホテル等の外部に販売することにより容易に利益が確保できる状況も考えられる。このことは、養殖業者が本来負担すべきコストを、内水面水産技術センターが負担している可能性があるということである。

成魚ニジマスは特段の育成を行わずとも市場価値があり、売却換金可能な棚卸資産である。また、内水面水産技術センターの成魚ニジマスの生産規模は前述のとおり県内収穫量の 7.7%を占める等の相応規模である。これらを勘案するに、やはり市場価格を念頭に置いたセンター単価の再検討が必要である。

さらに、令和 5 年度における内水面水産技術センターの成魚ニジマスの総販売重量の約 9 割を特定の養殖業者 1 者が購入している状況にあった。購入が 1 者に偏った経緯については不明だが、対養殖組合員単価は市場価格比で低廉のため広く需要が認められる可能性がある。養殖組合において実施する研修や総会等において成魚販売の案内は既に行っているとのことであったが、内水面水産技術センターとして、成魚販売に関連する情報提供をより広く行うことを検討されたい。

**図表 4 収入事務【個別意見】**

施設名	結果または意見の内容	
畜産研究所	指摘 5	納入期限までに納入されない歳入の取扱いについて(畜産研究所本所)
畜産研究所	意見 22	鶏卵販売価格の積算方法について(畜産研究所本所)
水産技術センター	意見 41	調定票の納入期限について
内水面水産技術センター	意見 46	低廉な成魚販売価格の見直しについて

### (3) 契約事務・支出事務

ここでは、契約や支出にかかる事務手続の妥当性の検証結果を記載する。指摘事項や意見の内容は次の3つに大別される。それぞれについて事例を挙げて説明する。

- ① 契約方法にかかる問題
- ② 契約金額にかかる問題
- ③ 業務の管理にかかる問題

#### ① 契約方法にかかる問題

契約方法にかかる問題では、随意契約になっている事例についてそれ以外の方法の検討を促す意見や複数年度に跨る契約方法についての意見を記載した。

『【意見 12】一者随意契約理由の妥当性について』(農業研究センター)では、次のような意見を記載した。

農業研究センターでは、農業研究センター及び隣接する博物館の警備業務を一者随意契約で委託契約を締結している。

警備業務や特殊な機器類の保守管理業務など、設置した機器類に関係が深い事業者と継続的に契約を締結しなければならない業務委託では、一者随意契約により相手方が選ばれることになるため、業務委託契約の価格面の競争が行われず、価格の妥当性についての検証が不十分となる傾向にある。このことは本業務委託についてもあてはまり、平成9年度の新規委託以降27年間、価格の競争が行われなかったことになる。

現在契約している当初のシステムを設置した事業者以外に業務委託する場合には、現在のシステムを使用することはできないため、機器交換に伴う費用が嵩み、更には、設置工事期間中の常駐警備(夜間・休日)に係る費用が追加発生するなど不経済であると考えているが、例えば、機器を交換する際に比較すべき費用は単年度で負担する費用ではなく、機器の設置から次回の機器の交換までの期間(※通常は数年かそれ以上になる場合もある。)で負担する費用である。

また、当初設置した機器を前提に警備業務の仕様を設定しているため、人的警備の必要性や価格の妥当性の比較検討も行われていない。仮に、警備システムを入れ替えることにより、人的警備の内容や実施時間の減少につながるのであれば、機器交換に伴う費用は、人的警備費用の削減により、十分に回収できることもある。特に、27年前に導入した警備機器より、現在の最新の警備機器の方が、利便性の向上やコスト削減は期待できる。警備業務については、機器類の交換も前提として、長期的な視点で、業務の見直しを実施することが期待される。

## ② 契約金額にかかる問題

契約金額の前提となる契約予定額の積算が不適当な業務量に基づいているという点を指摘した事例があった、

『【指摘 6】家畜飼養管理等業務委託に係る契約予定額の積算について(種山畜産研究室)』(畜産研究所)の指摘は次のとおりである。

種山畜産研究室においては、家畜飼養等管理業務の一部を一般社団法人江刺畜産公社へ外部委託している。

本契約は、「調査、研究及び観測等を依頼する場合で、あらかじめ価格を定めて特定の者に委託するとき」に該当するものとして、会計規則第 108 条第 1 項及び会計規則第運用通知 1(10)により見積書の徴収を省略し、県の積算した契約予定額により委託契約を締結している。

契約予定額の積算にあたっては、平成 8 年 8 月に県人事課により算定された種山畜産研究室の技能職員業務に係る総業務量(23,054 時間)を基礎とし、その後において間接検定法を現場後代検定法に変更したことに伴う変動分を加減算した業務量を用いている<sup>1</sup>。この方法により令和 5 年度家畜飼養管理等業務委託に適用された業務量は 8 人量であり、当該業務量に県の技能職員平均給料相当額を乗じた額を契約予定額としている。

しかし、積算の根拠とする業務量は 30 年近く前に算定されたものであり、現場後代検定への変更による影響は反映されているものの、業務の対象となる飼養頭数や凍結精液製造本数自体の減少や、その他の作業手法の変更等による影響は反映されていない。

本契約は会計規則第 108 条第 1 項及び会計規則第運用通知 1(10)により見積書の徴収を省略し、県の積算した契約予定額により委託契約を締結していることから、実態を踏まえたより慎重な契約予定額の積算が求められるものであり、あらためて現状を踏まえた家畜飼養等管理業務に係る業務量を積算し直す必要がある。

また、毎年度の契約締結時においても、その都度変更の要否を確認し、必要な場合には業務量を修正する等、実態を反映した契約予定額となるよう運用を見直されたい。

---

<sup>1</sup> 間接検定法及び現場後代検定法については、P105 参照。



### ③ 業務の管理にかかる問題

業務の管理については、事務手続の失念のようなものもあったが、業務の仕様そのものに問題があるというものも見受けられた。

『【指摘 17】委託業務の範囲の見直しについて』（内水面水産技術センター）では、次のような指摘を付している。

養殖組合に委託している種苗生産配布業務の内容は、契約書第1条により、契約書別記委託業務内容明細書に記載されており、それによると、卵管理、稚魚管理、成魚及び親魚候補管理の各段階において、出荷作業が示されている。

出荷作業とは、卵・稚魚・成魚（以下「成魚等」という。）を内水面水産技術センターから他へ送り出す作業、つまり、成魚等を売却し引き渡すことを意味する。

成魚等の売却については、内水面水産技術センターから養殖組合へ一旦売却され、同組合から養殖業者・観光業者へ売却される。養殖組合へ一旦売却される際には、成魚等の所有権は移転するものの、物理的には移転しないまま、成魚等が内水面水産技術センターの水槽から直接養殖業者・旅館ホテル等へ引き渡しが行なわれている。

物理的な移転の有無に着目すると、当該委託業務内容で示されている出荷作業は、養殖組合から養殖業者・旅館ホテル等へ成魚等を引き渡す作業を示しているものと解される。この場合、養殖組合に所有権がある成魚等を養殖業者・旅館ホテル等へ売却する行為に対し、委託料を支払っていることとなるため適切ではない。また、その売却収入が県ではなく養殖組合の収入となる点からも、当該行為に対し委託料を支払うことは適切ではない。

したがって、県は成魚等の出荷作業を委託業務の範囲から除くなどの見直しを行う必要がある。なお、委託業務の範囲を見直した場合には、委託料の積算も見直す必要があることを付記しておく。

図表 5 契約事務・支出事務【個別意見】

施設名	結果または意見の内容	
環境保健研究センター	意見 1	郵便切手の受払管理について
農業研究センター（本部）	意見 11	随意契約の比較
農業研究センター（本部）	意見 12	一者随意契約理由の妥当性について
農業研究センター（本部）	意見 13	随意契約の見直しについて
畜産研究所	指摘 6	家畜飼養管理等業務委託に係る契約予定額の積算について（種山畜産研究室）

施設名	結果または意見の内容	
畜産研究所	意見 23	のこくず購入取引の単価契約への速やかな移行について（畜産研究所本所、外山畜産研究室）
県北農業研究所	意見 29	複数年度契約の検討について
林業技術センター	意見 35	委託先の選定方法について
水産技術センター	意見 42	業務委託仕様書の業務内容について
内水面水産技術センター	指摘 16	委託業務実績報告書の未徴取について
内水面水産技術センター	指摘 17	委託業務の範囲の見直しについて
内水面水産技術センター	指摘 18	フェンス修繕工事請書に割印がないことについて

#### (4) 組織と人事管理

組織と人事管理にかかる意見は2つ記載した。一つは記録簿のアクセス制限に関することである。もう一方は、(公財)生物工学研究センターの業務に従事している県職員の時間管理に関する内容である。

『【意見 24】種雄牛馬等取扱勤務手当記録簿の管理フローについて(種山畜産研究室)』(畜産研究所)の内容は次のとおりである。

職員が、種雄牛の精液の採取や牛舎の掃除等の種雄牛に接する業務(以下「対象業務」という。)を行う場合、体重1トンに迫る種雄牛を扱う専門性やケガ等のリスクに対する手当として、「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」や人事委員会の定めに基づき、1日につき230円(4時間以上の勤務)又は138円(4時間未満の勤務)の種雄牛馬等取扱勤務手当(以下「種雄牛手当」という。)が支給される。

種雄牛手当の管理フローとしては、日次統制として、対象業務を実施した職員が作業内容や作業時間を共有フォルダ内のエクセルファイルの種雄牛馬等取扱勤務手当記録簿(以下「記録簿」とする。)に記載し、原則として当日中に上席である命令者が作業内容や時間を確認し、記録簿に「確認」という文言を入力することにより行われている。

この管理フローの問題点は、エクセルの記録簿を全職員がアクセス可能な共有フォルダ上で管理している点にある。共有フォルダ上のエクセルで管理することで、上席者でなくとも誰もがエクセル上に「確認」の文言を入力することで承認の形式が整うために、命令者の確実な検証が実施されない可能性がある。また、職員が過去の勤務記録を改ざんすることで、不正な手当を受ける機会も認められる。

今後の対応として、記録簿を紙管理として日々上席者が確認した結果を示す押印又はサインを残すこと、電子的に管理するとしてもアクセス権を少人数のみに限定することや、変更・編集部分を明示できるような仕組みへと変更すること、ファイルのバックアップを適時適切に保管すること等が求められる。

また、『【意見 49】県職員兼務状況の定期的な把握について』(生物工学研究所)では、次のような意見を記載した。

生物工学研究所には常勤の県職員3名及び会計年度任用職員1名が配置されている。このうち常勤の3名は、年度当初に職務専念義務免除を受けた上で(公財)生物工学研究センターの業務を兼務しており、令和5年度においては、各々年間900時間分の免除を受けている。なお、県の会計年度任用職員1名は管理部に籍を置くものの、県の業務のみに従事している。

また、当該3名の兼務職員以外に、公益的法人等への職員の派遣等に関する条

例及び同規則に基づき、県から(公財)生物工学研究センターへ2名の職員が派遣されている。

生物工学研究所は、県が設置した試験研究機関であるものの、「高度な研究を推進し、多様なニーズに弾力的に対応することが求められる」として、実際のバイオテクノロジーの研究については(公財)生物工学研究センターが担う形態とされており、特に必要と認められる場合には、職員が(公財)生物工学研究センターの職務を兼務することにも一定の合理性があるものと言える。

一方、年間の兼務業務に係る想定従事時間数は各 900 時間と見積もられており、1日 7.75 時間にて換算すると年間 116 日の勤務に相当する。概ね年間の半分程度の時間を(公財)生物工学研究センターの業務に従事することが想定されていることになるが、現状、県の業務と(公財)生物工学研究センターの業務の明確なすみ分けがなく、それぞれの業務に従事した時間数は把握されていない。

県職員の兼務を特に必要と認めた場合であっても、どの程度の兼務を必要と認めるかによっては、生物工学研究所へ配置する県職員の必要数にも影響するものと考えられる。毎年度、(公財)生物工学研究センターの業務への従事状況を確認した上で、例えば3年程度を目途に、派遣職員2名の業務量と併せて県職員の兼務の必要性を整理し、より実態を踏まえた職員配置数となるよう運用を見直されたい。

**図表 6 組織と人事管理【個別意見】**

施設名	結果または意見の内容	
畜産研究所	意見 24	種雄牛馬等取扱勤務手当記録簿の管理フローについて(種山畜産研究室)
生物工学研究所	意見 49	県職員兼務状況の定期的な把握について

## (5) 施設・設備の管理

施設・設備の管理にかかる問題には、以下の4点があった。

- ① 台帳と現物の管理の問題
- ② 廃棄予定備品の問題
- ③ 設備の有効活用の問題
- ④ 毒物及び劇物の管理の問題

### ① 台帳と現物の不整合の問題

備品台帳に記載されている備品について現物の確認ができなかった事例は多くの機関で見受けられた。それぞれの機関で事情があつて管理が複雑になっているケースが見られるが、将来的な担当者の交代なども考慮し、できる限り単純なアナログ方式の管理方法を採用すべきである。

『【意見 2】備品管理一覧表の整合性の確保について』(環境保健研究センター)では、次のような意見を記載した。

環境保健研究センターの備品台帳として、県の財務会計システムから出力される備品管理一覧表(以下「県統一台帳」という。)と環境保健研究センターが独自に作成している備品管理一覧表(以下「センター独自台帳」という。)がある。

センター独自台帳は、県統一台帳と異なり、取得順に付番する整理番号及び整理番号に紐づく備品写真、使用場所、所属部が記載されていることから、環境保健研究センターでは当該台帳を通常の備品管理台帳として使用している。

そのため、センター独自台帳から任意抽出した10件について実査を行ったところ、現物が存在しなかった備品が2件発見された。なお、当該備品について、県統一台帳を確認したところ、記載がなかった。

県によると、当該備品については、既に処分に係る手続きを行っているため県統一台帳に記載がないが、その後、センター独自台帳から削除するのを失念していたことが原因であるとのことであった。

現状、環境保健研究センターでは備品を二つの台帳により管理しているが、本来であれば、県統一台帳により一元管理すべきではある。しかし、センター独自台帳は、約2千の備品全部につき、備品写真と整理番号が紐づけされていることから、職員が異動しても備品を認識することが容易であるというメリットもある。また、当該写真及び整理番号を、県統一台帳の物品番号に振り直す作業も相当な労力を要するものと思われる。これらを考慮すると、現状の二重管理状態もやむを得ない面もあるが、そうであれば、センター独自台帳と県統一台帳の整合性の確保は必須である。

したがって、例えば、年に一度、両台帳の整合性の確認を厳格に行うなどして、

備品管理一覧表の整合性を確保する必要がある。

また、環境保健研究センターでは、備品等の現物確認調査に際し、県統一台帳とセンター独自台帳のうち、どちらの台帳と照合するかなど備品の確認方法が徹底されていなかった。例えば、統一的な方法を規定した備品管理マニュアルを作成するなどして備品の現物確認調査を行うことを検討されたい。

## ② 廃棄予定備品の問題

古い設備等でも長く大事に利用することは評価されることである。特に公金を財源にして購入したものは須らく県民のものであるから、これを最大限利用して県民の利益になる試験研究を実施してもらいたい。しかし一方で、試験研究機関が使っている備品等はある特定の研究に特化した機器が多く、汎用性があるものは比較的少ない。また、機器のスペックは非常に高度な技術を応用したものであるため、陳腐化速度も速く、一般的な備品ほどには「長く大事に利用する」ということが現実的には難しい。

今般の監査で視察したほぼ全ての試験研究機関において、既に利用していないにもかかわらず廃棄せずに敷地内あるいは建物内に保管し続けている備品が多数見受けられた。現場では、処分するのに費用がかかるため廃棄できていないと説明されること多かったが、いつかは処分しないと溜まり過ぎてからでは余計に廃棄コストがかかることは自明である。適時に処分することが必要であるし、また今後は当初購入時点からリースを採用する、下取り契約を事前に結んでおくなど対策を講じておくことが求められる。

『【意見 43】使用していない物品について』（水産技術センター）では、次のような意見を記載した。

監査で備品を実査するにあたり、物品の使用状況についても確認したところ、物品は実在するが、その使用頻度や今後の使用予定については再検討が求められる物品が存在した。

1 点目は、情報管理室で供用中のフロッピーディスクスタンドである。フロッピーディスクを見やすく、陳列することには優れているが、現在は、フロッピーディスクは使用していないため、当物品も使用していない。また、今後の使用予定もない。

2 点目は、観測データ解析室で供用中のパソコン一式(NEC)である。受入年月日は平成6年3月25日であり、担当者によると、物品自体の故障はないことであるが、動作確認もここ数年は行われていない。古い形式で保存されているデータで、当パソコンでしか開けないデータもあるとのことだが、古いデータのうち今後の使用や保管が必要と思われるデータは、現在のパソコンでも開けるデータに変換して保

存し、当パソコンは破棄すべきである。

3 点目は、精密分析室で供用中のガスクロマトグラフ(質量分析計)である。受入年月日は平成 6 年 3 月 30 日、取得価額は 1,272 万円である。担当者によると、物品自体の故障はなく、実査時に動作確認も行ったが、分析技術は進歩しており、従来の方法ではデータの信頼度が低いと評価されるため、過去 15 年間は使用していないとのことである。なお、廃棄にも費用がかかるほか、万一の状況も考えて保管は続けているとのことである。

水産技術センターは平成 6 年に現庁舎が完成し、当時に設置した、テーブル・事務機器・計測機器類も多くあるが、故障により本来の機能が失われているものや、仮に正常に作動するものでも、新製品の購入や新しい研究分野への移行等により、物品が陳腐化しているものもある。使用の見込みがなくなった場合には適時に処分し、研究室を整理し効率よく作業ができる環境を常に整備しなければならない。

### ③ 設備の有効活用の問題

それほど多くはなかったが、設備等を有効に活用していない事例もいくつか見受けられた。『【意見 30】旧農業改良普及センターの備品の有効活用について』(県北農業研究所)は、その事例である。

平成 18 年度において、県北農業研究所庁舎内に所在した二戸農業改良普及センター軽米地域普及所は、二戸農業改良普及センターへと統合された。同時に、組織としての役割は異なるものの、中央農業改良普及センター軽米普及サブセンターが新たに設置され、その後、平成 31 年度に農業普及技術課農業革新支援担当県北農業研究所駐在に改組され現在に至っている。これら組織再編の過程で、軽米地域普及所の備品は部分的に移管されたものの、県北農業研究所庁舎内には現在も軽米地域普及所時代(所管は二戸農業改良普及センター及び農業普及技術課)の備品が数多く残っており、遊休状態にあるとのことであった。

実地調査を行ったところ、まだ使用可能性がありそうな業務用冷蔵庫・冷凍庫や食器等の備品、しいたけ乾燥機等の設備、事務用椅子・机、その他の備品が数多く存在していた。県庁内の他所管への照会や売却可能性の検討等により有効活用を図ることが望まれる。

#### ④ 毒物及び劇物の管理の問題

試験研究機関は、研究に用いる毒物及び劇物を多く所有している。したがって、試験研究機関に勤務する研究者は、基本的には毒物及び劇物の管理については、専門家である。しかし、それにもかかわらず多くの機関で、その管理方法に杜撰な点が見られた。改善を強く望むものである。

『【意見 36】毒劇物の管理方法について』（林業技術センター）では、次のような意見を記載した。

林業技術センターは、毒劇物の管理及び取り扱いについて「林業技術センター毒劇物等管理要領」（以下「要領」という。）を定めている。要領第 4 より林業技術センターは、副所長を毒劇物等統括管理者（以下「統括管理者」という。）としており、統括管理者は、毒劇物等を保管し、又は取り扱う実験室ごとに、研究員の中から毒劇物等管理担当者（以下「管理担当者」という。）を指名している。

管理担当者は、毒劇物等の使用の都度、統括管理者が定める点検記録簿に使用した品名、使用量及び残量を記録し、管理責任者に報告しなければならない（要領第 12）。また、管理担当者は、毎年、定期的に毒劇物等の品名及び在庫量を確認し、管理責任者に報告しなければならない（要領第 10）。

点検記録簿は、ボトル、ビン等を単位として薬品一品ごとに 1 枚の紙で作成されており、この紙は穴を開けて綴じひもでつづられている。また、点検記録簿には識別 No. が記入されているが、番号が連続しておらず、さらに、現在使われている識別 No. を別途記録しておく仕組みもない。そのため、在庫量を確認するためなどとして、つづりから特定の点検記録簿を抜き取り、その点検記録簿を紛失してしまっても、紛失したことが認識されない危険性がある。

点検記録簿については、日常は表計算ソフト等のデータベースで管理することも方法である。その場合、在庫量を確認する際に紙を出力してそれを用い、その結果を速やかにデータベースに反映させる方法が考えられる。あるいは、現在使用している点検記録簿の識別 No. をデータベース化するなど一覧表を作成しておき、何時でも点検記録簿の網羅性を確認できる仕組みを整えておく方法も考えられる。

いずれにしても、現在の点検記録簿については、網羅性を確保する仕組みを設けておく必要がある。

これに続き、『【意見 37】毒劇物の廃棄の必要性の検討について』（林業技術センター）では、次のような意見も記載した。既に使用しないであろう毒物及び劇物については、安全面や管理面からも適時に処分することが必要である。

要領第 5(5)より、統括管理者は、毒劇物等の購入及び不要となった毒劇物等の



廃棄に関し指示するとしている。また、要領第 14 より、次の各号の一に該当する毒劇物等は、関係法令に従い、適正に廃棄するとしている。

- (1) 使用期限を過ぎたもの
- (2) 変質していることが明らかであるなど使用に耐えないと認められるもの
- (3) 今後の使用が見込めず統括管理者が不要と認めるもの。

上記(3)に関して、現在保管している毒劇物について、今後の使用可能性を検討している痕跡が確認できなかった。

点検記録簿には、薬品ごとに当初点検確認日が記載されている。その日付で最も古いのは平成 26 年 1 月 30 日であった。たとえばクロロホルムは 13 本のボトルがあり、過酸化水素水は 6 本のボトルがある。平成 26 年 1 月 30 日から監査時点まで使用されていない状況を踏まえると、ここまでの量を保管しておく必要性は極めて低いと考える。

毒劇物は細心の注意を払い厳重に管理する必要があり、管理にかかる手間やそのコストを考えれば、保管数量は必要最小限にとどめておくことが望ましい。

林業技術センターにおいては、近年、使用実績がない薬品について、今後、使用する可能性があるのかを検討し、使用が見込めない薬品は適正に廃棄処分とすることが望ましい。

**図表 7 施設・設備の管理【個別意見】**

施設名	結果または意見の内容	
環境保健研究センター	意見 2	備品管理一覧表の整合性の確保について
環境保健研究センター	意見 3	センター独自台帳の再確認について
環境保健研究センター	意見 4	陳腐化した備品の扱いについて
環境保健研究センター	意見 5	不用備品の廃棄の速やかな実施について
環境保健研究センター	意見 6	長期間未使用の薬品について
環境保健研究センター	意見 7	稼働休止中の太陽光発電設備の今後の取扱いについて
先端科学技術研究センター	意見 10	未稼働状態にある太陽光発電設備の今後の取扱いについて
農業研究センター（本部）	意見 14	未使用備品の扱いについて

施設名	結果または意見の内容	
農業研究センター（本部）	意見 15	不用物品の廃棄の速やかな実施について
農業研究センター（本部）	指摘 1	毒劇物受払簿の統一様式の使用周知徹底について
農業研究センター（本部）	指摘 2	毒劇物受払簿の未作成について
農業研究センター（本部）	指摘 3	毒劇物の保管方法について
農業研究センター（本部）	指摘 4	定期点検の実効性確保について
農業研究センター（本部）	意見 16	毒物及び劇物の全体在庫の把握について
農業研究センター（本部）	意見 17	毒劇物受払簿の記載方法の統一化について
農業研究センター（本部）	意見 18	毒劇物定期点検結果の未記載について
農業研究センター（本部）	意見 19	長期間未使用の毒劇物について
畜産研究所	指摘 7	システム出力帳票間の財産価格差異について（畜産研究所本所）
畜産研究所	意見 25	システム出力帳票間の財産価格差異に係る原因究明について（畜産研究所本所）
畜産研究所	意見 26	「毒劇物受払簿」の運用について（種山畜産研究室）
畜産研究所	指摘 8	毒劇物の実在庫数量と受払簿在庫数量の不一致について（種山畜産研究室）
畜産研究所	指摘 9	毒劇物払い出しに対する上席者の確認漏れについて（畜産研究所本所）
畜産研究所	指摘 10	乳牛舎における在庫毒劇物の棚卸未実施について（畜産研究所本所）
畜産研究所	意見 27	記録簿への記入方法について（畜産研究所本所）
県北農業研究所	意見 30	旧農業改良普及センターの備品の有効活用について
県北農業研究所	意見 31	使用率の低い設備の今後の取扱いについて
県北農業研究所	意見 32	県北農業研究所職員公舎の入居率の向上について
県北農業研究所	意見 33	毒物・劇物に該当する農薬の施錠管理について

施設名	結果または意見の内容	
県北農業研究所	指摘 12	毒物・劇物専用倉庫の鍵の管理について
県北農業研究所	意見 34	毒物・劇物に該当する農薬の在庫管理について
県北農業研究所	指摘 13	在庫毒劇物の棚卸未実施について
林業技術センター	意見 36	毒劇物の管理方法について
林業技術センター	意見 37	毒劇物の廃棄の必要性の検討について
林業技術センター	意見 38	宿泊施設の設備等の取扱いについて
林業技術センター	意見 39	行政財産の所管換えについて
水産技術センター	指摘 14	物品実査の方法について
水産技術センター	意見 43	使用していない物品について
水産技術センター	指摘 15	毒物劇物管理簿の承認印について
水産技術センター	意見 44	毒物劇物の保管場所の改善について
内水面水産技術センター	意見 47	補助事業廃止または転用に関する顛末の文書化について
生物工学研究所	指摘 19	科学研究費で取得した物品に係る寄付の会計処理について
生物工学研究所	指摘 20	物品台帳の記載漏れについて
生物工学研究所	指摘 21	毒物及び劇物の数量管理及び棚卸について

## (6) 知的財産の管理

知的財産の申請や維持にかかる手続については、各試験研究機関と県庁の所管部署が連携して行っている。ただし、知的財産を維持するためには、特許料を支払う必要があり、そのような特許料を支払って更新するという判断は各試験研究機関が主導権を持っていることが多いようである。以下、農業研究センターと生物工学研究所の事例を記載する。

『【意見 20】特許権の維持コストについて』(農業研究センター)では、次のような意見を記載した。

農業研究センターにおける特許権及び育成者権(登録品種)は、全て、更新の判断基準が「(3)当該特許権等を維持すべきその他の特別な事由があること。」に該当するとして更新している。因みに、判断基準の(1)は、「実施許諾契約を既に締結していて当該実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となっていること。」であり、判断基準の(2)は、「実施許諾契約を締結していないもので今後 1 年以内に実施許諾契約が締結される見込みがあり且つ実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となる見込みがあること。」であるが、これらに該当するものはない。

何年にも亘ってこれを利用する者が現れない、すなわち実施料収入が発生しないような特許権等については、今後もこれが利用される可能性は低いことを念頭においた判断が必要である。

このように考えた場合、表中「切断器具」は、2017 年に登録され、2018 年以降実施料収入が発生していないことから、その権利更新の適否を検討しなければならない。県がこの特許権を更新してきた理由は、共同出願者が権利維持の意向であり、加えて出願後 10 年間は特許料が抑えられる経過措置があるためであった。しかし、本来は将来的に本特許権が県民の利益になるか、もしくは単に維持コストだけを発生して終わるかを冷静に考量して判断しなければならない。今後は当該経過措置が終了し、特許料が大幅に増額することが分かっているため、監査実施年度である令和 6 年度において権利放棄の検討を行っているとのことである。

また、登録品種の中でも、りんどうの「キュースト」は令和 2 年度及び令和 3 年度の売上自体が発生していないし、またそれ以外にも極端に売上の少ないものが見られる。当然にこれらの品種については、実施料収入が登録料等のコストを上回ることは期待できない状態にある。これについても当年度もしくは次年度中に検討すべきである。

『【意見 50】特許権の維持コストについて』(生物工学研究所)では、次のような意見を記載した。

特許権 No.73 PPAR 活性化剤については、令和 6 年 3 月に特許権の共同所有者がその持分の放棄を提案している。このような場合においても、共有者が何故持分の放棄を提案してきたのか、その理由も調査し、以降単独で特許権を維持するかどうかを検討する必要がある。なお、監査実施期間である令和 6 年 11 月において、産業化の見込みのない当該特許権は次期更新時に維持しない方向とのことである。

いずれにしても、特許権については、その維持が県民の利益にならないと断定することは難しい、また、研究者のモチベーションなどを考慮すると発明者の意向なども大事にしたいところである。しかし、それゆえに一定のルールを決めて維持するかしないかの決定を行う必要がある。

**図表 8 知的財産の管理【個別意見】**

施設名	結果または意見の内容	
環境保健研究センター	意見 8	特許権の維持コストについて
農業研究センター（本部）	意見 20	特許権の維持コストについて
林業技術センター	意見 40	試験研究体制の維持について
生物工学研究所	意見 50	特許権の維持コストについて

## 2. 指摘事項及び意見一覧

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりである。指摘事項が 21 項目、意見が 50 項目あり、合わせて 71 項目である。

### <指摘事項及び意見の要約一覧表>

項目		指摘事項または意見	頁
<b>【環境保健研究センター】</b>			
③ 契約事務・支出事務	意見 1	郵便切手の受払管理について	51
⑤ 施設・設備の管理	意見 2	備品管理一覧表の整合性の確保について	52
⑤ 施設・設備の管理	意見 3	センター独自台帳の再確認について	53
⑤ 施設・設備の管理	意見 4	陳腐化した備品の扱いについて	54
⑤ 施設・設備の管理	意見 5	不用備品の廃棄の速やかな実施について	55
⑤ 施設・設備の管理	意見 6	長期間未使用の薬品について	55
⑤ 施設・設備の管理	意見 7	稼働休止中の太陽光発電設備の今後の取扱いについて	55
⑦ 知的財産の管理	意見 8	特許権の維持コストについて	56
<b>【先端科学技術研究センター】</b>			
① 試験研究の有用性	意見 9	先端科学技術研究センターの位置付けの見直しについて	61
⑤ 施設・設備の管理	意見 10	未稼働状態にある太陽光発電設備の今後の取扱いについて	63
<b>【農業研究センター】</b>			
③ 契約事務・支出事務	意見 11	随意契約の比較	76
③ 契約事務・支出事務	意見 12	一者随意契約理由の妥当性について	78
③ 契約事務・支出事務	意見 13	随意契約の見直しについて	79
⑤ 施設・設備の管理	意見 14	未使用備品の扱いについて	80
⑤ 施設・設備の管理	意見 15	不用物品の廃棄の速やかな実施について	81
⑤ 施設・設備の管理	指摘 1	毒劇物受払簿の統一様式の使用周知徹底について	82
⑤ 施設・設備の管理	指摘 2	毒劇物受払簿の未作成について	82
⑤ 施設・設備の管理	指摘 3	毒劇物の保管方法について	84
⑤ 施設・設備の管理	指摘 4	定期点検の実効性確保について	85
⑤ 施設・設備の管理	意見 16	毒物及び劇物の全体在庫の把握について	86
⑤ 施設・設備の管理	意見 17	毒劇物受払簿の記載方法の統一化について	86
⑤ 施設・設備の管理	意見 18	毒劇物定期点検結果の未記載について	87

項目	指摘事項または意見		頁
⑤ 施設・設備の管理	意見 19	長期間未使用の毒劇物について	87
⑦ 知的財産の管理	意見 20	特許権の維持コストについて	88
<b>【畜産研究所】</b>			
① 試験研究の有用性	意見 21	評価等の高い種雄牛の造成促進等について(種山畜産研究室)	96
② 収入事務	指摘 5	納入期限までに納入されない歳入の取扱いについて(畜産研究所本所)	100
② 収入事務	意見 22	鶏卵販売価格の積算方法について(畜産研究所本所)	102
③ 契約事務・支出事務	指摘 6	家畜飼養管理等業務委託に係る契約予定額の積算について(種山畜産研究室)	103
③ 契約事務・支出事務	意見 23	のこくず購入取引の単価契約への速やかな移行について(畜産研究所本所、外山畜産研究室)	106
④ 組織と人事管理	意見 24	種雄牛馬等取扱勤務手当記録簿の管理フローについて(種山畜産研究室)	107
⑤ 施設・設備の管理	指摘 7	システム出力帳票間の財産価格差異について(畜産研究所本所)	108
⑤ 施設・設備の管理	意見 25	システム出力帳票間の財産価格差異に係る原因究明について(畜産研究所本所)	109
⑤ 施設・設備の管理	意見 26	「毒劇物受払簿」の運用について(種山畜産研究室)	109
⑤ 施設・設備の管理	指摘 8	毒劇物の実在庫数量と受払簿在庫数量の不一致について(種山畜産研究室)	110
⑤ 施設・設備の管理	指摘 9	毒劇物払い出しに対する上席者の確認漏れについて(畜産研究所本所)	111
⑤ 施設・設備の管理	指摘 10	乳牛舎における在庫毒劇物の棚卸未実施について(畜産研究所本所)	111
⑤ 施設・設備の管理	意見 27	記録簿への記入方法について(畜産研究所本所)	111
<b>【県北農業研究所】</b>			
① 試験研究の有用性	指摘 11	試験研究成績書の作成について	115
① 試験研究の有用性	意見 28	試験研究成績書の作成時期について	116
③ 契約事務・支出事務	意見 29	複数年度契約の検討について	116
⑤ 施設・設備の管理	意見 30	旧農業改良普及センターの備品の有効活用について	116
⑤ 施設・設備の管理	意見 31	使用率の低い設備の今後の取扱いについて	117
⑤ 施設・設備の管理	意見 32	県北農業研究所職員公舎の入居率の向上について	117
⑤ 施設・設備の管理	意見 33	毒物・劇物に該当する農薬の施錠管理について	118

項目	指摘事項または意見		頁
⑤ 施設・設備の管理	指摘 12	毒物・劇物専用倉庫の鍵の管理について	119
⑤ 施設・設備の管理	意見 34	毒物・劇物に該当する農薬の在庫管理について	120
⑤ 施設・設備の管理	指摘 13	在庫毒劇物の棚卸未実施について	121
<b>【林業技術センター】</b>			
③ 契約事務・支出事務	意見 35	委託先の選定方法について	126
⑤ 施設・設備の管理	意見 36	毒劇物の管理方法について	127
⑤ 施設・設備の管理	意見 37	毒劇物の廃棄の必要性の検討について	128
⑤ 施設・設備の管理	意見 38	宿泊施設の設備等の取扱いについて	130
⑤ 施設・設備の管理	意見 39	行政財産の所管換えについて	131
⑦ 知的財産の管理	意見 40	試験研究体制の維持について	131
<b>【水産技術センター】</b>			
② 収入事務	意見 41	調定票の納入期限について	140
③ 契約事務・支出事務	意見 42	業務委託仕様書の業務内容について	141
⑤ 施設・設備の管理	指摘 14	物品実査の方法について	142
⑤ 施設・設備の管理	意見 43	使用していない物品について	143
⑤ 施設・設備の管理	指摘 15	毒物劇物管理簿の承認印について	144
⑤ 施設・設備の管理	意見 44	毒物劇物の保管場所の改善について	144
<b>【内水面水産技術センター】</b>			
① 試験研究の有用性	意見 45	試験研究結果の公開について	150
② 収入事務	意見 46	低廉な成魚販売価格の見直しについて	150
③ 契約事務・支出事務	指摘 16	委託業務実績報告書の未徴取について	155
③ 契約事務・支出事務	指摘 17	委託業務の範囲の見直しについて	155
③ 契約事務・支出事務	指摘 18	フェンス修繕工事請書に割印がないことについて	157
⑤ 施設・設備の管理	意見 47	補助事業廃止または転用に関する顛末の文書化について	157
<b>【生物工学研究所】</b>			
① 試験研究の有用性	意見 48	顧客評価実施方法の見直しについて	167
④ 組織と人事管理	意見 49	県職員兼務状況の定期的な把握について	169
⑤ 施設・設備の管理	指摘 19	科学研究費で取得した物品に係る寄付の会計処理について	172
⑤ 施設・設備の管理	指摘 20	物品台帳の記載漏れについて	174
⑤ 施設・設備の管理	指摘 21	毒物及び劇物の数量管理及び棚卸について	176
⑦ 知的財産の管理	意見 50	特許権の維持コストについて	177



## 第5章 外部監査の結果及び意見—各論—

### 1. 岩手県環境保健研究センター

#### (1) 研究施設の概要

##### ① 設立目的

環境保健研究センターは、新たな感染症発生や食の安全・安心問題、環境汚染問題や生物多様性の保全など増大かつ複雑多様化する環境保健課題に対応し、県民の健康を保持・増進し、県の優れた環境を保全するため、環境保健行政の科学的・技術的拠点として設置されたものである。

岩手県知事部局行政組織規則には以下の所掌事務が定められている。

- (1) 環境及び保健に関する調査研究及び技術開発に関すること。
- (2) 環境及び保健に関する普及啓発、研修指導及び情報提供に関すること。
- (3) 病原の検索及び血清学的検査に関すること。
- (4) 薬品その他の化学試験に関すること。
- (5) 食品の検査に関すること。
- (6) その他公衆衛生に関する試験検査に関すること。
- (7) 保健所その他の衛生試験検査施設の指導に関すること。
- (8) 環境に関する監視、測定及び検査に関すること。

##### ② 所在地

岩手県盛岡市北飯岡一丁目 11 番 16 号

##### ③ 施設の概要

- 1) 建物面積 6,009 m<sup>2</sup>(敷地面積 21,743 m<sup>2</sup>)
- 2) 建物 本館 鉄筋コンクリート造 3 階建 5,697 m<sup>2</sup>  
附属棟 鉄骨造平屋建 312 m<sup>2</sup>

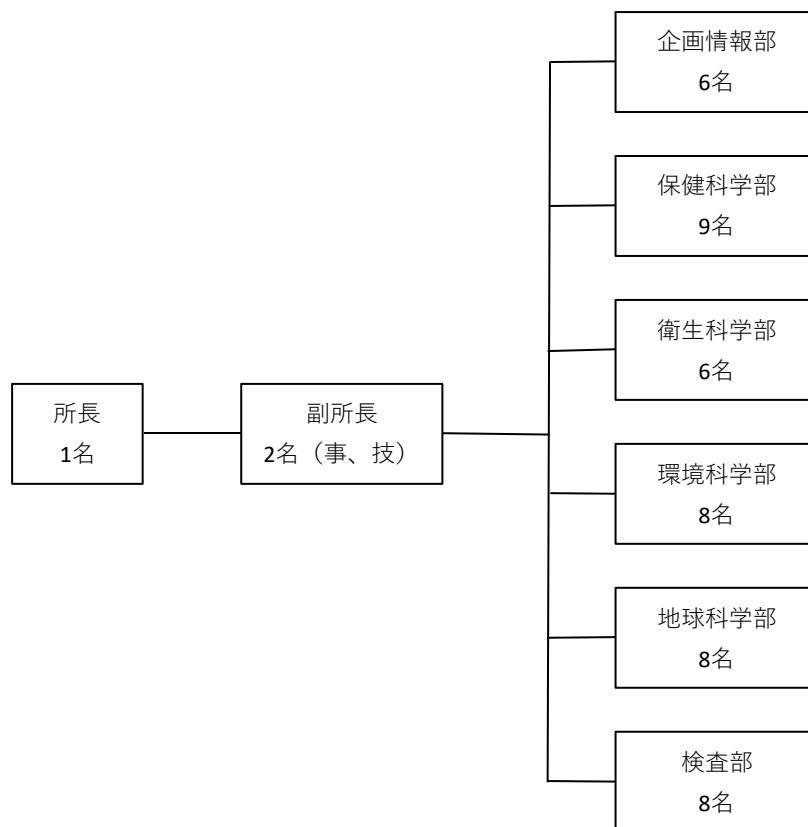
##### ④ 沿革

大正 12 年 10 月	岩手県警察部衛生課所属の岩手県細菌検査所を新設
昭和 23 年 11 月	岩手県衛生研究所設置条例をもって岩手県衛生研究所となり、庶務部、細菌検査部、化学試験部、食品衛生部の新体制で発足
昭和 46 年 4 月	衛生研究所に環境衛生部を新設 岩手県公害センターを新設
平成 13 年 3 月	現在地に現庁舎竣工、移転

平成 13 年 4 月	岩手県衛生研究所と岩手県公害センターを統合し、岩手県環境保健研究センターを設置
平成 17 年 4 月	盛岡保健所、一関保健所、宮古保健所及び二戸保健所の検査室を統合し、「検査部」を設置
平成 23 年～	東日本大震災津波からの復興の取組として、被災地における空間線量率や食品の放射性物質の測定を開始
令和 2 年～	新型コロナウイルス感染症について 4 万件余の PCR 検査を実施 現在は全ゲノム解析により変異株の監視を継続

### ⑤ 組織と職員数(令和 5 年 4 月 1 日現在)

職員は 48 名体制となっている。組織図は以下のとおりである。



そのほか、会計年度任用職員が 15 名となっている。

## ⑥ 研究課題の内容(令和5年度実施課題)

### 【重点研究5課題】

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
食中毒原因となる自然毒の特定方法等に関する研究	次の事項について研究等を実施し、当センターにおける自然毒分析体制の充実強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有毒山野草、キノコ等毒成分の機器分析(LC-MS/MS、TOF-MS)手法の確立</li> <li>・ 有毒山野草、キノコ等の特定のためのPCR法の適用</li> <li>・ 調理した食品からの毒成分、遺伝子の検出方法等の検討</li> <li>・ 定性用標準(草本、分離画分、標準物質等)の調製</li> <li>・ 県産ホタテガイにおける貝毒成分のモニタリングと解析</li> </ul>	R3～R5 (継続)	○
化学物質による環境リスクの把握・低減化に向けた各種スクリーニング分析法の開発と応用	LC-QTOFMS(Negative)モードによるAIQS-DBの拡充や、高極性物質の分析法開発を行い、より幅広い化学物質スクリーニング法を確立するとともに、環境試料測定への適用可能性を検討する。	R5～R7 (新規)	○
岩手県における絶滅危惧植物を対象とした種の存続の技術開発に関する研究	本県において野生絶滅のおそれがある植物から、自生地が限定され、残存数が少ない希少植物を存続させるために必要となる保護や苗生産法の開発に取り組むとともに、希少植物の資源的活用法についても研究を行う。	R4～R8 (継続)	○
ツキノワグマの個体数推定精度の向上ならびに生息密度がツキノワグマの出没に及ぼす影響	行政において毎年度設定している捕獲上限数について、それを求める際に必要である生息数の推定精度を上げるため、クマの移動特性を考慮に入れた個体数推定モデルの構築を目指す。また、地域個体群の維持のためには、地域別の生息密度を考慮に入れた管理が必要であるが、生息密度とクマの出没件数や有害捕獲数等の他のデータとの関係性は明らかにされておらず、この関係性について詳細を明らかにする。	R4～R8 (継続)	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
個体特性および個体群構造に基づいたイヌワシの保全に関する研究	県内に生息するイヌワシの繁殖状況モニタリング、映像を用いた個体識別、遺伝子解析により、イヌワシの分布、繁殖状況、生息環境、個体群構造等に関わるデータを収集し、各個体の生態的、遺伝的、行動的特性を用いて生息や繁殖との関わりについて多面的に解析することによりイヌワシの保全に資する知見を得る。	R3～R5 (継続)	○

【基礎研究 8 課題】

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
岩手県における小児呼吸器ウイルスの疫学に関する研究	小児の呼吸器疾患起因ウイルスの検出を行うとともに、患者の疫学的背景との関連を解明することにより、感染症発生動向調査事業の推進と、感染症発生時の行政検査に活用する。	R4～R5 (継続)	—
環境水サーベイランスにおける病原ウイルスアセスメント	これまでのエンテロウイルス属の検出に加え、その他の腸管系ウイルスの検出を行うことで上流域の腸管系ウイルスの流行状況を把握し、感染症発生動向調査における環境水サーベイランスの有用性について検証する。	R5 (新規)	—
地域の健康課題解決を目的とした保健情報の効果的活用に向けた基礎的研究	地域の健康課題解決に向けた、より効果的な情報還元を進めるため、関係機関における保健情報の活用状況及びニーズ等について調査し、保健情報活用の実態を把握するとともに、当センターの情報還元内容及び方法の評価・検討を行う。また、地域の特徴的な健康課題等を抽出するための新たなデータ解析法の確立に向けた検討を行う。	R4～R5 (継続)	—
残留動物用医薬品検査における分析対象化合物の見直しのための検討	分析対象化合物の見直しを図り、使用実態に即した検査体制の再構築するため、関係機関との分析対象化合物の擦り合わせを実施し、他県の事例を参考として、現行の LC-MS/MS の一斉分析に組込めるかどうかを評価する。併せて、新しく発出された通知法の LC/MS I 法について適用を試行し、分析対象化合物の見直しを検討する。	R4～R5 (継続)	—

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
残留農薬検査における GC-MS/MS 分析の水素キャリアガス使用の検討	当センター担当部署では、残留農薬検査の分析に GC-MS/MS を用いている。GC-MS/MS 分析で使用するキャリアガスについては、ヘリウムが一般的であるが、現在、日本国内へのヘリウム供給が不安定化し、価格も高騰するなどの問題が発生しており、いつ供給を止められてもおかしくない状況にある。このため、ヘリウムの供給停止時にも対応できるよう、ヘリウムの代替ガスとして、水素による分析を検討する。	R5～R6 (新規)	—
陽イオン性界面活性剤の分析法の検討	本県では、過去に惣菜製造業者が使用の認められていない陽イオン性界面活性剤(指定外添加物)を使用するという事例が発生し、令和 3 年度に再度同様の違反疑いの事例が発生したところである。そこで食の安全・安心を確保するため、陽イオン性界面活性剤の分析法を確立するとともに、標準作業書の作成を目指そうとするものである。	R5 (新規)	—
公共用水のメンブランフィルター法による大腸菌数測定方法の改善及び実用化へ向けた検証	以前実施した研究において分離したグラム陽性球菌と大腸菌の発育を比較し、メンブランフィルター法により特定酵素基質寒天培地において大腸菌数が正確に計測できる条件(培地の種類、培地の組成、培養時間等)を検討する。この条件の有効性について、公共用水域の検水を用いて検証しこれを評価する。	R4～R5 (継続)	—
微小粒子状物質(PM2.5)濃度の地域的な特性に関する研究	県内の 2 箇所の観測点において採取した微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析を行い、その成分分析の結果と常時監視データのデータを解析することによって、広域的越境汚染の影響や地域的な汚染等の特徴を明らかにし PM2.5 の発生源対策に資する。	R4～R5 (継続)	—

【外部資金研究(国庫補助・外部資金・本庁県単事業費等) 3 課題】

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法の開発・検証	厚生労働省事業の中で「GC/MS 及び LC/MS による農薬等の系統試験(畜水産物)改良法」を担当し、食品中に残留する農薬等の試験法の開発や既存の分析法の評価・改良等、食品の安全性を確保する。	H23～	—
LC/MS による「未規制化学物質」分析法の開発(環境エコ調査)	環境水中の分析法を開発する。	H13～	—
食品由来感染症の病原体解析の手法及び病原体情報の共有に関する研究	毎年大規模な流行を繰り返している腸管出血性大腸菌等の食品由来感染症の予防とまん延防止を目標として、病原体の解析法の高度化を行うとともに、病原体情報の共有システムの強化を行う。	R3～R5	—

【協力研究(国環研 I 型・II 型共同研究含む) 6 課題】

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
岩手県北地域コホート研究	県北地域において前向きコホートを設定し、地域発症登録、人口動態データ、介護保険情報を利用して各疾患の発症率及び死亡率の把握、リスクに関する検討を行う。	H16～	—
食中毒原因ウイルス等の汎用性を備えた検査法と制御を目的とした失活法の開発のための研究	食中毒原因ウイルス(特にヒトノロウイルス: HuNoV)の汎用性および国際整合性を備えた食品からの検査法を整備するとともに HuNoV 不活化に対し実効性のある衛生対策手法の構築を目指す。	R4～R6	—
ワクチンで予防可能な疾患のサーベイランス及びワクチン効果の評価に関する研究「ポリオ環境水サーベ	環境水ポリオウイルスサーベイランスの持続的な実施法に関する研究を行う。	R5	—

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
イランの質確保の研究」(流行予測事業)			
河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究	地環研と国環研が共同で河川プラスチックごみの実態調査を実施し、プラスチックごみの排出実態に関する基礎的な知見を得るとともに、各地域の結果を相互比較可能なものにするため、調査方法及び対策効果検証方法の共有化を図る。	R3～R5	—
災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発	GC/MS の全自動同定定量データベースシステム(AIQS-DB)を活用した、災害時緊急環境調査の方法論を確立する。	R4～R6	—
公共用水域における有機・無機化学物質まで拡張した生態リスク評価に向けた研究	スクリーニング分析手法を通じて国内で測定対象とすべき化学物質(無機化学物質を含む)を選定し、測定濃度と水生生物の対する予測無影響濃度を比較することで水生生物に対する生態リスクの情報を充実化する。	R4～R6	—

## ⑦ 決算の推移

### 1) 収入

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
国庫支出金	4,400	17,711	12,482	
諸収入	24,741	4,418	1,226	
県債	38,000	25,000	22,000	
合計	67,141	47,129	35,709	

### 2) 支出

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
報酬	13,339	22,357	17,113	
給料	1,584	1,392	761	
職員手当等	3,163	4,405	3,525	
共済費	2,712	4,341	3,481	
報償費	814	819	717	
旅費	2,285	3,753	4,441	

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
需用費	44,966	53,603	48,934	
役務費	996	1,512	1,466	
委託料	71,435	67,401	70,687	
使用料	26,369	24,390	24,382	
工事請負費	42,350	—	—	R3: 中央監視装置等更新工事 42,350 千円
備品購入費	624	30,800	35,535	R4: 三連四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置 30,800 千円 R5: イオンクロマトグラフ 13,783 千円、還元気化水銀測定装置 5,830 千円
負担金	335	377	404	
公課費	92	43	109	
合計	211,072	215,201	211,560	

## (2) 監査の結果

### ① 試験研究の有用性

記載すべき事項はない。

### ② 収入事務

記載すべき事項はない。

### ③ 契約事務・支出事務

#### 【意見 1】郵便切手の受払管理について

企画情報部で利用する郵便切手(以下、本項において「切手」という。)を購入する場合、物品購入票を起票し、岩手県庁生活協同組合で購入し、切手の受払がある都度、「郵便切手等受払簿」(以下、本項において「受払簿」という。)に記入し、切手の受払管理をすることになっている。

令和6年3月21日に6種類の切手を合計11,914円購入し、同年3月22日に生活習慣病予防支援システム(国庫事業)の実施通知を発送するために11,914円分の切手を使用しているが、この国庫事業分の購入分と使用分について、購入直後の使用であり、かつ、少額であるという理由から受払管理を行っていなかった。

切手の適正な数量管理、残高管理の観点から、国庫事業分についても受払管理



を行い、受払がある都度、購入した切手の種類ごとに購入数、使用した切手の種類ごとに払出数を受払簿に記入することが必要である。

また、切手の購入に関する物品購入票を閲覧したところ、レターパックの購入も散見されたが、大量の購入は行われておらず、必要な分だけの購入と見受けられた。監査実施時点において、レターパックは受払簿が作成されていないが、レターパックは普段使用する切手より高額であり、今後、レターパックに関しても受払管理を行う必要がある。

#### ④ 組織と人事管理

記載すべき事項はない。

#### ⑤ 施設・設備の管理

##### 【意見 2】備品管理一覧表の整合性の確保について

環境保健研究センターの備品台帳として、県の財務会計システムから出力される備品管理一覧表(以下、本項において「県統一台帳」という。)と環境保健研究センターが独自に作成している備品管理一覧表(以下、本項において「センター独自台帳」という。)がある。

センター独自台帳は、県統一台帳と異なり、取得順に付番する整理番号及び整理番号に紐づく備品写真、使用場所、所属部が記載されていることから、環境保健研究センターでは当該台帳を通常の備品管理台帳として使用している。

そのため、センター独自台帳から任意抽出した 10 件について実査を行ったところ、現物が存在しなかった備品が 2 件発見された。なお、当該備品について、県統一台帳を確認したところ、記載がなかった。県によると、当該備品については、既に処分に係る手続きを行っているため県統一台帳に記載がないが、その後、センター独自台帳から削除するのを失念していたことが原因であるとのことであった。

現状、環境保健研究センターでは備品を二つの台帳により管理しているが、本来であれば、県統一台帳により一元管理すべきではある。しかし、センター独自台帳は、約 2 千の備品全部につき、備品写真と整理番号が紐づけされていることから、職員が異動しても備品を認識することが容易であるというメリットもある。また、当該写真及び整理番号を、県統一台帳の物品番号に振り直す作業も相当な労力を要するものと思われる。これらを考慮すると、現状の二重管理状態もやむを得ない面もあるが、そうであれば、センター独自台帳と県統一台帳の整合性の確保は必須である。

したがって、例えば、年に一度、両台帳の整合性の確認を厳格に行うなどして、備品管理一覧表の整合性を確保する必要がある。

また、これに加えて、環境保健研究センターでは、定期的な備品等の現物確認

調査は行っているものの、県統一台帳とセンター独自台帳のうち、どちらの台帳と照合するかなど備品の確認方法が徹底されていなかった。

備品を適切かつ効率的に管理するためには、県統一台帳及びセンター独自台帳と現物の照合を行い、現物の有無のほか、使用状況等を確認することが不可欠である。したがって、例えば、統一的な方法を規定した備品管理マニュアルを作成するなどして備品の現物確認調査を行うことを検討されたい。

### 【意見 3】センター独自台帳の再確認について

環境保健研究センターでは、令和 2 年度に備品の現物確認調査を行っており、その結果、現物が存在しなかった備品やその一部が存在しなかった備品が 63 件発見された。その後、令和 6 年 1 月に改めて「所在不明物品一覧」として整理し、『【意見 2】備品管理一覧表の整合性の確保について』に記載した 2 件を含めた計 56 件の備品について、財務会計上の処分手続きを行っており、県統一台帳からは当該所在不明物品は削除されている。

しかし、センター独自台帳上は、当該所在不明物品は削除されておらず存在している状態となっている。したがって、所在不明物品については、再確認を行った上で、センター独自台帳から削除する必要がある。

### 【意見 4】陳腐化した備品の扱いについて

備品の実査を行ったところ、既に使用されていない備品が 2 件あった。また、現地視察を行ったところ、実査した備品以外にも、旧式化などの理由により使用されていない(または使用できない)と思われる備品が多々見受けられた。なお、県統一台帳及びセンター独自台帳上は、このような陳腐化の状況については把握することができない。

図表 9 陳腐化した備品の例

整理番号	物品番号	品名	金額(円)	備考
0134	412-00103974	パーソナル コンピュータ	1,027,425	使用できない
1676	423-00022454	イオンクロマト グラフ	7,843,500	使用されていない(新式 購入により処分希望) 備品整理表(シール)の 貼付なし
1734	412-00096788	4面マルチ ビジョンシステム	12,761,700	故障により使用できない

陳腐化した備品であっても、現物がある以上は管理を行わなければならないし、保管スペースも必要となる。これら管理コストの観点からは、陳腐化した備品は不要物品として整理(不用決定)し、処分を進めていくことが望ましい。

したがって、環境保健研究センターは現物確認調査を実施し、備品の使用状況を把握したうえで、不用と判断された備品については適時に処分を進めていく必要がある。

### 【意見 5】不用備品の廃棄の速やかな実施について

環境保健研究センターにて処分を要する物品があるときは、盛岡広域振興局長に所管換えを行い、盛岡広域振興局長が不用の決定を行うこととなる(物品管理規則第13条第2項、会計規則第197条第1項)。不用の決定後は、当該物品を廃棄する(会計規則第198条)こととなるが、環境保健研究センターには廃棄されないまま保管されている状態となっている備品が多数見受けられた。

環境保健研究センターによると、廃棄のための予算を確保することができず、やむなく保管したままになっているとのことであった。しかし、廃棄待ちとはいえ、現物管理を行わなければならないため、所要の事務手続やスペースの確保といった管理コストがかかることとなる。また、廃棄せずに保管し続ければ支出は生じないともいえるが、昨今の物価上昇を踏まえると、保管し続けることで処分費用がより高くなることも考えられる。そのほか、不用決定済みの備品については、センター独自台帳から削除されるため、簿外管理状態となり、備品の効率的管理の観点からも望ましくない。

したがって、適時に不用備品の廃棄を実施する必要がある。

#### 物品管理規則より抜粋

(所管換え)

第13条 (略)

2 物品管理者は、処分を要する物品があるときは、各課等の長にあつては出納局総務課総括課長に、地方公所の長及び準地方公所の長にあつては広域振興局長に当該物品の所管換えをしなければならない。

#### 会計規則より抜粋

(処分のための所管換え)

第196条 物品管理者は、物品管理規則第13条第2項の規定により処分を要する物品について所管換えを行う場合は、物品所管換通知票を出納局長又は広域振興局長に送付しなければならない。

2 (略)

(不用の決定)

第 197 条 出納局長及び広域振興局長は、前条の規定により所管換えを受けたときは、不用の決定をするものとする。ただし、使用の見込みのある物品については、この限りでない。

2 (略)

3 物品管理者は、前条第 1 項の規定により所管換えをした物品について、出納局長又は広域振興局長が当該物品に係る処分を通知するまで、保管しなければならない。

(不用物品の処分)

第 198 条 前条の規定により不用の決定をした物品は、これを売り払うものとする。ただし、次に掲げる場合にあつては、廃棄することができる。

- (1) 売払価格が売払いに要する費用を超えないとき。
- (2) 売り払うことを不適当と認めるとき。
- (3) 売り払うことができないとき。

### 【意見 6】長期間未使用の薬品について

環境保健研究センターは、薬品の在庫登録、保管及び使用状況等の管理を薬品管理支援システムにより行っている。薬品の在庫調査は、毒劇物については毎年 9 月及び 3 月、それ以外の薬品については 3 月に行っている。薬品管理支援システムから出力される棚卸リスト等をもとに在庫調査は行われており、薬品在庫調査結果報告書等を閲覧したところ、在庫調査は適切に行われているとの心証を得た。

また、毒劇物を含む薬品の実査を行ったところ、確かに在庫の保管量及び保管状況は、システムによるバーコード管理が行われていることもあり、良好であった。

しかし、使用期限が切れている薬品が散見された。中には 2002 年に購入したまま開封されず 20 年以上一度も使用されていない薬品もあった。

環境保健研究センターによると、廃棄のための予算が確保できていないため廃棄処分できていないとのことであったが、保管スペースの問題のほか、盗難・紛失による想定外の事故等のリスクを抱え続けることとなる。したがって、長期間未使用の薬品については、安全管理上の観点から、今後の使用見込みを検討したうえで、不用と判断した薬品は、適切に廃棄処分する必要がある。

### 【意見 7】稼働休止中の太陽光発電設備の今後の取扱いについて

環境保健研究センターには、平成 13 年にセンターの現庁舎が竣工した際に、整備された太陽光発電設備がある。この太陽光発電設備は、現庁舎建物本館の屋上に 10kW ユニット×2 基が設置されており、出力は 20.16kW である。太陽光発電設備により発電された電力は、施設内の通常機器用として利用されており、外部へ

の売電は行われていない。

この太陽光発電設備は、令和2年度に設備の故障により発電がされないことが認識され、現在は稼働休止中の状態である。故障の要因について、詳細把握はされておらず、どの程度の修理費用がかかるかも不明であり、監査実施日時点では、修理等の対応は取られておらず、また、設備のメンテナンスも行われていない。

太陽光発電設備を整備してから20年以上が経過しているが、太陽光パネルの一般的な耐久性能は20～30年と言われており、適切なメンテナンスを行わないと、設備の劣化が進み使用可能期間が短くなることも想定される。

県の考え方として、温室効果ガスを多く排出する県有施設等の脱炭素化を推進するため、令和5年10月に、「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針」が公表されているが、太陽光発電設備については、10kW以上設置可能な県有施設の約50%以上に自家消費型の太陽光発電施設を導入することを示している。

稼働休止中の状態が数年継続しているが、この太陽光発電設備について、まず故障の要因の把握、修理する場合に発生する費用規模の把握をした上で、現状のままでの維持を良しとするのか、それとも、脱炭素化を推進するために必要な設備の修理、更新を行うのか、県としての考えをまとめておく必要がある。

## ⑥ システムの管理

記載すべき事項はない。

## ⑦ 知的財産の管理

### 【意見 8】特許権の維持コストについて

環境保健研究センターにおける特許権等の取得状況は次のとおりである。

図表 10 特許権の状況

No.	名称	登録年月日	備考
1	炭化物の製造方法及び炭化物	H25.7.5	R4.3.31 共有特許権者との実施契約満了
2	ウイルスの吸着方法	H26.5.9	

(出所：県提出資料より監査人作成)

現状、環境保健研究センターにおける特許権等で維持されているものは、上記の2件である。「1 炭化物の製造方法及び炭化物」については表中に記載のあるとおり、令和3年度まで共有特許権者との間で実施契約があったが、「2 ウイルスの吸着方法」については、取得後、この特許権を活用した調査研究は実施されておらず、

また実施料収入も発生していない。他方、毎年数万円程度の維持コストが発生している状況である。

この特許権はノロウイルス感染症の低減化に資するものであるが、その方法はウイルスの電気的特性を活用したもので、県としては、ノロウイルスのみならず、他のウイルスへの応用が可能と考えている。2020年より新型コロナウイルスが世界的に流行し県民のウイルス等による感染症への関心が非常に高い状況であるため、今後調査研究等(環境中のウイルス濃縮等)に活用できる可能性を考慮し、県としては権利の維持をしている。

しかし、ノロウイルス感染症はここ数年で出現したものではなく、2014年に登録されてから10年以上も他者の利用がなかった事実に鑑みると、本特許権については、利用する状況が発生していないか、あるいは方法論として陳腐化しているか、もしくは関係者に広く知られていない可能性なども考えられる。

いずれにせよ、現状では実施料収入が維持コストを上回ることが見込めない状況であり、知財ガイドライン第5に則り、維持するかどうかを検討する必要がある。無論、県の見解のとおり、今後の活用可能性がゼロではない。したがって、向こう何年間など期限を区切り、その間の環境変化を考慮し、維持するかどうかの決定を考えるべきである。

#### 知財ガイドラインより抜粋

(更新に係る判断基準)

第5 特許権等の権利の存続期間更新にあたっては、次の各号に掲げる判断基準のほか、各部局における発明評価の結果や関係者との協議を踏まえて判断するものとする。なお、共有に係る特許権等については、当該共有者との協議のうえで判断するものとする。

- (4) 実施許諾契約を既に締結していて当該実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となっていること。
- (5) 実施許諾契約を締結していないもので今後1年以内に実施許諾契約が締結される見込みがあり且つ実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となる見込みがあること。
- (6) 当該特許権等を維持すべきその他の特別な事由があること。

## 2. 岩手県先端科学技術研究センター

### (1) 研究施設の概要

#### ① 設立目的

先端科学技術研究センターは、中長期的な視点から先導的・先端的な研究開発を支援することにより、本県産業の基盤整備と、新産業の創出や新技術の開発を推進することを目的とし、産学官が連携し、基礎から応用まで総合的な研究を進めていく中核となる試験研究機関として、平成 11 年 4 月に設置されている。

岩手県知事部局行政組織規則第 31 条の 4 において、先端科学技術研究センターは、次に掲げる業務を行うこととされている。

- 1) 先端的な科学技術の研究に関すること。
- 2) 先端的な科学技術に関する研究の企画及び調整に関すること。
- 3) 先端的な科学技術に関する情報の収集及び提供並びに研究交流に関すること。

また、以下の目標の達成を目指すものとされている。

- ① 将来を見据えた中長期的な戦略の確立と実践
- ② 本県の各種資源を最大限に活用できる体制の構築
- ③ 県民ニーズに速やかに対応できる柔軟な研究システムの整備
- ④ 他地域と差別化された本県独自の研究活動の展開
- ⑤ 研究員の効率的な研究と資質向上

#### ② 所在地

岩手県盛岡市北飯岡二丁目 4 番 26 号

#### ③ 施設の概要

- 1) 規模
  - ・鉄筋コンクリート造り 2 階建て(延床面積 2,512 m<sup>2</sup>、接続部廊下 60 m<sup>2</sup>)
- 2) 主要施設
  - ・大型研究室、共同研究室、プロジェクト研究室、精密実験室(クリーンルーム)、会議室(会議用、ミーティング用、発表会用)、事務室

#### ④ 沿革

平成 9～10 年 旧科学技術庁の「先導・基盤的研究開発施設整備事業」により整備(施設整備事業費 1,103 百万円)

平成 11 年 開所

#### ⑤ 組織と職員数(令和 5 年 4 月 1 日現在)

平成 26 年度から組織再編により先端科学技術研究センター独自の職員は配置せず、県の科学 ILC 推進室(平成 31 年度からは科学・情報政策室)職員の兼務により運営している(令和 5 年 4 月 1 日現在 7 名兼務)。

役職	担当者
先端科学技術研究センター所長	科学・情報政策室長
先端科学技術研究センター副所長	科学・情報政策室 科学技術課長
先端科学技術研究センター部員	科学・情報政策室 職員

#### ⑥ 実施事業の内容(令和 5 年度実施事業)

先端科学技術研究センターにおいては、県が主体となった研究開発等はないが、入居団体が各々共同研究を始めとする産学官連携を実施している。なお、令和 5 年 4 月 1 日現在における入居団体及びその事業内容等は以下のとおりである。

図表 11 入居団体名及び事業内容等

団体名	入居時期	事業内容
公益財団法人いわて産業振興センター	平成 18 年 6 月	県内中小企業やベンチャー企業に対する経営、技術、研究開発、人材育成、情報など総合的な支援を実施
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	平成 15 年 4 月	県の ZnO(酸化亜鉛)プロジェクトの開発装置を設置し実験を実施(H15～23)終了後も ZnO の光検出器、放射線検出器、紫外線センサー等の開発を実施
	令和 5 年 4 月	i-SB 法(分子接合技術)活用による DX・GX 支援事業(県委託事業)により県内企業の i-SB 法を活用した試作品の評価を実施
株式会社クオントダイテクト	令和 4 年 3 月	がん高感度再発診断の社会実装を目的に研究開発を実施



団体名	入居時期	事業内容
株式会社ピーぷる	令和 5 年 4 月	岩手県立大学及び滝沢市との共同研究によるアプリ開発
岩手 ILC 連携室・オープンラボ	平成 28 年 4 月	ILC について、企業や学生などが学習・研究できる産業、人材育成、研究開発の情報発信拠点 県 (ILC 推進局) が公益財団法人いわて産業振興センターに委託して運営

また、各団体は行政財産の使用許可を得て入居する形態であり、令和 5 年 4 月 1 日現在における各入居団体の利用状況は以下のとおりである。

**図表 12 各入居団体の利用状況**

区分	団体名	使用許可面積 (㎡)
土地	公益財団法人いわて産業振興センター	2.90
建物	公益財団法人いわて産業振興センター	849.81
	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	264.30
	株式会社クオントディテクト	39.73
	株式会社ピーぷる	40.00
	使用許可面積計	1,193.84
	岩手 ILC 連携室・オープンラボ <sup>(注)</sup>	335.40
	空き室 (共同研究室、第二材料研究室)	156.75
	占有部面積計	1,685.99

(注) 岩手 ILC 連携室・オープンラボは県が公益財団法人いわて産業振興センターに委託して運営しており、行政財産の使用許可の対象外である。

## ⑦ 決算の推移

### 1) 収入

(単位: 千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	摘要
使用料及び手数料	4,473	4,985	6,469	入居団体の電気料、水道・下水道使用料等
財産収入	1,467	750	1,161	自販機貸付使用料、入居団体の行政財産使用料
合計	5,940	5,736	7,630	

## 2) 支出

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
需用費	5,436	6,417	6,934	
役務費	115	39	37	
委託料	10,593	8,580	12,848	
使用料及び賃借料	331	-	-	
工事請負費	2,604	54,239	57,967	R4:冷温水発生機更新 工事費他 R5:空調設備改修工事 費他
合計	19,080	69,277	77,788	

## (2) 監査の結果

### ① 試験研究の有用性

#### 【意見 9】先端科学技術研究センターの位置付けの見直しについて

先端科学技術研究センターの整備時においては、中長期的な視点から先導的・先端的な研究を行い、本県産業の基盤を形成するとともに、新産業の開発を推進するため、本県における研究開発の拠点として位置づける旨が整備目的として掲げられ、具体的活用方向として、「当面は、超伝導(磁気科学)分野の研究を推進」することが計画されていたところである。

先端科学技術研究センター パンフレットより抜粋

#### 具体的活用方向

当面は、超伝導(磁気科学)分野の研究を推進する計画です。

- ① 超電導工学研究所盛岡研究所が入居
- ② 研究開発プロジェクトの中核施設

この方向性に沿って、設置当初においては超伝導工学研究所盛岡研究所等が入居し、超伝導(磁気科学)分野の研究開発が行われていたが、平成16年に独立行政法人科学技術振興機構(現国立研究開発法人科学技術振興機構、以下「JST」という。)の地域結集型共同研究事業(課題名「生活・地域への磁気活用技術の開発 ～磁場産業の創生～」)が終了し、平成18年には超電導工学研究所盛岡研究所も廃止されている。

その後、JSTは産学官の連携等による事業化ステージの研究開発にシフトし、平成15年4月からは岩手県工業技術センター(現地方独立行政法人岩手県工業技

術センター)及び岩手大学(現国立大学法人岩手大学)も入居していたが、平成 31 年 3 月までには JST 及び岩手大学ともに退去している<sup>2</sup>。現在は公益財団法人いわて産業振興センターが先端科学技術研究センターの活動の中心となっており、公益財団法人いわて産業振興センターが行っている事業化ステージの研究開発プロジェクトを含め、産業振興の拠点としての色彩が強くなっているものと言える。

産業振興の色彩が強くなったこと自体は否定されるものではないものの、施設の利用実態や取り巻く環境等が変化していることを踏まえ、今後も試験研究機関として維持していくことの必要性を実態に即して再検討する必要がある。あらためて、県の施策の中で先端科学技術研究センターに求める役割や機能等を整理し、その必要性も含めて位置付けを見直されたい。

**図表 13 過去の入居団体名及び事業内容等**

団体名	入居期間	事業内容
財団法人国際超電導産業技術研究センター <sup>(注1)</sup> 超電導工学研究所	平成 11 年 4 月 ～平成 18 年 3 月	超伝導バルク体の接合技術(大型化)の開発、 $MgB_2$ (二ホウ化マグネシウム)を材料とした超伝導線材の超伝導特性向上・長尺化、超電導材料の応用開拓
JST(地域結集型共同研究事業)	平成 11 年 10 月 ～平成 16 年 9 月	磁場活用技術や磁気計測技術の開発
JST イノベーションサテライト岩手)	平成 17 年 12 月 ～平成 24 年 3 月	施設内の研究室等を活用し、地域の産学官の共同研究により、大学等の研究成果を企業化に向けて育成、社会に還元することを目的として、実用化のための育成研究を実施
JST イノベーション拠点推進部 事務室	平成 24 年 4 月 ～平成 31 年 3 月	東日本大震災からの復興に向けた「復興促進プログラム」に取り組む活動拠点として平成 28 年 3 月まで JST 復興促進センター盛岡事務所を設置 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月 31 日までイノベーション拠点推進部として、産学連携フェローマッチングプランナー(東北・北海道担当 2 名)の事務室として入居 ただし、平成 28 年度末でマッチングプランナー 2 名の常駐は終了

<sup>2</sup> 地方独立行政法人岩手県工業技術センターは令和 5 年 4 月に再度入居している。

団体名	入居期間	事業内容
株式会社川喜	平成 25 年 10 月 ～平成 28 年 3 月	JST復興促進プログラムによる委託研究を実施
岩手大学	平成 15 年 4 月 ～平成 28 年 3 月	酸化亜鉛基盤を用いた酸化亜鉛発光素子の開発
セルスペクト株式会社	平成 30 年 12 月 ～令和 3 年 10 月	血液成分分析装置で使用する試薬(中性脂肪や $\gamma$ -GTP 等を分析)及び血液成分分析装置の研究開発
社団法人岩手県産業貿易振興協会 <sup>(注2)</sup>	平成 20 年 10 月 ～平成 23 年 12 月	国内外における県産品の紹介宣伝及び販路の開拓等を通じて、本県地場産業の振興を実施
さんりく工房株式会社	平成 24 年 10 月 ～平成 25 年 3 月	県からの受託事業である「平成 24 年度いわて食のパワーアップ事業」の一環として、八戸工業大学と共同研究を行うため入居

(注 1) 現公益財団法人国際超電導産業技術研究センター

(注 2) 平成 23 年 12 月、財団法人いわて産業振興センターと統合。

## ② 収入事務

記載すべき事項はない。

## ③ 契約事務・支出事務

記載すべき事項はない。

## ④ 組織と人事管理

記載すべき事項はない。

## ⑤ 施設・設備の管理

### 【意見 10】未稼働状態にある太陽光発電設備の今後の取扱いについて

先端科学技術研究センターには、平成 11 年に整備された太陽光発電設備がある。この太陽光発電設備は、当時、岩手県新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの啓蒙・普及を行うとともに、実際の電源としても活用するため、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業を導入して整備されたものである。発電量は 20kW であり、財産台帳によると取得価格は 27,825,000 円である。太陽光発電設備により発電された電力は施設内で自家消費されており、外部への売電は

行われていない。この太陽光発電設備は、県のホームページにおいて、施設概要の項目で紹介されている。

令和元年 8 月、太陽光発電設備の電気室のパワーコントローラーに故障が発生し、修繕に要する費用が数千万円に及ぶこともあり、修繕は行われておらず、現在は未稼働の状態である。特段、設備のメンテナンスも行なわれていないとのことであった。現地を視察したところ、太陽光発電設備の敷地は除草が行われていない状況であり、架台に雑草が絡みつき、太陽光パネルの高さまで雑草が生い茂っている部分も見られた。

太陽光発電設備を整備してから 25 年が経過しているが、太陽光パネルの一般的な耐久性能は 20～30 年と言われており、適切なメンテナンスを行わないと、設備の劣化が進み使用可能期間が短くなることも想定される。また、除草を適切に行わないことが、設備の破損等の様々なトラブルの要因にもなりかねない。

県の考え方として、温室効果ガスを多く排出する県有施設等の脱炭素化を推進するため、令和 5 年 10 月に、「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針」が公表されているが、太陽光発電設備については、10kW 以上設置可能な県有施設の約 50%以上に自家消費型の太陽光発電施設を導入することを示している。

故障が発生してから 5 年が経過し、未稼働の状態である太陽光発電設備を、現状のままでの維持を良しとするのか、それとも、脱炭素化を推進するために必要な設備の修理、更新を行うのか、県としての考えをまとめておく必要がある。

## ⑥ システムの管理

記載すべき事項はない。

## ⑦ 知的財産の管理

記載すべき事項はない。

### 3. 岩手県農業研究センター

#### (1) 研究施設の概要

##### ① 設立目的

農業研究センター(※農業研究センターには、支所として県北農業研究所と畜産研究所があり、これらと区別するために「農業研究センター(本部)」と記載する場合がある。)は、農業経営体の所得向上に向けた技術開発、安全・安心で生産性が高い産地づくりに向けた技術開発、農産物のブランド力を向上する技術開発等、収益力の高い「食料供給基地」の実現を目的としている。

##### ② 所在地

岩手県北上市成田 20-1

##### ③ 施設の概要

###### 1) 建物施設

本館 8,383 m<sup>2</sup>、付属棟 10,323 m<sup>2</sup>、農業ふれあい施設 1,866 m<sup>2</sup>

###### 2) 面積

ほ場 65.1ha、敷地 36.2ha

###### 3) 主な施設

大区画水田ほ場 1ha×6 区画、水稻耐冷性検定ほ場 10a、  
初期世代養生温室 658 m<sup>2</sup>、人工気象室 66 m<sup>2</sup>、果樹防霜ファン 27 基

##### ④ 沿革

明治34年	農事試験場を現盛岡市に設置
明治36年	農事試験場に園芸部を新設
大正12年	農事試験場に病虫部を新設
昭和25年	農事試験場を農業試験場と改称
平成9年	農業試験場、蚕業試験場、園芸試験場及び畜産試験場を農業研究センターに再編整備
平成13年	センター本部に病害虫部を新設
平成20年	センター本部にプロジェクト推進室を設置。4部制(企画管理部、技術部、環境部、病害虫防除部)とする。
平成31年	センター本部のプロジェクト推進室及び技術部を生産基盤研究部(3研究室)と園芸技術研究部(4研究室)に再編。5部体制とする。環境部を生産環境研究部と改称

⑤ 組織と職員数(令和5年4月1日現在)

部署名	職員数
所長	1名(研究1)
企画管理部	19名(行政8、研究11)、会計年度任用職員8名
生産基盤研究部	18名(研究15、技能3)、会計年度任用職員15名
園芸技術研究部	20名(研究18、技能2)、会計年度任用職員11名
生産環境研究部	14名(研究12、技能2)、会計年度任用職員12名
病虫害防除部 (岩手県病虫害防除所)	9名(行政9)、会計年度任用職員2名

⑥ 研究課題の内容(令和5年度実施課題)

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
農業経営			
集落営農組織の実態・課題を踏まえた経営維持・発展方向の提示	集落営農組織の経営維持・発展のため、経営継承に焦点をあて、本県における集落営農組織の実態・課題をアンケートで概観したうえで、経営継承や広域連携がなされている事例調査等を行うことなどにより、後継者の確保・育成や組織運営の在り方等を提示することで、今後の集落営農組織の経営維持・発展に資する。	R3 ~5	○
経営環境の変化に対応した農業技術体系データの提示	経営環境の変化を織り込んだ標準技術体系データの作成・活用に向けた試験研究を進めるとともに、スマート農業技術について、農業技術体系データの提示を行う。また、提供済みの経営意思決定支援ツールの利用状況等、ニーズ、関連システムに関する調査等を踏まえ、次期営農管理システムの実装条件の検討を行う。	R3 ~7	○
2020年農林業センサス等を活用した農業構造動向分析	2020年農林業センサスを活用し、本県農業の現状を定量的に把握し、将来予測するとともに、これらの結果を迅速に行政および指導機関等に提供することで、農業生産の振興に資する。	R3 ~5	○
スマート農業技術の導入・定着プロセスと利活用方策の提示	スマート農業技術の導入が進む中で、特にデータ活用が求められる技術を対象に、技術導入の各プロセスにおける取組実態を調査し、スマート農業技術の導入・定着プロセスと利活用方策を明らかにする。	R3 ~7	○
水田等を活用した野菜産地・経営体	野菜作の各工程において行うべき取組事項を体系的に整理したうえで提示すること及び産地の育成に向け、水田等を活	R3 ~7	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
の取組及びマネジメント手法の提示	用した野菜産地や経営体が維持・発展していくために必要な取組やマネジメント手法を明らかにするとともに、得られた手法を産地に導入し、実証を通じて、その有効性を検討する。		
水田利用			
水稲奨励品種決定調査	将来にわたりブランド米産地としての優位性を確立するため、奨励品種として本県に普及すべき優良な特性を備えた有望系統・品種を選抜するとともに、そのポテンシャルを引き出すために必要な栽培管理技術等の開発を行う。	H14 ～ R10	○
水田雑草の効果的防除技術の開発	新規除草剤の除草効果や使用方法、畦畔雑草管理について検討し、効果や省力性・経済性等の観点から本県に最適な雑草防除技術を確立する。	H14 ～ R10	○
麦類耐寒雪性特性検定試験	育成地より配付を受けた麦類の系統について、耐寒雪性を検定し、育成地での優良系統選抜の判断材料とする。	H14 ～ R10	—
畑作物の生育相及び気象反応の解明	畑作物における主要品種について、毎年同一条件で栽培・生育調査を行い、当該年の生育状況について把握するとともに、収量・品質等の変動要因を解析し、情報提供および技術指導に資する。	H14 ～ R10	○
畑作物原々種・原種生産	小麦及び大豆の奨励品種の特性を維持・保存するとともに、県内での優良種子の生産及び普及をはかるため、原々種及び原種を生産を行う。	H14 ～ R10	—
大豆等奨励品種決定調査及び有望系統の特性調査	大豆品種育成地からの配付系統を中心に奨励品種への編入が見込まれる系統を選定するとともに、大豆の有望系統及びその他畑作物に関する特性の把握及び栽培法の開発を併せて行い、現地における生産改善につなげる。	H19 ～ R10	○
麦類の奨励品種決定調査及び有望系統特性調査	小麦の新品種・系統について、本県での適応性を検討し、既存品種より優れた栽培特性や加工特性を有する品種を選定する。また、有望品種・系統については栽培法の検討を行う。	H19 ～ R10	○
岩手県の水田に適した地下かんがいシステムの利用技術の確立	主要な水田農作物(水稲・大豆等)を対象に営農実証するほか、地下かんがいの機能を維持発揮するための管理技術やほ場水管理システムによる精緻な水管理による効果などについて実証する。	H30 ～ R6	○
小麦「ナンブキラリ」の高品質安定	令和4年度に奨励品種に採用した日本麺用小麦品種「ナンブキラリ」は、縞萎縮病に強く多収・良質で、製麺適性に優れ	R2 ～8	○



課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
栽培法	る。この特性を活かし、早急な定着・普及を図るため、「ナンブキラリ」の目標生育量及び栽培法について明らかにする。		
生産システム			
水稲原々種生産	水稲品種の特性を維持・保存し、県内に水稲奨励品種の増殖を図るため、原々種生産を行う。	S22 ～ R10	—
水稲原種生産	水稲奨励品種の特性を維持した優良な原種を県内採種組合に供給するため、生産を行う。	S29 ～ R10	○
水稲作況調査と作柄成立要因の解析	高品質・良食味米の安定生産に向けて、毎年同一条件で栽培した水稲の生育に関する基礎的な調査・解析を行うとともに、その結果を情報提供することにより的確な技術指導対策の資とする。また、生育診断・予測技術及び栽培管理技術の開発に必要な基礎的な知見を得る。	H14 ～ R10	—
リモートセンシングによる水稲生育診断技術の開発	本県水稲主要品種に適応した、現場レベルで実施可能なドローンによる効率的な生育栄養診断技術、玄米タンパク質含有率推定技術及び成熟期予測技術を確立し、広域観測力が強みである衛星画像を活用した生育状況の把握及び活用法についても検討する。	R3 ～8	○
水稲の疎播疎植・高精度2段施肥による省力多収栽培技術の開発・実証	世界的な「SDGs」の潮流に伴い、環境負荷低減型の稲作技術の確立が求められており、化学肥料や農薬の使用量低減など環境にやさしい稲作を推進するため、健苗育成などと組み合わせた緩効性肥料を使用しない省力多収栽培を確立する。	R5 ～8	○
高湿材適応コンバインの開発と性能評価	稲作の規模拡大により、コンバイン1台当たりの作業負担面積が増加し、適期収穫が難しくなっていることに加え、高水分の水稲の収穫により、コンバイン脱穀選別損失が著しく増加するため、収穫作業は、夜露等の付着がない時間帯に限定されることから、降雨後及び夜露等による高水分の水稲の収穫に関して高い適応性を備えた高湿材適応コンバインを開発する。	R5 ～7	○
作物育種			
多様なニーズに対応する水稲品種の育成	良食味の多収品種を育成するとともに、(公財)岩手生物工学研究センターとの連携のもと、本県の強みであるゲノム解析技術と独自の遺伝資源の活用により、市場ニーズや気象の変化に対応可能な水稲育種素材を開発する。	H31 ～ R10	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
精緻なゲノム改良による低コスト生産可能な超多収良食味水稻品種の育成	「ひとめぼれ」を基本素材として育成した大規模交配系統群や準同質遺伝子系統および先端ゲノム解析技術等を活用し、農業形質に関与する遺伝子領域を「ひとめぼれ」に複数集積することで、収量 800kg/10a 以上かつ低コストで安定生産可能な超多収良食味品種を、短期間に育成する。	R3 ～7	○
果樹			
畑作物に対する植調剤等の利用法	新規除草剤の春期、夏期処理における殺草効果や、少量散布等の検討及び新規摘花剤や摘果剤、摘葉剤等の検索と実用性の検討を行う。また、果実の硬度維持や生理障害の発生防止等、果実品質向上のため葉面散布剤や各種資材の効果的使用方法を検討する。	R1 ～10	○
果樹の生育と果実品質変動要因の解明	果樹の生育・生態の調査を通じて、果実品質等の変動要因を解明する。また、りんご生育予測精度の向上を図る。	H14 ～ R15	○
良品質・高品質生産を目的としたウイルスフリー樹の作出	りんごのウイルスフリー化について、省力・効率的な技術を確立するとともに、オリジナル新品種等について、ウイルスフリー樹を作出することを目的とする。	H14 ～ R5	○
りんごのわい化栽培における早期収・省力化を目指した栽培法の確立	改植を円滑に進めるために、他県で導入されている早期成園化技術等を活用し、本県で現在導入の進んでいるJM7台木を利用して、早期多収、省力化が可能な仕立て法、植栽密度、台木等を検討し、経営規模に応じた栽培法について提案を行う。	H26 ～ R10	○
「JM7」台木利用樹の樹勢衰弱発生要因の解明	「JM7」台木利用樹に発生している衰弱症状について、①現地の実態把握及び症状の整理、②衰弱症状の対策を行い、今後生産現場で台木選択を行う際の資とする。	H27 ～ R6	○
本県に適したりんご優良品種の開発・導入	「紅いわて」の収穫期後から晩生種の収穫期前まで(9月下旬～10月中旬)の優良な中生品種が少なく、その育成・選抜に取り組む。また、りんごに対するニーズが多様化し、長期貯蔵性や加工適性、耐病性など、外観や食味に加え、様々な優良特性を持った品種の開発を行う。	R1 ～10	○
特産果樹の優良品種の選抜	本県における特産果樹には、おうとう、もも、ブルーベリー、西洋なし等があり、県内各地で産地化・特産化が図られていることから、それぞれの優良品種を選抜する。また、生産者の負担軽減につなげるため、育苗および樹体生育、管	H31 ～ R10	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
	理方法を調査・検討し、省力的栽培技術として確立する。		
ブルーベリーにおける省力的な簡易剪定技術の確立	ブルーベリー栽培における省力的な剪定技術の確立を目的に、二戸地域で実施されている簡易剪定方法について、果実品質及び作業時間等への影響や、品種及び樹齢の適合性を確認し、県内他地域への波及性について検討する。	R3 ～7	○
りんごオリジナル品種などの省力・低コスト・高品質安定生産技術の確立	県内への普及が見込まれる品種(系統)を主として、省力・低コスト安定生産技術の確立及び生産上の諸課題に対応した研究を行うとともに、効果的・体系的な凍霜害対策技術の検討し、オリジナル品種を含めりんごの安定生産を確立する。	R4 ～10	○
本県に適したぶどう品種の選抜と栽培技術の確立	本県の気象条件に適して耐寒性があり、品質の高い生食・醸造用ぶどう品種の選抜を目指す。また、生食用ぶどうでは、高品質・安定生産技術の確立や簡易にできる長梢栽培法であるロケット仕立てを実証して普及拡大を目指す。併せて、醸造用ぶどうの短梢棚における栽培法を検討し、遊休化した生食用品種短梢棚の有効活用とワイン原料の安定確保を目指す。	R5 ～9	○
農業副産物を活用した高機能バイオ炭の製造・施用体系の確立	農業副産物であるりんごせん定枝を原料としたバイオ炭を作製し、その施用によるりんご樹の生育や品質への影響を確認して、果樹園における農地炭素貯留技術を開発する。	R5 ～9	○
<b>野菜</b>			
水田転換畑を活用した土地利用型野菜の安定生産技術の確立	水田営農で面積が拡大している玉ねぎについて、春まき、秋まきともに安定生産技術を確立し、長期出荷可能な栽培体系を提示するとともに、規模拡大に向けたセット栽培の管理技術を確立する。また、水田転換畑における土地利用型野菜の輪作体系の確立に向け、玉ねぎ以外の作目を検索する。	R3 ～7	○
施設栽培における効率的な炭酸ガス施用技術の開発	当県の施設栽培における果菜類の効果的な炭酸ガス施用システム等の開発・実証を行うとともに、周年栽培時に課題となる暖房コストの抑制に向け、局所加温等の手法による技術を確立する。また、環境モニタリング等で得られたデータを経営改善につなげるため、簡易な出荷量予測ツールを開発する。	R3 ～7	○
夏秋ピーマン安定生産技術の確立	当県の夏秋ピーマンの課題である尻腐れ果について、栽培方法の改良により、技術対策を確立するほか、青枯れ病対策として、有望な台木品種について検討する。ま	R3 ～8	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
	た、夏秋ピーマンの仕立て方法による作業時間等を検討し、省力的な整枝・誘引方法を確立するとともに、環境制御機器導入の効果を検討する。		
ブロッコリー安定生産技術の確立	当県の新たな収益性の高い園芸作物として期待されるブロッコリーについて、青果用及び加工業務用における安定生産技術を確立する。	R5 ～7	○
たまねぎ安定生産に資する品種開発と優良品種の確保	当県のだまねぎ栽培に適する加工業務用の有望系統の適応性を評価するとともに、品種審査会の開催により、戦略的に優良品種を確保する。	R5 ～7	○
国産タマネギの安定供給に向けた持続可能なタマネギ腐敗性病害防除技術の構築	収穫後に発生するタマネギ腐敗性病害の対策として、発生を抑制できる最適な根切り時期、地干し期間等の耕種的防除について検討・実証する。	R5 ～9	○
花き			
りんどうの生育と生理生態の解明	全国シェア6割を占める日本一のりんどう産地であり、その発展を支えるため、りんどうの品種育成および栽培技術開発に資する。	H14 ～ R15	○
産地を強化するりんどうの品種育成	切り花は需要期を核とした切れ目ない出荷が可能で、花色や草姿等に特徴のある品種を育成し、併せて、生物工学的な手法による品種育成の効率化に取り組む。また、鉢花では、新奇性の高い八重咲品種の効率的育成に取り組むとともに、花持ちが良く、省力栽培に適した新規育種素材の作出に取り組む。	R5 ～9	○
りんどうの革新的な栽培技術の開発	りんどう県オリジナル品種の生育、生理生態から得られる知見を栽培技術の開発に応用し、単収向上や省力化、大規模経営体の育成に資する。	H31 ～ R8	○
南部園芸			
地域適応性の高いいちご系統の選定	沿岸地域の気象特性に適しいちご優良品種を効率的に育成し、無加温促成栽培や促成栽培に適した品種の選定を行う。また、種子繁殖型品種の品種特性把握と栽培技術の確立により、いちご栽培における省力化を目指すことに加え、夏秋どり栽培、促成栽培共通の課題となっている主要病害への抵抗性を持つ系統の栽培特性を評価する。	H25 ～ R8	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
いちご閉鎖型高設栽培システムの管理方法の改良	本県が開発した給液装置が不要で管理が容易な「閉鎖型高設栽培システム」を導入した経営体において、塩類濃度障害による生育ムラ等の発生が確認されてことから、本システムの活用における管理指標を作成するとともに、塩類濃度障害を回避するようにシステムの改善を行う。	H29 ～ R5	○
いちご夏秋作型における秋期収量向上のための草勢維持管理技術の開発	四季成り性いちご品種の夏秋作型における秋期収量向上のための草勢維持・株管理技術の開発を図る。	R3 ～7	○
いちごの夏秋どり栽培における安定生産技術の開発	東北農業研究センター等との共同研究により、夏秋どり栽培向け多収性新品種「夏のしずく」が開発されており、この品種の収量ポテンシャルを最大限引き出し、安定生産が可能となる栽培技術を開発する。	R4 ～6	○
いちご閉鎖型高設栽培システムの培地無加温条件に対応した施肥方法の開発	本県が開発した給液装置が不要で管理が容易な「閉鎖型高設栽培システム」は、培地加温を前提とし、肥効調節型肥料を用いて基肥のみ施用する栽培方法としているが、現地の経営体では、導入コスト等の理由から培地無冠で活用している事例が見られることから、培地無加温条件に適合する施肥法の開発を行う。	R4 ～6	○
土壌肥料			
土壌機能実態モニタリング調査	県内耕地土壌の地力の実態と変動傾向を明らかにすることにより土壌施肥管理に関する指導の基礎資料とする。	H15 ～ R10	○
環境保全型有機質資源連用効果調査	有機物連用による土壌理化学性、作物生育・収量等への影響の長期的な調査を継続するとともに、有機質資源の施用による土づくりの効果を総合的に検証し、省力的な土づくり方策の検討を行う。	H15 ～ R12	○
新肥料の実用化	肥料の効果等に関する試験を行い、低コスト、高品質、環境に優しい持続生産など時代の要請にあった新肥料の実用化を図る。	H16 ～ R7	—
土壌由来温室効果ガスインベントリ情報等整備調査	土壌炭素含量の実態や営農活動との関係を調査し、農地が持つ炭素貯留機能の解明に役立てる。	H20 ～ R8	○
革新的な土壌データの取得方法および	栽培環境データを活用した土づくりを実践できる環境を整備するため、革新的な土壌データ収集法や土壌データに	R2 ～7	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
びデータ高付加価値化手法の開発	新しい価値を付与するシステムの開発に取組み、土壌データ基盤の充実を図る。		
基肥施用から荒代掻きまでの日数が水稻生育に及ぼす影響の解明	1 経営体当たりの水稻経営面積が増加傾向にあり、効率化のため基肥施用から荒代までの畑期間が長期化していることから、基肥施用後の畑期間がどの程度まで許容できるか明らかにすることで、安定的な水稻生産に資する。	R4 ～7	○
岩手県南部における耐倒伏性の強い小麦の品種特性を生かした多収肥培管理技術の確立	近年、県南部では2月前半に融雪期を迎えており、本県の小麦では、このような暖冬少雪年における適切な肥培管理は不明であることから、本県の主力品種「ゆきちから」と「銀河のちから」を対象に、耐倒伏性を活かし、多収を実現するための「基肥＋幼穂形成期＋後期追肥」を基本とした肥培管理を確立する。	R5 ～7	○
病理昆虫			
新農薬の効果検定と防除技術資料作成	薬剤耐性菌や薬剤抵抗性害虫の発生を回避するため、作用点や作用機構の異なる農薬を組み合わせた防除指導が一般化している。今後も新規の作用点・作用機構を有する殺菌剤や殺虫剤の開発が継続される見込みであり、これらの効果解明及び栽培形態に対応した農薬使用体系の確立が求められている。	H9 ～ R10	○
植物防疫事業研究	植物防疫事業の推進について、植物防疫法及び関連する規定により、地域の実情に応じた岩手県病害虫総合防除計画を策定し、取組を進めている。これらの情勢を踏まえ、病害虫等の発生生態に応じた効果的・効率的防除、環境にやさしい総合防除、農薬の適正使用を推進するため、各病害虫の発生調査を実施する。	H9 ～ R10	○
りんご園地における下草管理とカブリダニ類等土着天敵の関係	土着天敵等を保護し、ハダニ類の発生を抑制する技術として、下草管理によりカブリダニ類を中心とした土着天敵類がどのようにハダニ類の発生に対して影響するか検討する。また、下草を高め維持することによる樹体への影響と併せて、ロボット草刈機による下草管理の方法による影響を明らかにする。	H30 ～ R7	○
地域特産物における新防除資材の実用化	農薬登録がない、または非常に少ないため栽培管理上苦慮している地域特産物における、主要病害虫等の発生実態の把握とその効率的な防除法を明らかにするとともに、	H30 ～ R10	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
	農薬登録促進を図る。		
殺虫剤を使用しない斑点米カメムシ総合防除体系の検討	早期化しているアカスジカスミカメ越冬世代の発生密度を低減することが可能となる省力的な畦畔管理や、割れ籾の多発に対応する出穂後の畦畔管理を整理するとともに、品種特性に加えて本田及び畦畔の雑草管理により、殺虫剤を使用しない斑点米カメムシの総合的な防除体系について検討する。	R3 ～6	○
農薬だけに頼らない施設トマトの害虫総合防除技術の開発	施設トマト害虫を対象とした防虫ネットによる物理的防除と天敵利用による生物的防除を中心とした総合的病害虫管理技術を確立する。	R4 ～6	○
斑点米カメムシ類の発生予測システムの実用化	斑点米カメムシ類(アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ)について、発生消長が異なる地域における発生時期を解析し、予測モデルによる適合性の検証を担当する。	R4 ～8	○
リンゴ黒星病の一次感染の早期化に対応した防除体系の確立	黒星病の新規系統剤の効果な使用時期や、早期感染による果実被害メカニズムを明らかにすることにより、一次感染の早期化に対応した効果的な防除体系を確立する。	R5 ～7	○
ネギ小菌核病および白絹病の総合防除対策の確立	ネギ小菌核病と白絹病の同時防除が可能な効率的な防除対策を確立する。	R5 ～7	○
大豆病害の総合防除対策の確立	大豆の罹病性品種でのべと病の被害や連作による黒根腐病の発生が全国的に問題となっていることから、べと病および黒根腐病にも対応した、種子生産現場や一般圃場を対象とした大豆病害の総合防除対策を確立する。	R5 ～7	○
リンゴにおける土着天敵の動態解明と検出技術の実践評価	環境負荷の低減による生物多様性保全効果の定量評価について、簡便な評価技術を開発するため、りんごの土着天敵であるカブリダニ類において、DNA分析に基づく簡便な調査技術を開発する。また、環境中に残されたDNAからカブリダニ類を検出する技術を開発し、サンプリング手法の革新を図る。	R5 ～7	○
PMMoV を中心とした接触伝染性ウイルスにおける月桃資材の利用法の	ショウガ科ハナミョウガ属の月桃の抽出物に高い抗植物ウイルス効果があることを発見し、本物質をプロアントシアニンと同定した。この機能性分子を豊富に含む未利用農資源である本成果を踏まえ、本物質を主成分とした世界初	R5 ～7	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
確立	の抗植物ウイルス剤の創薬をめざす。		

## ⑦ 決算の推移

### 1) 収入

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
使用料及び手数料	283	393	501	農業科学博物館入館料
国庫支出金	678	871	846	調査委託
財産収入	31,227	34,087	35,263	生産物売払収入等
諸収入	92,332	99,883	79,358	委託試験研究等
合計	124,520	135,234	115,968	

(注) 農業研究センター(本部)において調定を行った金額である。

### 2) 支出

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
報酬	11,245	9,779	24,013	} ※
給料	22,366	20,989	43,911	
職員手当等	7,444	6,738	15,214	
共済費	5,925	5,191	11,116	
報償費	215	315	474	試験研究推進アドバイザー謝金等
旅費	3,050	8,183	10,662	
需用費	133,990	148,743	158,407	光熱水費、施設修繕等
役務費	6,778	6,348	3,846	自賠責保険料、通信運搬費等
委託料	95,187	105,756	92,428	ほ場管理、庁舎清掃等
使用料賃借料	714	1,222	2,505	高速道路利用料等
工事請負費	3,244	0	58,634	施設設備更新工事
備品購入費	23,255	9,136	9,508	
負担金及び補助金	1,732	1,661	1,709	ほ場水利賦課金等
公課費	531	475	442	重量税
合計	315,676	324,536	432,869	

(注1) 県北農業研究所分を含んだ金額である。

(注2) 報酬・給料・職員手当等・共済費は、会計年度任用職員分の金額である。

※ 令和5年度の決算額は、予算計上方法の変更による前年度からの増額分が加わったもの。



## (2) 監査の結果

### ① 試験研究の有用性

記載すべき事項はない。

### ② 収入事務

記載すべき事項はない。

### ③ 契約事務・支出事務

#### 【意見 11】随意契約の比較

農業研究センターでは、2つの非常用発電機の保守契約について、次のとおり、三者による見積合わせを行った随意契約と一者随意契約で委託契約を締結している。

図表 14 本館非常用発電機にかかる保守点検業務の契約内容

区分	内容
契約名	岩手県農業研究センター本館非常用発電機保守点検業務
委託先	南部電気工事株式会社
委託期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
契約の方法	随意契約(三者による見積合わせ)
委託料	341,000 円(税込み)
随意契約の理由及び業者選定方法	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 売買, 貸借, 請負その他の契約でその予定価格が一定額を超えないもの <業者選定方法> 仕様書の施行を可能とする三者による見積合わせの結果、最低価格を提示した者と契約

(出所: 県提供データより監査人作成)

図表 15 ガラス温室棟非常用発電機にかかる保守点検業務の契約内容

区分	内容
契約名	ガラス温室棟地区非常用発電機保守点検業務
委託先	ヤンマーエネルギーシステム株式会社
委託期間	令和5年5月1日から令和6年3月31日
契約の方法	一者随意契約
委託料	152,900 円(税込み)
一者随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 契約の性質や目的が競争入札に適さないもの <業者選定理由>

区分	内容
	<p>(1) 本委託業務は、当センター附属施設棟のガラス温室棟地区(D 地区)における非常用発電機設備の保守点検業務である。</p> <p>(2) この非常用発電機設備は、温度制御装置などに非常用電源を供給する設備であることから、有資格者による定期点検を実施する必要がある。</p> <p>(3) 本設備機器が停電・災害時等に正常に作動しない場合、温室の試験材料が無駄になり、始めから研究をやり直さなければならない。</p> <p>(4) 設置機器(ヤンマーエネルギーシステム製)の整備には、特別の知識・技術を要することから、製造メーカー及び系列代理店等以外の業者による保守点検が困難である。 契約予定人は、ヤンマーエネルギーシステム株式会社系列の県内唯一の取り扱い業者である。</p> <p>(5) したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約することが得策である。</p>

(出所:県提供データより監査人作成)

両契約の随意契約の理由を比較すると、本館非常用発電機は金額的重要性が低いことを理由(自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)としているが、ガラス温室棟非常用発電機では、契約の性質や目的が競争入札に適さないことを理由(同第 2 号)としている。両者の委託料は、共に、岩手県の会計規則で随意契約によることができる金額の 100 万円は下回っているが、金額的重要性を随意契約とした理由としているのは本館非常用発電機の契約だけである。

一方、ガラス温室棟非常用発電機の一者随意契約の理由には、(4)で設置機器の製造メーカー又は系列代理店等以外の保守点検は困難であることを挙げている。設置機器のどのような保守点検項目に特別の知識・技術を要するかは示されていないが、受託事業者が県内唯一の取り扱い業者とのことである。

ここで、ガラス温室棟の非常用発電機は、ヤンマーエネルギーシステム製でないとも機能しないかどうかについて確認したところ、平成 9 年の 3 月にガラス温室の建設工事を行った際に、県として発電機のメーカーは指定していないことから、ヤンマーエネルギーシステム製に限らず設置できたものであったが、受託業者が仕様を満たした上で、当製品を設置したものであった。

以上のように、設置した当初は、県の仕様にしたがい、適正な機器を設置したとしても、機器の種類や特殊性によっては、保守や修理において特別の知識・技術を要することも多く、製造メーカー以外では対応ができないこともある。その場合には、保守契約も一者随意契約にならざるを得ず、委託額や委託先を、競争入札や見積合わせの方法で選択することができない。したがって、機器設置においては、設置後の保守契約等についても可能な限り検討し、競争入札や見積合わせが実施可能な機器を導入することが必要となる。

## 【意見 12】一者随意契約理由の妥当性について

農業研究センターでは、農業研究センター及び隣接する博物館の警備業務を、次のとおり、一者随意契約で委託契約を締結している。

図表 16 岩手県農業研究センター及び農業科学博物館警備業務の契約内容

区分	内容
契約名	岩手県農業研究センター及び農業科学博物館警備業務
委託先	北上ビルメン株式会社
委託期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
契約の方法	一者随意契約
委託料	2,887,500 円(税込み)
一者随意契約の理由	<p>自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号            (1)本業務委託は、庁舎の機械警備及び敷地内の人的警備業務である。            (2)庁舎の機械警備業務に係る機器類は、平成 9 年度において新規委託の際に、警備業者が設置工事を行い、機械警備を実施したものである。            (機械設置工事を含め警備業務を委託。)</p> <p>—略—</p> <p>上記の警備システムを当該業者以外に業務委託した場合、新たに警備機器の設置及び改修工事(電気錠・インターホンシステム設備の取付、館内配線工事など)が必要となり機器交換に伴う費用が嵩むばかりか、設置工事期間中の常駐警備(夜間・休日)に係る費用が追加発生するなど不経済であり、契約の性質、目的が競争入札に適しないものである。            以上から、本館の機械警備と敷地内巡回警備を同一の委託契約とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約することが得策である。</p>

(出所: 県提供データより監査人作成)

警備業務や特殊な機器類の保守管理業務など、設置した機器類に関係が深い事業者と継続的に契約を締結しなければならない業務委託では、一者随意契約により相手方が選ばれることになるため、業務委託契約の価格面の競争が行われず、価格の妥当性についての検証が不十分となる傾向にある。このことは本業務委託についてもあてはまり、平成 9 年度の新規委託以降 27 年間、価格の競争が行われなかったことになる。

随意契約の理由にも記載のとおり、現在契約している当初のシステムを設置した事業者以外に業務委託する場合には、現在のシステムを使用することはできないため、機器交換に伴う費用が嵩み、更には、設置工事期間中の常駐警備(夜間・休日)に係る費用が追加発生するなど不経済であると考えているが、例えば、機器を交換する際に比較すべき費用は単年度で負担する費用ではなく、機器の設置から次回

の機器の交換までの期間(※通常は数年かそれ以上になる場合もある。)で負担する費用である。

また、当初設置した機器を前提に警備業務の仕様を設定しているため、人的警備の必要性や価格の妥当性の比較検討も行われていない。仮に、警備システムを入れ替えることにより、人的警備の内容や実施時間の減少につながるのであれば、機器交換に伴う費用は、人的警備費用の削減により、十分に回収できることもある。特に、27年前に導入した警備機器より、現在の最新の警備機器の方が、利便性の向上やコスト削減が期待できる。警備業務については、機器類の交換も前提として、長期的な視点で、業務の見直しを実施することが期待される。

### **【意見 13】随意契約の見直しについて**

農業研究センターでは、令和5年度に31件の委託契約を実施した。それを契約形態で分けると、一般競争入札が6件で、残り25件は随意契約である。農業研究センターの業務の特殊性や、100万円以下の委託金額となる契約が多く存在することも、随意契約が多くなる原因である。

しかし、契約の原則は一般競争入札であるため、現在一者随意契約を締結している業務についても、もう一度見直し、一般競争入札への変更の可否を検討されたい。検討にあたっては、業務の類似性や実施の時期、実施可能な事業者の数等も考慮し、見直すことが有用となる。

#### **④ 組織と人事管理**

記載すべき事項はない。

## ⑤ 施設・設備の管理

### 【意見 14】未使用備品の扱いについて

農業研究センターの備品台帳からサンプルを12件抽出し、実査を行ったところ、次のとおり使用していない備品があった。

図表 17 サンプル備品中の使用していない備品

物品番号	品名	金額(円)	備考
409-00075345	真空冷却装置	19,953,675	使用していない。余剰備品。ただし、機材の管理上、電源は入れたまま。
物品番号	品名	金額(円)	備考

【物品番号 409-00075345 真空冷却装置】



(監査人撮影)

写真のとおり、当該備品は非常に大きく、保管スペースをかなりとっていた。また、電源を入れたままにしているため、電気代もかかっている。

このように使用していない備品であっても、現物がある以上は管理を行わなけれ

ばならないし、保管スペースも必要となる。これら管理コストの観点からは、未使用の備品は不要物品として整理(不用決定)し、処分を進めていくことが望ましい。

したがって、農業研究センターは備品現物確認を実施した際に、未使用であり不用と判断された備品については、適時に処分を進めていく必要がある。

### 【意見 15】不用物品の廃棄の速やかな実施について

農業研究センターの現地視察を行ったところ、廃棄されないまま保管されている状態となっている備品が多数見受けられた。これらの備品は、財務会計上は不用決定済みであるため、農業研究センターの備品台帳上は削除されており、簿外管理状態となっている。ただし、これらの備品は、写真のように大きい備品についてはそのままの場所に保管されているが、そのほかの備品については、主に3Fの精密機器分析室とB地区の養蚕飼育調査棟に集約し保管されているため、不用物品として明確に管理されているとの心証を得た。

【物品番号 408-0008883 高温高湿槽】



(監査人撮影)

処分を要する物品は、県南広域振興局長に所管換えを行い、県南広域振興局長が不用の決定を行うこととなる(物品管理規則第 13 条第 2 項、会計規則第 197 条第1項)。不用の決定後は、当該物品を廃棄する(会計規則第 198 条)こととなるが、先に記載したとおり、農業研究センターには廃棄されないまま保管されている状態となっている備品が多数見受けられた。

農業研究センターによると、廃棄のための予算を確保することができず、やむなく保管したままになっているとのことであった。しかし、廃棄待ちとはいえ、現物管理を行わなければならないため管理コストがかかることとなる。また、廃棄せずに保管し続ければ支出は生じないともいえるが、昨今の物価上昇を踏まえると、保管し続けることで処分費用がより高くなることも考えられる。そのほか、不用決定済みの備品については、農業研究センター独自の備品台帳から削除されるため、簿外管理状態となり、備品の効率的管理の観点からも望ましくない。

したがって、適時に不用備品の廃棄を実施する必要がある。

### **【指摘 1】毒劇物受払簿の統一様式の使用周知徹底について**

農業研究センターにおける毒物及び劇物(以下、本項において「毒劇物」という。)の受払は、毒劇物ごとに受払簿を作成し、受払の都度記録することとなっている。受払簿の様式は「毒物及び劇物管理要領」(以下、本項において「要領」という。)の別紙様式 1 に定められている。

しかし、各部・室課で作成している毒劇物受払簿を閲覧したところ、使用している様式がまちまちであった。現在の要領は令和 4 年施行であるが、旧要領の様式(様式改正 H26.12.22)を使用している室課もあった。

また、最新様式はエクセルで作成されているが、一部の項目が非表示となったまま使用している室課があったため、保管場所が記載されていない受払簿もあった。

改めて受払簿の様式を整理し、記載すべき項目が網羅された最新の統一様式を使用するよう各部・室課に周知徹底する必要がある。

### **【指摘 2】毒劇物受払簿の未作成について**

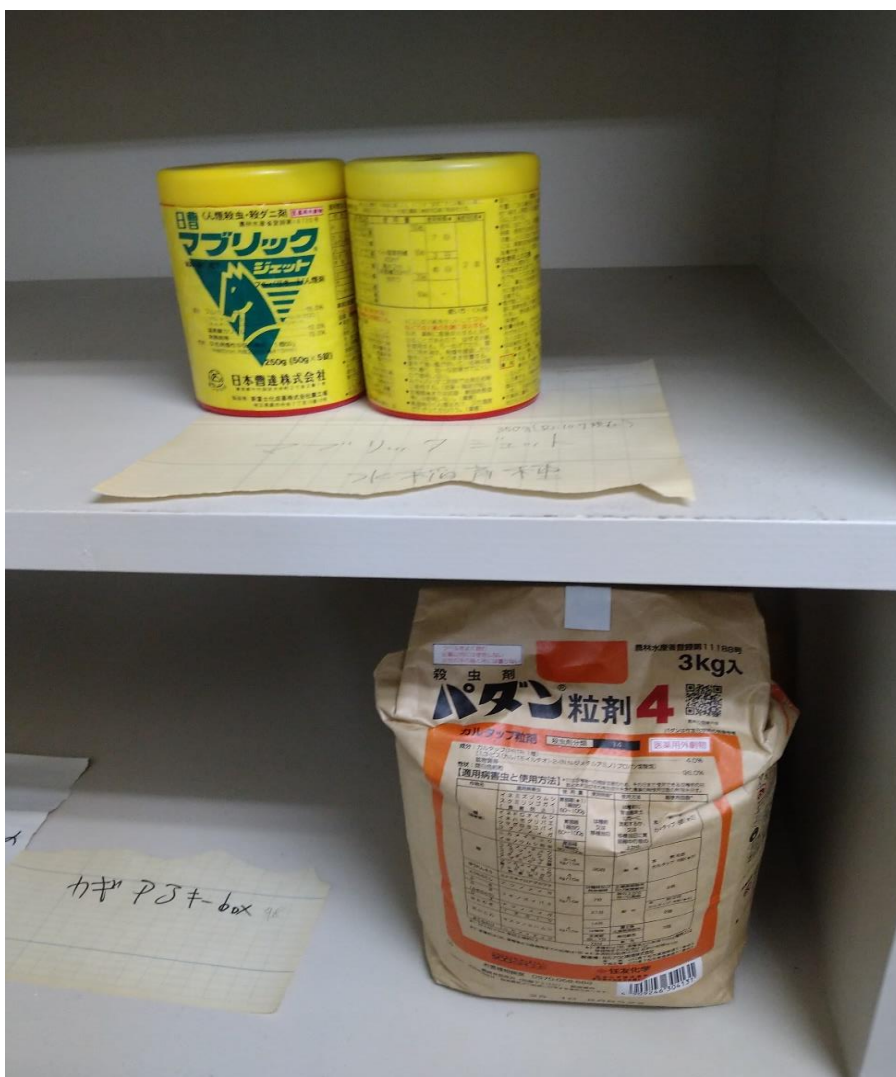
毒劇物の実査を行ったところ、受払簿が作成されていない毒劇物が発見された。具体的には、作物育種研究室第二農薬庫に保管されているパダン粒剤4(次頁写真下段)の受払簿が作成されていなかった。

当該毒劇物は、令和 4 年 6 月 14 日に購入したものであり、令和 4 年度の受払簿は作成されていた。しかし、同 6 月 20 日に使用した後は動きがない状態であったこともあり、令和 5 年度の受払簿への移記を失念してしまったものである。

写真のとおり、当該毒劇物は目立つ状態で保管されていることから、定期点検を

適切に行っていれば、受払簿が未作成であることは容易に判別できるものと思われる。今後は、受払簿の未作成が生じないようにすべての毒劇物につき網羅的に確認する必要がある。

【パダン粒剤4】



(監査人撮影)



### 【指摘 3】毒劇物の保管方法について

毒劇物の実査及び現場視察により、毒劇物の保管状況を確認したところ、写真(例示)のように、毒劇物と普通物の薬品が混在して保管されていた。また、使用期限が切れている薬品と切れていない薬品も特に区分することなく混在していた。

【害虫生体実験室】



(監査人撮影)

【害虫生体実験室】



(監査人撮影)

「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和 52 年 3 月 26 日)(薬発第 313 号)(各都道府県あて厚生省薬務局長通知)によると、毒劇物の保管場所は他の物と区分された毒劇物専用の場所に保管することとされている。これは、毒劇物の盗難・紛失を防止し、危害を未然防止するための措置であることから、農業研究センターにおいても当該通知に従う必要がある。

毒劇物を他の薬品と混在して保管することのないよう、毒劇物の保管方法を見直す必要がある。

「毒物及び劇物の保管管理について」より抜粋

- 1 毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項に定める措置として次の措置が講じられること。
  - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

毒物及び劇物取締法より抜粋

(毒物及び劇物の取扱)

第 11 条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

#### 【指摘 4】定期点検の実効性確保について

農業研究センターでは、要領に従い、毎年 10 月に毒劇物の定期点検を行っている。定期点検は、各部・室課で実施し、毒劇物の管理状況点検報告書により報告することとなっている。

要領より抜粋

#### 第 4 定期点検

- 1 管理責任者は、毒劇物の管理状況点検報告書(別紙様式 2)により年 1 回(10 月)定期点検を実施し、その結果を統括責任者に報告する。
- 2 管理責任者は、点検の結果不具合等があった場合は、速やかに改善措置を講ずる。

毒劇物の管理状況点検報告書の様式(抜粋)は、次のとおりとなっている。

項目	点検結果
(事故等の有無)	
紛失、盗難による消失、環境汚染、人体への健康障害等事故の発生又は発生する恐れがあった案件はなかったか。	
(保管状況)	
他のものと区別し、施錠装置のあるロッカー又は戸棚等に整理した保管が徹底されているか。	
保管庫は、毒劇物の表示がされ、常時施錠されているか。	
期限切れの農薬は、他の物と区別し適正に保管されているか。	
(受払簿の記入)	
毒劇物ごとに受払簿(様式 1)を作成し、確実に記入が行われているか。	
保管庫の在庫数と受払簿の在庫数は一致しているか。	
(管理責任者関係)	
管理責任者により受払簿の記録確認及び保管庫の鍵の管理などが確実にされているか。	

点検結果には、適＝○、不適＝×を記入することとなっている。令和 5 年度の毒劇物の管理状況点検報告書を閲覧したところ、各部・室課ともすべての点検結果が○と報告されていた。

現在、各部・室課からは、紙 1 枚分の管理状況点検報告書が提出されるのみであり、点検の実施については各部・室課に委ねられている。しかし、これまでに述べた指摘を鑑みると、すべての点検結果が○とは言えない状況であったといえる。

したがって、例えば、実際に毒劇物を取り扱う職員が点検を行うのではなく、他部・室課の職員が行ったり、立ち会ったりするなどの方法を検討し、定期点検の実効性を確保する必要がある。

### **【意見 16】毒物及び劇物の全体在庫の把握について**

農業研究センターは当然に多数の農薬を扱っている。農薬には毒劇物も含まれていることから、危害の未然防止のためにも、その在庫管理は適正に行う必要がある。

しかし、農業研究センターでは農薬在庫リストといったものが作成されておらず、全体在庫を把握することができない状態であった。農薬については、各部・室課において管理を行っているとのことであったが、毒劇物の実査及び現地視察、後に述べる毒劇物受払簿の通査などを行った結果、管理レベルは各部・室課によりまちまちであった。

例えば、総務課、土壌肥料研究室においては、毒劇物の索引を作成しており、当室課内の在庫の種類及び保有量を一覧で把握することができたが、他の室課においては、何がどれだけあるのかを一覧で把握することはできなかった。特に、毒劇物の保管場所が分散していたり、扱う毒劇物の種類が多かったりする室課においては、個別の管理だけではなく、一覧で全体管理する必要性が高い。

したがって、各部・室課及び農業研究センター全体における毒劇物の在庫把握を行えるよう取組む必要がある。なお、毒劇物のみではなく普通品の農薬についても在庫を把握することが望ましいと考えるが、まずは優先度の高い毒劇物について全体把握を行ってほしい。

### **【意見 17】毒劇物受払簿の記載方法の統一化について**

各部・室課の毒劇物受払簿を閲覧したところ、作成方法がまちまちであった。具体的には、毎年度1行目に「4.1 旧受払簿より移記」と記載する方法で年度ごとに受払簿を作成している室課もあれば、購入時から継続記録する方法により受払簿を作成している室課もあった。

要領には具体的な記載方法は示されていないため、どちらの記載方法が適切かについては、農業研究センターで検討する必要があるが、後に述べるように、長期

間未使用の毒劇物が多々あることや毒劇物受払簿を次年度に繰り越すことを失念する場合もあることなどを考慮すると、毒劇物受払簿は単年度ごとに作成するのではなく、継続使用していく方が望ましいと考える。

したがって、適切な記載方法を検討のうえ、要領に毒劇物受払簿の記載方法を明記し、統一化を図る必要がある。

### **【意見 18】毒劇物定期点検結果の未記載について**

毒劇物受払簿を通査したところ、果樹研究室の受払簿に定期点検結果が記載されていないことがあった。

農業研究センターによると、受払簿に定期点検結果を記載することを要領上必須としていないことから記載していないのであって、定期点検は実施したものと認識しているとのことであった。しかし、各毒劇物について定期点検を確実に実施したことの証跡は、毒劇物単位の受払簿への記録により残す方法が最も効率的かつ効果的であると考えられる。

確かに、受払は適切に記録されているため、残量の実在性に問題はないと思われるが、要領で示されている定期点検は受払簿に点検結果を記録する必要がある。

### **【意見 19】長期間未使用の毒劇物について**

毒劇物の実査を行ったところ、使用期限が切れている農薬や使用見込がないと思われる農薬など、長期間未使用の毒劇物が散見された。他の室課で使用する可能性もあるため保管しているとの説明もあったが、毒劇物の管理を各部・室課が行っている現状においては、全体管理により在庫情報が共有されているとは言い難く、その可能性は限りなく低いと考える。

なお、農業研究センターによると、廃棄のための予算が確保できていないため廃棄処分できていないとのことであったが、保管スペースの問題のほか、盗難・紛失による想定外の事故等のリスクを抱え続けることとなる。したがって、長期間未使用の農薬については、安全管理上の観点から、今後の使用見込みを検討したうえで、不用と判断した農薬は、適切に廃棄処分する必要がある。

## **⑥ システムの管理**

記載すべき事項はない。

## ⑦ 知的財産の管理

### 【意見 20】特許権の維持コストについて

農業研究センターにおける特許権及び育成者権(登録品種)の状況は次のとおりである。

図表 18 県有特許権の状況

No.	名称	登録年月日	県持分	R5 特許権維持費	R5 実施料収入	判断基準
1	高設栽培装置及びこれを用いた高設栽培方法	H24.1.13	100%	87,000 円	0 円 ※1	(3)
2	切断器具	H29.4.7	50%	8,575 円	0 円 ※2	(3)
3	リンドウの栽培方法	R3.5.10	100%	7,950 円	0 円 ※2	(3)
4	農業用排水装置及びその制御方法	R5.6.12	20%	— ※3	0 円 ※2	(3)
5	鳥威嚇システム及び鳥威嚇方法	出願中	—	—	—	—
6	収穫機	出願中	—	—	—	—

※1: H30 年度、R2 年度、R3 年度に実施料収入が計上されている。

※2: 過去に許諾実績はない。

※3: 令和 5 年度分は過年度に納付済みである。

(出所: 県提出資料より監査人作成)

図表 19 県有育成者権(登録品種)の状況

No.	名称	登録年月日	R5 登録料	R5 実施料収入	判断基準
(水稻)					
1	いわてっこ	H16.8.18	36,000 円	0 円 ※1	(3)
2	もち美人	H17.9.13	36,000 円		(3)
3	どんびしゃり	H20.3.17	36,000 円		(3)
4	つぶゆたか	H23.3.18	36,000 円		(3)
5	結の香	H26.6.30	18,000 円		(3)
6	きらほ	H27.11.19	18,000 円		(3)
7	岩手 117 号	H30.1.24	18,000 円		(3)
8	銀河のしずく	H30.3.20	18,000 円		(3)
9	金色の風	R1.12.9	9,000 円		(3)
10	たわわっこ	R4.6.9	6,000 円		(3)
(2)りんどう					
1	マジエル	H20.3.17	36,000 円	570 円	(3)
2	キュースト	H20.3.17	36,000 円	0 円	(3)
3	いわて夢あおい	H22.1.14	36,000 円	1,098 円	(3)
4	ももずきんちゃん	H23.1.25	36,000 円	566 円	(3)
5	いわて夢みのり	H26.1.23	18,000 円	338 円	(3)
6	いわて夢みつき	H27.6.9	18,000 円	106 円	(3)
7	いわて夢のぞみ(LB-3)	H29.3.1	18,000 円	1,668 円	(3)
8	いわて夢のぞみ(LB-4)	H29.3.1	18,000 円	401 円	(3)

No.	名称	登録年月日	R5 登録料	R5 実施料収入	判断基準
9	いわて夢ぎんが	H30.1.24	18,000 円	697 円	(3)
10	恋りんどう	H30.1.24	18,000 円	1,457 円	(3)
11	いわて夏のあい	H31.1.23	9,000 円	1,370 円	(3)
12	いわて晩夏のあい	H31.1.23	9,000 円	395 円	(3)
13	いわてあおりん	R4.7.11	6,000 円	158 円	(3)
14	いわて八重の輝きブルー	R6.3.26	— ※2	291 円	—
15	いわて EB-3 号	R3.11.1	— ※3	1,436 円	—
16	Bzc-1 mut1	R5.3.9		0 円	—
(3)りんご					
1	紅いわて	H21.9.10	36,000 円	6,900 円	(3)
2	大夢	H25.3.6	36,000 円	885 円	(3)
3	雪いわて	H30.5.16	9,000 円	151 円	(3)
(4)ぶどう					
1	エーデルロツソ	H25.3.25	36,000 円	0 円	(3)
(5)ひえ					
1	ねばりっこ 2 号	H24.3.9	36,000 円	43 円	(3)
(6)あわ					
1	ゆいこがね	H28.6.10	18,000 円	69 円	(3)
(7)きび					
1	ひめこがね	H30.8.13	9,000 円	425 円	(3)
(8)いちご					
1	そよかの	H31.2.19	— ※3	702 円	—
2	夏のしずく	R2.11.5		37,211 円	—

※1: 水稲は実施料収入を徴収していない。

※2: 令和 5 年度末に登録した品種であるため、登録料の支払は令和 6 年度に行っている。

※3: 登録出願中の品種である。

(出所: 県提出資料より監査人作成)

#### 知財ガイドラインより抜粋

(更新に係る判断基準)

第 5 特許権等の権利の存続期間更新にあたっては、次の各号に掲げる判断基準のほか、各部局における発明評価の結果や関係者との協議を踏まえて判断するものとする。なお、共有に係る特許権等については、当該共有者との協議のうえで判断するものとする。

- (1) 実施許諾契約を既に締結していて当該実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となっていること。
- (2) 実施許諾契約を締結していないもので今後 1 年以内に実施許諾契約が締結される見込みがあり且つ実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となる見込みがあること。
- (3) 当該特許権等を維持すべきその他の特別な事由があること。

図表 18 及び図表 19 の「判断基準」の欄にある番号は、知財ガイドライン第 5 の当てはまる項目の番号((1)から(3)のいずれか)である。すなわち、全ての判断基

準が「(3) 当該特許権等を維持すべきその他の特別な事由があること。」に該当するとして更新しているのが現状である。

特許権等を取得することは、将来への投資である以上、県に金銭的な利益をもたらすことを確約するものではない。したがって、短期間における収支により県の負担となっていることを理由として権利の更新をしないという判断は早計である。

一方で、何年にも亘ってこれを利用する者が現れない、すなわち実施料収入が発生しないような特許権等については、今後もこれが利用される可能性は低いことを念頭においた判断が必要である。

このように考えた場合、表中「切断器具」は、2017年に登録され、2018年以降実施料収入が発生していないことから、その権利更新の適否を検討しなければならない。県がこの特許権を更新してきた理由は、共同出願者が権利維持の意向であり、加えて出願後10年間は特許料が抑えられる経過措置があるためであった。しかし、本来は将来的に本特許権が県民の利益になるか、もしくは単に維持コストだけを発生して終わるかを冷静に考量して判断しなければならない。今後は当該経過措置が終了し、特許料が大幅に増額することが分かっているため、監査実施年度である令和6年度において権利放棄の検討を行っているとのことである。

また、登録品種の中でも、りんどうの「キュースト」は令和2年度及び令和3年度の売上自体が発生していないし、またそれ以外にも極端に売上の少ないものが見られる。当然にこれらの品種については、実施料収入が登録料等のコストを上回ることは期待できない状態にある。これについても当年度もしくは次年度中に検討すべきである。

## 4. 岩手県農業研究センター畜産研究所

### (1) 研究施設の概要

#### ① 設立目的

畜産研究所は、岩手県の広大な県土と豊かな資源を積極的に活用しながら、岩手ならではの個性を発揮し、国際環境の変化に対応した持続可能な力強い畜産を樹立することを目的とした試験研究機関であり、明治 31 年に盛岡市に設置された種馬厩を起源としている。その後、種鶏厩及び農業試験場畜産部との併合等を経て、平成 9 年の組織改編に伴い岩手県農業研究センターの一組織として再編され、現在に至っている。

また、畜産研究所の本所は滝沢市であり、家畜育種研究室及び家畜飼養・飼料研究室は同所に設置されているが、それ以外に 2 ヶ所の隔地研究所(外山畜産研究室:盛岡市藪川、種山畜産研究室:気仙郡住田町)が設置されている。

岩手県知事部局行政組織規則より抜粋

(農業研究センター)

第 63 条 次の事務を処理するため、岩手県農業研究センターを置く。

(1)～(11) 略

(12) 家畜及び家禽(きん)の育種の試験研究に関すること。

(13) 家畜及び家禽(きん)の飼養の試験研究に関すること。

(14) 家畜及び家禽(きん)の生物工学の試験研究に関すること。

(15) 家畜及び家禽(きん)の能力検定に関すること。

(16) 飼料作物、草地及び畜産環境の試験研究に関すること。

(17) 種畜、種禽(きん)、種卵及び人工授精用精液の生産及び配布に関すること。

(18)～(19) 略

第 64 条 岩手県農業研究センターに畜産研究所及び県北農業研究所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岩手県農業研究センター畜産研究所	滝沢市

2 畜産研究所及び県北農業研究所の分掌事務は、別に定める。

#### ② 所在地

○本所:岩手県滝沢市砂込 737 番地 1

○外山畜産研究室:岩手県盛岡市藪川字大の平 40

○種山畜産研究室:岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢 30 番地



### ③ 施設の概要

- 1) 規模(隔地研究所(外山畜産研究室、種山畜産研究室を含む)  
 面積:宅地 35.29ha、畑 98.42ha、放牧地 1,595.1ha、  
 ① 山林原野等 297.8ha  
 建物施設:本館等(12棟)4,767 m<sup>2</sup>、畜舎(42棟)20,022 m<sup>2</sup>、  
 ② その他(96棟)12,882 m<sup>2</sup>
- 2) 飼養家畜頭数(令和6年2月1日現在)

図表 20 畜産研究所にて飼育されている家畜等

(単位:頭、羽)

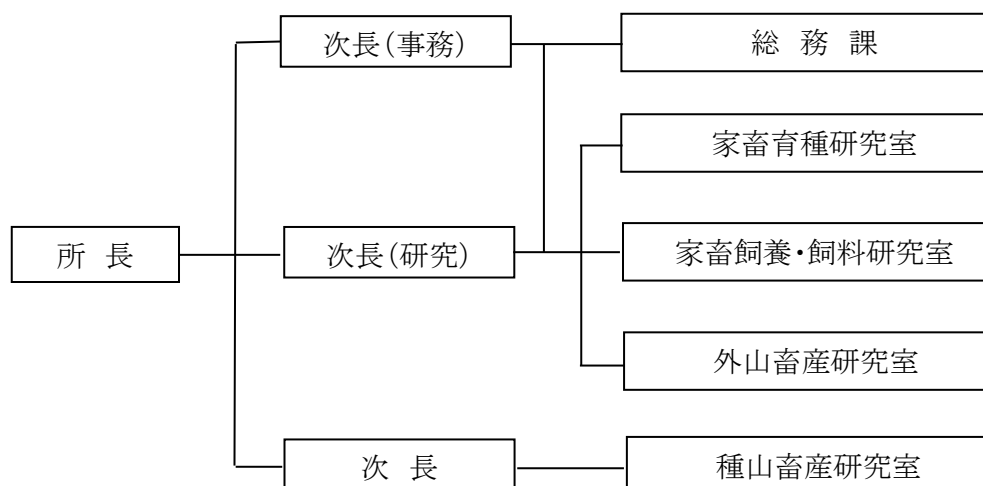
区分	乳用牛	肉用牛 (黒毛)	肉用牛 (短角)	豚	鶏
畜産研究所本所	47	58	71	144	1,798
外山畜産研究室	0	57	48	0	0
種山畜産研究室	0	96	0	0	0
合計	47	211	119	144	1,798

### ④ 沿革

年	畜産研究所本所	外山畜産研究室	種山畜産研究室
明治9年		外山牧場として開設	
明治24年		宮内庁が買い上げ外山御料牧場となる	
明治31年	盛岡市に「種馬厩」開設		
明治34年	盛岡市に農事試験場設置、「種馬厩」を「岩手県種畜場(種畜場)」と改称		軍馬補充部六原支部種山出張所開設
明治35年	種畜場を滝沢村(現滝沢市)へ移転		
明治38年		下総御料牧場外山支場となる	
大正11年	種畜場の本場を外山へ移転、滝沢を支場とする	御料牧場払下げにより、種畜場の本場とする	
昭和2年	玉山村好摩(現盛岡市)に種鶏場設置		
昭和12年	種畜場の本場を滝沢村(現滝沢市)へ移転し、外山を支場とする		

年	畜産研究所本所	外山畜産研究室	種山畜産研究室
昭和 23 年	岩手県有畜営農指導所設置、種鶏場を紫波町へ移転		
昭和 24 年			「県営種山牧野」開設
昭和 25 年	農事試験場畜産部を併設		
昭和 31 年			「岩手県種山牧野事務所」と改称
昭和 37 年	種畜場に種鶏場及び農業試験場畜産部を統合し「岩手県畜産試験場」と改称、有畜営農指導所を畜産講習所と改称		
昭和 39 年		「外山試験地」と改称	
昭和 43 年	畜産講習所廃止		
昭和 46 年		「外山分場」と改称	
昭和 60 年	オープンリッジ乳牛舎完成		
昭和 62 年			県産種雄牛造成事業開始
平成 4 年	フリーストール牛舎等整備		
平成 6 年			大家畜改良増殖センター施設整備事業着手
平成 7 年		繁殖牛舎(2号舎)完成	
平成 8 年	肉牛舎、豚舎、鶏舎完成、組織再編により「岩手県農業研究センター畜産研究所」と改称	「岩手県農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室」と改称	畜産試験場種山肉用牛改良センターを設置、「岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室」と改称
平成 10 年	搾乳ロボット、自動堆肥化施設整備		
平成 12 年		繁殖牛舎(3号舎)完成	「岩手県種山牧野事務所」廃止、寄託放牧事業運営を利用者団体に移管
平成 20 年	畜産研究所を1課4研究室に再編整備		

### ⑤ 組織と職員数(令和6年4月1日現在)



[所属人員]

(単位:人)

区分	畜産研究所 本所	外山 畜産研究室	種山 畜産研究室	合計
行政	4	0	1	5
研究	15	4	5	24
技能	19	3	3	25
合計	38	7	9	54

(注)会計年度任用職員は除く実数。

### ⑥ 研究課題の内容(令和5年度実施課題)

[家畜育種研究室]

課題名	研究年度
肉量・肉質に優れた日本短角種優良種雄牛の作出、供給	H31～R5
種雄牛選抜におけるゲノム育種価の実用化	H30～R8
黒毛和種における脂肪交雑形状と脂肪酸組成との関係解析	R5～R7
肥育前期に混合飼料を活用した黒毛和種肥育期間短縮技術の確立	R2～R6
周年出荷のための日本短角種長期肥育技術の確立	R2～R6
ゲノム情報を活用した日本短角種集団における遺伝的多様性の評価と近交回避交配法の確立	R4～R6
配合飼料を節減する日本短角種の低コスト肥育技術の確立	R5～R8
黒毛和種繁殖雌牛における授精の適否を簡易に把握する手法の確立	R5～R7
パークシャー種豚群の産肉能力向上と可食肉量を増加させる蛋白質給与体系の確立	R4～R7
母系素材鶏を改良した南部かしわの特性及び長期飼育技術の確立	R3～R5

[家畜飼養・飼料研究室]

課題名	研究年度
除染草地と耕起困難草地における放射性セシウム吸収抑制のための維持管理技術の開発	R3～R7
放射性物質対策に係る検査・調査	H24～
乳用牛群検定データの解析による酪農の生産性向上要因の分析と活用	R4～R6
繁殖飼養の搾乳牛における効果的な TMR 給与方法の確立	R4～R7
乾燥期における放し飼いの普及に向けた管理体系の確立	R5～R7
オーチャードグラス優良品種の特性確認	R4～R8
ペレニアルライグラス晩生優良品種の特性確認	R3～R6
飼料用トウモロコシ市販品種の特性比較	R3～R6
温暖化に対応した採草地管理	R3～R7
多年生ライグラス類を利用した追播技術の確立	R4～R8

[外山畜産研究室]

課題名	研究年度
黒毛和種哺乳子牛の ICT 機器活用による早期疾病発見技術の確立	R5～R7
ドローンを活用したリモートセンシングによる大規模放牧地の効率的植生診断技術の確立	R3～R5
日本短角種における自然交配時の分娩時期の推定	R3～R6

[種山畜産研究室]

課題名	研究年度
黒毛和種産肉能力検定の実施(直接法)	S62～R10
黒毛和種産肉能力検定の実施(間接法・現場後代検定)	H1～R10
県有種雄牛の利用促進	H14～R10

⑦ 決算の推移

1) 収入

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
使用料及び手数料	1,578	1,516	1,348	寄託放牧料等
財産収入	184,385	142,587	146,996	物品、生産物売払
合計	185,963	144,103	148,344	

(注) 畜産研究所において調定を行った金額である。

## 2) 支出

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
給料	1,879	1,366	50,703	※
職員手当等	594	425	15,663	
共済費	369	255	8,367	
旅費	1,094	2,022	1,584	
需用費	169,941	211,342	192,509	光熱水費、施設修繕等
役務費	15,189	12,907	12,534	検査手数料、通信運搬費等
委託料	45,682	44,501	44,943	警備、設備保守等
使用料及び賃借料	1,118	973	1,136	物品・土地借上、高速道路利用料等
工事請負費	32,195	11,495	0	施設設備更新
備品購入費	35,624	34,326	39,290	
負担金、補助及び交付金	146	346	204	学会参加費等
公課費	640	576	491	重量税
合計	304,471	320,534	367,424	

(注) 給料・職員手当等・共済費は、会計年度任用職員分の金額である。

※ 令和5年度の決算額は、予算計上方法の変更による前年度からの増額分が加わったもの。

## (2) 監査の結果

### ① 試験研究の有用性

#### 【意見 21】評価等の高い種雄牛の造成促進等について(種山畜産研究室)

国の生産農業所得統計(令和4年)によれば、県内農業産出額 2,659 億円のうち、肉用牛の産出額(272 億円)は、ブロイラー(599 億円)、米(468 億円)及び豚(370 億円)に次ぐ規模を有し、全国の肉用牛産出額においても第6位の規模にある。特に県内で生産された黒毛和牛については、平成2年に「いわて牛」としてブランド化されている。

図表 21 令和4年における肉用牛産出額(上位6県)

(単位:億円)

区分	1位	2位	3位	4位	5位	6位
都道府県	鹿児島県	北海道	宮崎県	熊本県	長崎県	岩手県
産出額	1,228	1,203	826	452	275	272

(出典:生産農業所得統計より監査人作成)

[いわて牛の基準]

- 牛の品種は、黒毛和種であること。
- 肉質等級が「3」以上で、かつ歩留等級が「B」以上であること。
- 最長の飼養地が岩手県であり、最終の飼養地が岩手県であること。
- いわて牛普及推進協議会会員出荷団体より出荷されたものであること。

(出典:いわて牛普及推進協議会ウェブサイトより監査人作成)

畜産農家における肉用牛経営は、繁殖雌牛を飼い、子牛を生産して販売する繁殖経営と、子牛を購入し育てて肥育牛として出荷する肥育経営とに分かれており、肥育経営においては、黒毛和種の場合、9～10 か月齢の子牛を 18～22 か月間肥育して出荷することが一般的である。また、繁殖と肥育を一緒に行う経営は一貫経営と呼ばれる。

種山畜産研究室においては、黒毛和種改良事業として黒毛和種種雄牛の造成及び造成した種雄牛に係る凍結精液の生産及び供給等を行っており、生産された凍結精液は、繁殖経営もしくは一貫経営を行う県内畜産農家を中心に販売される。また、凍結精液は必ずしも種山畜産研究室を中心とした県の試験研究機関のみが生産している訳ではなく、全国組織である(一社)家畜改良事業団やその他の事業者等によっても生産されている。

県の試験研究機関が生産した県有種雄牛の凍結精液供給本数は、平成 22 年度においては年間 35,058 本と県内における凍結精液供給本数の 41.5%を占めていたが、その後減少を続け、令和 5 年度においては年間 4,304 本(県内供給本数の 6.9%)の水準にまで落ち込んでいる。県によれば、過去において評価等の高かった県有種雄牛に遺伝性疾患が見つかったことから、当該県有種雄牛の後継牛による改良の推進が急遽困難となる一方、評価の高い種雄牛の造成には時間がかかるため、これを代替するまでに至っていないことが主要因とのことである。

また、凍結精液販売収入を販売本数で除した平均販売単価を算出すると、令和 3 年度の 5,094 円から令和 5 年度においては 1,528 円まで低下している。個々の凍結精液に係る販売価格は種雄牛の評価や人気等により異なるものであり、現状、評価等の高い県有種雄牛の造成に至っていない点が顕著に反映されているものと言える。

**図表 22 県内における凍結精液の供給本数及び構成割合の推移**

種雄牛所有者	H22 年度	H23 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
岩手県	35,058 本 (41.5%)	33,152 本 (44.4%)	5,094 本 (7.9%)	4,453 本 (6.4%)	4,304 本 (6.9%)
(一社)家畜改良事業団	36,446 本 (43.1%)	28,282 本 (37.9%)	35,621 本 (55.6%)	38,980 本 (56.2%)	33,403 本 (53.5%)
その他	12,991 本 (15.4%)	13,220 本 (17.7%)	23,364 本 (36.5%)	25,950 本 (37.4%)	24,692 本 (39.6%)
合計	84,495 本	74,654 本	64,079 本	69,383 本	62,399 本

(注) ( )内は県内全体供給本数に占める構成割合。(出所:県提出資料より監査人作成)

**図表 23 種山畜産研究室における凍結精液販売収入額及び平均販売単価の推移**

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
凍結精液販売収入額:①	16,759,490 円	12,106,600 円	6,576,900 円
販売(供給)本数:②	5,094 本	4,453 本	4,304 本
平均販売単価:①÷②	3,290 円	2,718 円	1,528 円

(出所:県提出資料より監査人作成)

畜産農家にとっては、より価格の高い枝肉をより多く産出する子牛を生産することが所得の増加につながり、経営の安定化に資することとなるが、令和 5 年度における子牛の平均取引価格(雄雌平均)は、全国平均の 554,265 円に対して、岩手県中央家畜市場は 512,712 円、県南家畜市場は 522,432 円であり、全国平均の 92～94%程度の価格水準にとどまっている。

**図表 24 令和 5 年度における肉用子牛の平均取引価格(黒毛和種)**

区分	中央家畜市場	県南家畜市場	全国平均
雌牛	439,968 円 (90.0%)	459,540 円 (94.0%)	488,384 円
雄牛	566,136 円 (93.5%)	570,139 円 (94.1%)	605,319 円
平均	512,712 円 (92.5%)	522,432 円 (94.2%)	554,265 円

(注) ( )内は、全国平均価格に対する割合。

(出典:独立行政法人農畜産業振興機構ウェブサイト内、「過去 5 年間の月別肉用子牛取引状況表(黒毛和種)」より監査人作成)

**図表 25 (参考) 令和 5 年度における平均取引価格 (黒毛和種) が 70 万円を超える  
ものがある市場**

区分	北海道ホルスタイン 家畜市場	但馬家畜市場	淡路家畜市場
雌牛	586,907 円	773,456 円	760,649 円
雄牛	708,221 円	869,519 円	887,249 円
平均	657,208 円	828,381 円	834,639 円

(出典:独立行政法人農畜産業振興機構ウェブサイト内、「過去 5 年間の月別肉用子牛取引  
状況表(黒毛和種)」より監査人作成)

このような子牛取引価格低迷の一因としては、県有種雄牛の全国的な知名度が低く、県有種雄牛の子牛が低価で取引されることから、畜産農家が全国流通している他県等の種雄牛の精液を使用することにより、結果として希少性の低い子牛を生産し取引せざるを得ない状況があるものと考えられる。

種雄牛を選抜・造成し、その評価等が固まるまでには期間を要するものであり、畜産研究所によれば、現在、期待されている「菊美翔平」についても、その評価等が固まるには造成から 10 年程度を要することが想定されるとのことである。畜産研究所には、今後、より早期に高い評価等を得られるようゲノム育種価等を活用した選抜・造成等を進めることを期待するものである。

また、畜産研究所における研究成果を活かすためには、上述の評価等を行う最終消費者に働きかけることも重要である。ここからは試験研究機関である畜産研究所だけでなく県庁内他部署も加わり、農協、畜産農家、流通業者及び飲食事業者等と協力し、いわて牛のブランディングの強化及び県有種雄牛の世間的な認知度や評価の向上を継続的に図ることを検討されたい。



## ② 収入事務

### 【指摘 5】納入期限までに納入されない歳入の取扱いについて(畜産研究所本所)

南部かしわ 4 週齢雛の譲渡に際し、その代金 106,425 円について令和 5 年 8 月 7 日を納入期限として納付書を発付していたところ、同年 11 月 30 日時点においても未納付であるとして同年 12 月 1 日付けにて支払いを促す書面(以下「催告書面」という。)を送付し、結果として同年 12 月 26 日になって納付された事例がある。

図表 26 南部かしわ 4 週齢雛譲渡代金に係る納入遅延の事例

区分	内容	数量	単価(税込)	金額(税込)
南部かしわ	雌	225 羽	473 円	106,425 円
調定日		納入期限		納入日
令和 5 年 7 月 24 日		令和 5 年 8 月 7 日		令和 5 年 12 月 26 日

(出所: 県提出資料より監査人作成)

当該南部かしわの譲渡代金に係る債権は私債権であることから、県は自治令第 171 条に基づき、期限を指定してこれを督促する必要がある、県が定めた債権の管理に関する規則第 8 条においては、特別な場合を除き、当該債権の履行期限の翌日から起算して 20 日以内に所定の様式により督促状を発する旨が定められている。

しかし、本件においては、履行期限の翌日から起算して 20 日目にあたる令和 5 年 8 月 27 日を大きく超過した令和 5 年 12 月 1 日付けにて催告書面を送付しており、なおかつ当該書面には期限の指定がなされていないため、自治令に定める督促の要件を満たしていない。

債権の管理に関する規則より抜粋

(督促)
第 8 条 課長等又は地方公所長は、履行期限を経過してもなお履行されない債権がある場合は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 171 条の規定による督促を当該債権の履行期限の翌日から起算して 20 日以内に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1) 政令第 171 条の 3 の規定により履行期限を繰り上げる旨の通知をした場合
(2) 債務者の住所及び居所が不明である場合
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が特別の事情があると認める場合
2 前項の規定による督促は、別に定める様式による督促状を発することにより行わなければならない。
3 督促状に指定すべき期限は、発付の日の翌日から起算して 15 日以内とする。

自治法より抜粋

(債権)

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

自治令より抜粋

(督促)

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

また、催告書面には、「代金納入されない場合は、理由によっては、法律(支払遅延防止法等)にもとづき、納入期日の次の日から納入される日までの日数分の遅延利息が発生する」旨が記載され、遅延利息の額を算定する場合には、会計規則第 117 条第 1 項に規定する違約金の徴収率(令和 5 年度は年 2.5%)を適用することを想定している。

しかし、本件は契約の不履行等に伴う違約金ではなく私債権に係る納入遅延であり、契約書等にも特段の合意がないことから、遅延損害金(遅延利息)の額を算定する上での適用利率は民法上の法定利率(令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの法定利率は年 3%)となる。

結果として遅延損害金(遅延利息)は請求されていないが、仮に請求されていた場合には、誤った金額により請求されたおそれがあったものである。

[遅延損害金(遅延利息)相当額の試算額]

○対象日数

令和 5 年 8 月 7 日～令和 5 年 12 月 26 日 141 日

○遅延損害金(遅延利息)相当額

$106,425 \text{ 円} \times 3\% \times (141 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) \div 1,233 \text{ 円}$

今後、歳入に係る出納管理をより慎重に行うとともに、納入期限を過ぎてもなお納入されない場合には、速やかに債権者に対して支払いを促すとともに、それでもなお納入しない者に対しては、納入期限の翌日から起算して 20 日以内に法令等に基づく督促を行うよう徹底されたい。

また、私債権に係る遅延損害金(遅延利息)は自治法等を始めとする法令に基づ

き請求するものではないが、契約書等に特段の合意がなされていなくとも、私人の有する私債権と同様に、民法上の法定利率による請求は可能である。このため、遅延損害金(遅延利息)に係る取扱いを機関として整理し関連職員に周知するとともに、納入遅延防止策の一つとして、契約書や物品譲渡時の書面等に、納入期限までに代金が納入されない場合には民法上の法定利率等に基づく遅延損害金(遅延利息)を請求する旨の記載を追加することを検討されたい。

## 【意見 22】鶏卵販売価格の積算方法について(畜産研究所本所)

畜産研究所において試験研究用に飼育されている鶏が産んだ卵については、試験研究活動から生じた副産物として、定期的に外部の団体へ売払いを行っている。令和 5 年度における鶏卵販売価格は 1 kgあたり 160 円であるが、これは、直近 5 か年における JA 全農たまご株式会社が発表する鶏卵相場(東京基準値)の年間平均値を基に、畜産研究所では行っていない GP コスト(Grading&Packaging コスト:洗卵・選別・包装コスト)を差し引くなどして設定したものである。

図表 27 鶏卵販売価格の積算方法

(1) 鶏卵相場:				
平成 30 年から令和 4 年における JA 全農たまご株式会社が発表する鶏卵相場(東京基準値。ただし、M 規格及びそれに準ずるもの。)の平均値				
○(192 円+191 円+194 円+171 円)÷4=187 円/kg				
区分	L	M	MS	S
H30	178 円/kg	180 円/kg	182 円/kg	166 円/kg
H31(R1)	176 円/kg	173 円/kg	176 円/kg	146 円/kg
R2	172 円/kg	170 円/kg	176 円/kg	152 円/kg
R3	220 円/kg	218 円/kg	224 円/kg	203 円/kg
R4	216 円/kg	215 円/kg	212 円/kg	190 円/kg
平均	192 円/kg	191 円/kg	194 円/kg	171 円/kg
(2) 鶏卵企画調整率				
GP コスト 39 円(平成 14 年 一般社団法人日本卵業協会)				
○39 円÷187 円≒0.2				
(3) 売払い価格				
・187 円/kg÷2×(1-0.2)=74.8 円/kg:最小ロット 0.5 kgでの単価)				
・74.8 円/0.5 kg×1.08(消費税等)=80.784 円/0.5 kg ⇒ 80 円(1 円未満切り捨て)				
・80 円/0.5 kg×2=160 円/kg				

(出所: 県提出資料より監査人作成)

当該鶏卵は市場での販売用に生産したものではなく、あくまで試験研究活動から生じた副産物ではあるものの、類似の市場価格が存在する副産物の売払いに際しては、当該市場価格に近似した価格を用いることが合理的である。

令和6年10月4日時点(9:00発表)における鶏卵価格は、令和5年度の鶏卵販売価格積算に用いた過去5年間の平均値よりも4割近く上昇しているように、昨今の鶏卵の市場価格は変動が大きい。5か年の平均値を採用する合理的な理由もないことから、例えば、前年度の年間平均値を採用する等、市場価格をより反映した販売価格とすることを検討されたい。

**図表 28 直近における鶏卵の東京基準値**

区分	L	M	MS	S	平均
5か年平均値	192 円/kg	191 円/kg	194 円/kg	171 円/kg	187 円/kg
R6.10.4	280 円/kg	270 円/kg	260 円/kg	235 円/kg	261 円/kg

(出典:JA 全農たまご株式会社ウェブサイト 相場情報及び県提出資料より監査人作成)

### ③ 契約事務・支出事務

#### 【指摘 6】家畜飼養管理等業務委託に係る契約予定額の積算について(種山畜産研究室)

種山畜産研究室においては、家畜飼養等管理業務の一部を一般社団法人江刺畜産公社へ外部委託している。

**図表 29 家畜飼養管理等業務委託契約の概要**

契約名	家畜飼養管理等業務委託
委託期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
委託先	一般社団法人江刺畜産公社
契約先選定方法	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約金額	30,011,520 円(税込)
業務内容	岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の管理区域内において、岩手県が実施する家畜改良事業に係る家畜管理等の業務をいい、具体的な業務内容及び業務量は次のとおり。 (1)産肉能力直接検定牛 18 頭前後の飼養管理 (2)室内産母牛の育種価取得のための飼養管理(3 頭前後) (3)産肉能力現場後代検定牛 40 頭前後の飼養管理 (4)供卵牛の飼養管理(経産牛:30 頭前後、未經産牛:10 頭前後、育成子牛:20 頭前後)

	(5) 種雄牛の飼養管理(40 頭前後) (6) 凍結精液製造補助(概ね週 2 回、各 3 頭前後採精) (7) 施設等の維持管理並びに環境整備、補修整備等 (8) 草地管理 (9) その他
--	---

本契約は、「調査、研究及び観測等を依頼する場合で、あらかじめ価格を定めて特定の者に委託するとき」に該当するものとして、会計規則第 108 条第 1 項及び会計規則第運用通知 1(10)により見積書の徴収を省略し、県の積算した契約予定額により委託契約を締結している。

#### 会計規則より抜粋

(見積書の徴収) 第 108 条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。ただし、出納局長が別に定めるものについては、この限りでない。
---

#### 会計規則運用通知より抜粋

第 108 条(見積書の徴収)関係 第 1 項に規定する出納局長が定めるものは、次に掲げる場合とする。 (1)～(9)略 (10) 調査、研究及び観測等を依頼する場合で、あらかじめ価格を定めて特定の者に委託するとき。
---

契約予定額の積算にあたっては、平成 8 年 8 月に県人事課により算定された種山畜産研究室の技能職員業務に係る総業務量(23,054 時間)を基礎とし、その後において間接検定法を現場後代検定法に変更したことに伴う変動分を加減算した業務量を用いている。この方法により令和 5 年度家畜飼養管理等業務委託に適用された業務量は 8 人量であり、当該業務量に県の技能職員平均給料相当額を乗じた額を契約予定額としている。

図表 30 家畜飼養管理等業務委託に係る業務量及び委託料の積算概要

①人事課算定年間業務量(平成 8 年 8 月算定)	23,054 時間
②間接検定牛 <sup>(注 1)</sup> の飼養に係る業務量	2,683 時間
③現場後代検定 <sup>(注 2)</sup> に係る業務量	1,300 時間
④令和 5 年度の総業務量:①-②+③	21,671 時間
⑤人数換算:④÷2,015 時間=10.75 人 ・一人あたり年間稼働日数: 年間 260 日相当=(365 日÷7)×週 5 日 ・一人当たり年間稼働時間数: 260 日×7 時間 45 分=2,015 時間	11 人量
⑥委託業務量:11 人-3 人=8 人 ・県直接雇用の技能職員 3 人分を控除	8 人量
委託料: 284,200 円×8 人(⑥)×12 月×1.1=30,011,520 円 ・県技能職員平均給料:@284,200 円 (令和 4 年度県技労職給料表 3 級 69 号)	30,011,520 円(税込)

(注 1)間接検定法は、特定の種雄牛について、その子牛(産子)を肥育し、増体量、飼料の摂取量、飼料効率、肉量及び肉質を調査し、遺伝的産肉能力評価を判定する方法であり、調査頭数 8 頭以上(去勢牛のみ)・検定肥育期間 364 日間とされ、通常の現場後代検定法よりも肥育期間が短い。

(注 2)現場後代検定法は、現場(肥育農家)で、後代(候補種雄牛の子牛=調査牛)を各農家の手法で肥育し、その枝肉の調査結果から候補種雄牛の産肉能力を評価する方法である。調査頭数 15 頭以上(去勢牛及び雌牛)、肥育期間 20 ヶ月程度(出荷月齢が去勢牛 29 ヶ月齢未満、雌牛 32 ヶ月齢未満)と間接法と比べて長く、一般的に飼われている肥育牛とほぼ同じ肥育期間になる。岩手県では候補種雄牛 1 頭当たり 20 頭の調査牛で検定を行っている。

間接法は肥育期間が短く、仕上がり前にと畜されることが多いため、肥育結果が流通している牛肉と乖離が見られることが問題となったことから、肥育期間のより長い、一般的な飼い方に近い現場後代検定法に移行しつつあると言われる。

(出所:県提出資料より監査人作成)

積算の根拠とする業務量は 30 年近く前に算定されたものであり、現場後代検定への変更による影響は反映されているものの、業務の対象となる飼養頭数や凍結精液製造本数自体の減少や、その他の作業手法の変更等による影響は反映されていない。

本契約は会計規則第 108 条第 1 項及び会計規則第運用通知 1(10)により見積

書の徴収を省略し、県の積算した契約予定額により委託契約を締結していることから、実態を踏まえたより慎重な契約予定額の積算が求められるものであり、あらためて現状を踏まえた家畜飼養等管理業務に係る業務量を積算し直す必要がある。

また、毎年度の契約締結時においても、その都度変更の要否を確認し、必要な場合には業務量を修正する等、実態を反映した契約予定額となるよう運用を見直されたい。

**【意見 23】のこくず購入取引の単価契約への速やかな移行について(畜産研究所本所、外山畜産研究室)**

株式会社玉山製材所から「のこくず」を畜産研究所本所及び外山畜産研究室にて購入しているが、同一の購入を都度都度繰り返す形態であり、令和 5 年度においては、通年にわたり本所では 52 回の納品(支払合計額 2,846,842 円)、外山畜産研究室では 30 回の納品(支払合計額 3,751,440 円)が行われている。

事業者からは 1 か月分の納品に係る代金をまとめて請求されるため、支出票(支出命令)の起票自体は年 12 回から 13 回に納まっているが、発注の都度必要となる「物品購入票」の起票回数は本所と外山畜産研究室を合わせると年 82 回にのぼる。

年間を通して単価は変動しないことから、単価契約とすることにより事務作業の効率化が図れるものと考えられ、県においても、令和 6 年度内に契約方法を変更とする方針との説明であったが、令和 6 年 10 月の監査時点においては、未だ都度発注の処理が継続されている。事務作業の効率化の観点から、早期に単価契約に変更するよう事業者との交渉等を速やかに進められたい。

**図表 31 令和 5 年度におけるのこくず購入実績**

区分	畜産研究所本所	外山畜産研究室
発注/納品回数	52 回	30 回
支払回数	13 回	12 回
支払合計額	2,846,842 円	3,751,440 円

(出所: 県提出資料より監査人作成)

#### ④ 組織と人事管理

##### 【意見 24】種雄牛馬等取扱勤務手当記録簿の管理フローについて(種山畜産研究室)

種山畜産研究室において、種雄牛馬等取扱勤務手当の管理フローについて改善が望まれる事項があった。

職員が、種雄牛の精液の採取や牛舎の掃除等の種雄牛に接する業務(以下、「対象業務」という。)を行う場合、体重 1 トンに迫る種雄牛を扱う専門性やケガ等のリスクに対する手当として、「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」や人事委員会の定めに基づき、1 日につき 230 円(4 時間以上の勤務)又は 138 円(4 時間未満の勤務)の種雄牛馬等取扱勤務手当(以下「種雄牛手当」という。)が支給される。

種雄牛手当の管理フローとしては、日次統制として、対象業務を実施した職員が作業内容や作業時間を共有フォルダ内のエクセルファイルの種雄牛馬等取扱勤務手当記録簿(以下、本意見内で「記録簿」とする。)に記載し、原則として当日中に上席である命令者が作業内容や時間を確認し、記録簿に「確認」という文言を入力することにより行われている。

この管理フローの問題点は、エクセルの記録簿を全職員がアクセス可能な共有フォルダ上で管理している点にある。共有フォルダ上のエクセルで管理することで、上席者でなくとも誰もがエクセル上に「確認」の文言を入力することで承認の形式が整うために、命令者の確実な検証が実施されない可能性がある。また、職員が過去の勤務記録を改ざんすることで、不正な手当を受ける機会も認められる。

今後の対応として、記録簿を紙管理として日々上席者が確認した結果を示す押印又はサインを残すこと、電子的に管理するとしてもアクセス権を少人数のみに限定することや、変更・編集部分を明示できるような仕組みへと変更すること、ファイルのバックアップを適時適切に保管すること等が求められる。



## ⑤ 施設・設備の管理

### 【指摘 7】システム出力帳票間の財産価格差異について(畜産研究所本所)

畜産研究所本所の南側に旧畜産研究所建物があり、平成 16 年～令和 2 年度まで岩手県たばこ工作組合へ貸し付けられていた。

図表 32 旧畜産研究所建物の概要

項目	内容
外観	 (監査人撮影)
種別・口座	普通財産・貸付財産
建築年月日	昭和 39 年 1 月 17 日
構造	本体:RC 屋根:陸屋根
数量	建築面積:599.20 m <sup>2</sup> 延べ面積:736.59 m <sup>2</sup>

(出所:財産台帳)

この旧畜産研究所の建物について、個別財産の詳細が記載された「財産台帳」上の現在価格は 22,769,000 円であるにも関わらず、財産の一覧表である「財産総括表」上の現在価格は 16,762,000 円となっており、6,007,000 円の差異が生じていた。いずれの帳票も財務会計システムに登録した情報をベースに出力されており、本来であれば一致して然るべきである。

県担当者に調査を依頼したところ、正しい現在価格は財産総括表の 16,762,000 円であり、何等かの理由により財産台帳へ本来なされるべき再評価(3 年毎に行われる減価償却見合いの評価減)による減少が反映されず、財産台帳に過大な現在価格が付されていることが判明した。このことは、一つの建物に異なる現在価格が付されていたことを意味し、正確な財産価格を把握できないといった財産管理上のリスクが認められる。

また、旧畜産研究所の建物は貸付財産であり、今後の貸付時には現在価格に基づいて賃料が定められることになるため賃料を誤るリスクも内在していることから、早急にエラーを修正することが求められる。

### 【意見 25】システム出力帳票間の財産価格差異に係る原因究明について(畜産研究所本所)

前述【指摘 7】のとおり、原因がはっきりとしないシステム上のエラーが生じてしまうとシステムに対する信頼が揺るぐため、実務上その他の様々な弊害が生じることが予想される。

今後の対応として、エラーが生じた要因を調査すること、同様のエラーがないか検証すること、その上でエラーの根本原因を除去することが求められる。

### 【意見 26】「毒劇物受払簿」の運用について(種山畜産研究室)

畜産研究所では、その研究過程において様々な「毒物」と「劇物」を使用している。劇物・毒物は、「毒物及び劇物取締法」において指定されており、その強い毒性から事件等に使用されるリスクがあり、また事件事故が起きれば多くの被害を出すことが想定されるため厳正な管理が求められている。

#### 厚生省通知が求める劇物・毒物農薬の在庫管理について

毒物又は劇物の盗難、紛失防止を目的として、保管管理について注意喚起を行うべく厚生労働省より「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について(平成30年7月24日)(薬生薬審発0724第1号)」(以下、本項において「通知」とする。)が発出されている。通知では、劇物・毒物について、管理簿にて入出庫の記録を作成するとともに、定期的に棚卸しを行うことを求めている。

厚生省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」より抜粋

#### 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

- (1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- (2) 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- (3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。

(以下、略)

### 畜産研究所が行う在庫管理について

畜産研究所の毒劇物の在庫管理フローとしては、内部マニュアルである「毒劇物等の管理及び事故等対策要領」(以下、本項において「管理要領」とする。)に基づいて毒劇物の入出庫記録である「毒劇物受払簿」を作成し使用内容について上席者による検証を行うとともに、定期的な毒劇物の棚卸し(年 2 回)を行っている。当該管理方法は通知の内容と整合しており、不正及び誤謬を防ぐための有効な方法であると判断できる。

種山畜産研究室では「毒劇物受払簿(以下、本項において「記録簿」とする。)」を共有フォルダ上のエクセルファイルで管理しており、ペーパーレスにて運用している。日々の管理として、使用者が受け入れ・払い出しの都度エクセルファイルへ受入量・払出量・残量・使途等の記入を行っており、原則として当日中に上席者が内容を確認し、エクセルの記録簿に「確認」という文言を入力している。

現状の運用における問題点は、エクセルの記録簿を全職員がアクセス可能な共有フォルダ上で管理している点にある。共有フォルダ上のエクセルで管理することで、上席者でなくとも誰もがエクセル上に「確認」の文言を入力することで承認の形式が整うために、上席者による確実な毒物・劇物の使用にかかる確認・承認が実施されない可能性がある。また、何者かが劇物・毒物農薬を盗難し、毒劇物受払簿において過去の払出量を増やすことで、その不正が隠蔽可能である。今回のケースでは、毒劇物受払簿を紙管理として上席者が管理することや、電子的に管理するとしてもアクセス権を少人数のみに限定すること、変更・編集部分を明示できるような仕組みへと変更すること、ファイルのバックアップを適時適切に保管すること等の対応が必要である。

### 【指摘 8】毒劇物の実在庫数量と受払簿在庫数量の不一致について(種山畜産研究室)

監査人が毒劇物の実地棚卸を実施したところ、次の 2 つの毒劇物について受払簿上の在庫数と実在庫数の間に差異があった。

図表 33 受付簿上の在庫⇔実在庫 差異 (令和 6 年 10 月 2 日)

名称	区分	受払簿在庫①	実在庫②	差異 ②-①
ジェットプリンター小文字 MEK 洗浄剤	劇物	1,344.0ml	1,320.0ml	△24.0ml
ネオアス	毒物	506.2ml	540.0ml	33.8ml

(出所: 毒劇物等受払簿等)

当該差異が生じた原因は不明である。ただし、劇物「ジェットプリンター小文字 MEK 洗浄剤」については、令和 6 年 9 月 27 日に 1000ml を受け入れており、受入前残高 304ml であるため受入後残高は 1,304ml と記載すべきところ、実際の受入後残高は 1,344ml と記載されており 40ml が過大に記載されていた。この誤謬を正したとしても、なお +16ml の差異は発生することとなるが、このような誤記帳も差異の要因の一つであると考えられる。また、前述【意見 26】に記載したように、都度の使用に対する上席者の確認の実効性や、実施したとする棚卸しの実効性にも疑問が生じるところとなる。畜産研究所は、今般の差異の発生原因を特定するとともに、都度の使用記録の上席者による確認や棚卸しを適切に実施するといった、管理を今一度徹底すべきである。

#### **【指摘 9】毒劇物払い出しに対する上席者の確認漏れについて(畜産研究所本所)**

畜産研究所本所ではペーパーにて記録簿を管理しており、日々の管理としては、使用者が受け入れ・払い出し毎に記録簿へ受入量・払出量・残量等の記入を行い、原則として当日中に上席者 3 名が内容を確認、検印を付している。

毒劇物「エストラメイト」の記録簿を閲覧したところ、令和 6 年 7 月 12 日～令和 6 年 9 月 17 日の間に 5 回・計 22ml の払い出しがなされているが、全ての払い出しについて上席者 3 名の検印は付されていなかった。上席者による確認がなされていない状況が示唆される。適切な毒劇物の使用内容の確認を必要がある。

#### **【指摘 10】乳牛舎における在庫毒劇物の棚卸未実施について(畜産研究所本所)**

管理要領では毎年 4 月と 10 月の年 2 回の棚卸しの実施が定められており、棚卸の結果は記録簿に記録することとなるが、乳牛舎の記録簿において令和 5 年 10 月の棚卸しの結果が記録されていなかった。畜産研究所は管理する全ての毒劇物について棚卸しを実施し、記録を残すべきである。

#### **【意見 27】記録簿への記入方法について(畜産研究所本所)**

畜産研究所本所の記録簿を閲覧したところ、鉛筆で記入されている事案が散見された。毒劇物の在庫管理を実施する目的として盗難防止を意図しているところも大きい。鉛筆により記入した場合、容易に証跡を残さずに改ざんが可能であるため、盗難防止の観点から不適切である。記録簿の記入は、容易に改ざんが出来ないボールペン等を用いるべきである。

**⑥ システムの管理**

記載すべき事項はない。

**⑦ 知的財産の管理**

記載すべき事項はない。

## 5. 岩手県農業研究センター―県北農業研究所

### (1) 研究施設の概要

#### ① 設立目的

県北農業研究所は、県北・沿岸地域等の中山間地の収益向上を念頭におき、地域特性を活かした農作物の生産拡大や高付加価値化に向けた地域農業の振興を目的とする研究所である。

研究所内には、「園芸研究室(令和 6 年より果樹・野菜研究室に改組)」と「作物研究室」があり、「園芸研究室」は冷涼気候や中山間地域の立地特性に対応した野菜(きゅうり、キャベツ、ほうれんそう)の安定生産技術の開発、「作物研究室」は冷涼気候や中山間地域の立地特性に対応した水稻、大豆、麦及び特産作物の安定生産技術の開発及び新品種選抜を行っている。

#### ② 所在地

岩手県九戸郡軽米町大字山内 23-9-1

#### ③ 施設の概要

1) 敷地面積 20.0ha

2) 建物 本館(延べ 2,795.52 m<sup>2</sup>)、附属施設 17 棟(延べ 4,534 m<sup>2</sup>)

※. 岩手県雑穀遺伝資源センター併設

3) 試験ほ場 7.7ha(水田 0.7ha、畑 7.0ha)

#### ④ 沿革

昭和 5 年	農事試験場軽米農場を軽米町に設置
昭和 15 年	農事試験場軽米農場を九戸分場と改称
昭和 25 年	農事試験場を農業試験場と改称
昭和 37 年	農業試験場軽米分場を県北分場と改称
平成 9 年	軽米町に農業研究センター―県北農業研究所(1 課、3 研究室)を設置 ※農業試験場県北分場(軽米町)、園芸試験場高冷地開発センター(一戸町)、蚕業試験場一戸分場を統合
平成 16 年	岩手県雑穀遺伝資源センター設置
平成 20 年	県北農業研究所を 1 課、2 研究室に再編
令和 6 年	県北農業研究所園芸研究室を果樹・野菜研究室に改組

⑤ 組織と職員数(令和5年4月1日現在)

課所名	職員数
所長、次長	2名
総務課	11名(うち、会計年度任用職員6名)
園芸研究室	3名(うち、会計年度任用職員0名)
作物研究室	5名(うち、会計年度任用職員0名)

⑥ 研究課題の内容(令和5年度実施課題)

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
3 水稲			
独自の遺伝資源とゲノム解析技術を活用した水稲品種の開発	岩手生物工学研究センターとの連携のもと、ゲノム解析技術と独自の遺伝資源の活用により、スマート農業、市場ニーズや気象の変化に対応可能な水稲形質の探索と品種開発に取り組む。	H14 ～	○
生産性の高い産地づくりのための栽培技術の確立	高品質・良食味米の安定生産のために品種特性・気象・土壌条件に対応した栽培法及び生育・栄養診断・予測技術を開発する。	H14 ～	○
4 畑作物			
需要に即する安定多収・高加工適性畑作物品種・系統の選抜	消費者や実需者のニーズに即応した高い加工適性を有し、病虫害抵抗性に優れ、安定供給に対応できる優良品種・系統の選定を進める。また、その品種固有の特性を引き出す栽培技術の実用化を進める。	H14 ～	○
生産性の高い産地づくりのための栽培技術の確立	生産性の高い栽培技術体系の確立をはかる。	H14 ～	○
5 特産作物			
冷涼気象や中山間地域の立地特性に対応した特産作物の安定生産技術の確立	機能性成分を多く含み栽培特性に優れる品種の育成と、収益性を高める省力的な栽培技術を確立する。	H16 ～	○
7 野菜			
儲かる経営体の育成に資する革新技术の開発・導入	気象条件を活用した施設栽培作型、収量の安定向上対策や環境制御技術など、単収の向上、作業の効率化、労働強度の軽減等を図るための栽培法を開発する。	R03 ～	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
冷涼気象や中山間地域の立地特性に対応した野菜の安定生産技術の確立	夏季冷涼な気象の活用や中山間地域等の多様な立地条件に対応できる効率的な高収益生産技術体系を開発する。	R03 ～	○

## ⑦ 決算の推移

### 1) 収入

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
使用料及び手数料	63	73	70	電柱敷地・自販機
財産収入	295	369	145	生産物売払収入
諸収入	2,124	2,254	2,171	公舎料※
合計	2,482	2,696	2,386	

(注) 県北農業研究所において調定を行った金額である。

※: 当研究所の所管事務として「県北農業研究所職員公舎」の管理も含まれており、公舎料収入が発生している。

### 2) 支出

支出については、農業研究センター(本部)に登載しているため、本項では省略する。

## (2) 監査の結果

### ① 試験研究の有用性

#### 【指摘 11】試験研究成績書の作成について

県は、岩手県農林水産技術開発推進要綱第4条第5項の農業研究センター所長が行う試験研究推進計画の進行管理についての必要な事項を、岩手県農業研究センター試験研究推進計画進行管理要領(以下、本項において「要領」という。)で定めている。

要領第7より、各部長等は、試験研究成績書を毎年度末までに作成するとしているが、園芸研究室の令和4年度試験研究成績書は令和5年8月作成となっている。また、監査を実施した令和6年8月28日現在、園芸研究室、作物研究室とも令和5年度の試験研究成績書は未完成であった。

県北農業研究所においては、要領第7に定めるとおりに年度末までに試験研究成績書を作成する必要がある。



## 【意見 28】試験研究成績書の作成時期について

【指摘 11】に記述したとおり、要領第 7 より、各部長等は、試験研究成績書を毎年度末までに作成するとしているが、研究成果の発現に時間がかかるなど、研究の進捗状況等から年度末までに試験研究成績書の作成が困難で、かつ年度末までに作成する必然性が低いのであれば、要領第 7 の規定の見直しを図ることも方法である。

### ② 収入事務

記載すべき事項はない。

### ③ 契約事務・支出事務

#### 【意見 29】複数年度契約の検討について

県北農業研究所は、県北農業研究所冷暖房空調設備等自動制御機器点検整備業務(以下「制御機器点検整備業務」という。)を 2,695,000 円(税込)でジョンソンコントロールズ株式会社に委託している。

一般競争入札を実施しているが、応札者は受託者のみの一者応札となっている。

県北農業研究所冷暖房空調設備等自動制御機器は、県北農業研究所本館の冷暖房のコントロールを一括で行うシステムで、ジョンソンコントロールズ(株)が開発している。ジョンソンコントロールズ(株)が開発したシステムの点検整備業務を、同社と関係しない第三者が行うのは困難である可能性が高く、このことが一者応札の要因と考えられる。

本件の入札について、同社以外の者の参入が想定しがたいのであれば、毎年度一般競争入札を実施するのではなく、同社と複数年度契約を締結し、契約事務の簡便化等を図ることも考えられる。

県北農業研究所においては、制御機器点検整備業務の契約方法の見直しを図ることが望ましい。

### ④ 組織と人事管理

記載すべき事項はない。

### ⑤ 施設・設備の管理

#### 【意見 30】旧農業改良普及センターの備品の有効活用について

平成 18 年度において、県北農業研究所庁舎内に所在した二戸農業改良普及センター軽米地域普及所は、二戸農業改良普及センターへと統合された。同時に、組織としての役割は異なるものの、中央農業改良普及センター軽米普及サブセンター

が新たに設置され、その後、平成31年度に農業普及技術課農業革新支援担当県北農業研究所駐在に改組され現在に至っている。これら組織再編の過程で、軽米地域普及所の備品は部分的に移管されたものの、県北農業研究所庁舎内には現在も軽米地域普及所時代(所管は二戸農業改良普及センター及び農業普及技術課)の備品が数多く残っており、遊休状態にあるとのことであった。

実地調査を行ったところ、まだ使用可能性がありそうな業務用冷蔵庫・冷凍庫や食器等の備品、しいたけ乾燥機等の設備、事務用椅子・机、その他の備品が数多く存在していた。県庁内の他所管への照会や売却可能性の検討等により有効活用を図ることが望まれる。

【写真 業務用冷蔵庫・冷凍庫】



(監査人撮影)

【写真 しいたけ乾燥機】



(監査人撮影)

### 【意見 31】使用率の低い設備の今後の取扱いについて

二戸農業改良普及センター軽米地域普及所が二戸農業改良普及センターへと統合されたこともあり、県北農業研究所本館にある特別会議室、大会議室、中会議室などの利用率は以前よりも低下していると思われる。また、これら施設は、県北農業研究所の地理的条件もあり、利用率の向上や他の用途への転用は難しいと思われる。

利用率が低い状況であっても、施設の安全性の確保など一定の維持管理コストは発生せざるを得ないが、コストの低減化には常に留意する必要がある。

### 【意見 32】県北農業研究所職員公舎の入居率の向上について

県北農業研究所職員公舎(以下、本項において「公舎」という。)は単身用 9 室、世帯用 9 室で構成されている。令和 5 年 4 月 1 日現在の入居状況は単身用 3 室、世帯用 7 室で、単身用の入居率が低い。

公舎には県北農業研究所職員だけではなく、近隣の県立病院等の職員も入居している。県北農業研究所も近隣施設に入居可能な旨、連絡しているとのことであるが、今後も定期的に連絡を行い、入居の促進に努めていくことが望ましい。

### 【意見 33】毒物・劇物に該当する農薬の施錠管理について

県北農業研究所では、その研究過程において様々な農薬を使用しているが、毒物・劇物に該当する農薬の施錠管理について、改善を要する事項があった。

#### 法令等が求める毒物・劇物農薬の施錠管理について

毒性の強い農薬について「毒物及び劇物取締法」により「毒物」と「劇物」に区別され、以下のとおり盗難・紛失防止のために施錠管理を行うことが求められている。

#### 毒物及び劇物取締法より抜粋

(毒物又は劇物の取扱)

第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

#### 毒物及び劇物取締法施行規則より抜粋

(製造所等の設備)

第四条の四 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 略
- 三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること

また、具体的な毒物・劇物の施錠管理方法としては、平成 10 年に厚生省が毒物を使用した犯罪の続発を受け発表した「毒劇物盗難等防止マニュアル」が詳しい。以下に「毒劇物盗難等防止マニュアル」の施錠管理にかかる記載を抜粋する。

#### 厚生省 毒劇物盗難等防止マニュアル 施錠にかかる部分を抜粋

⑤保管庫に保管する場合は施錠する。

・厳重な保管管理を行うために、堅牢な保管庫とロックシステムの使用が望ましいです。

⑥鍵の管理を徹底する。

・鍵の管理を徹底するため以下の管理を行います。

1. 鍵の管理者を明確にする。
2. 鍵の数量のチェックを定期的に行う(合鍵の数は必要最低限)。
3. 鍵を使用する場合は、チェック表に記入、または、責任者の許可を得るなど。

以上より、毒物・劇物に該当する農薬の施錠管理に関する法令・マニュアル等の要求事項をまとめると、下表のとおりとなる。

**図表 34 施錠管理に関する法令・マニュアル等の要求事項**

法令等	要求事項
毒物及び劇物取締法、同規則	① 保管庫の施錠管理を行うこと
毒劇物盗難等防止マニュアル	② 鍵の管理者を決定すること
	③ 定期的な鍵の棚卸を実施すること
	④ 鍵の使用記録簿の作成、責任者の承認
	⑤ 堅牢な保管庫とロックシステム

(出所: 県提出資料より監査人作成)

#### 県北農業研究所が行っている毒物・劇物農薬の施錠管理について

県北農業研究所では毒物・劇物農薬を、専用倉庫内の専用薬品棚に保管している。施錠方法として、専用倉庫の扉は 3 桁のダイヤル式の南京錠を使用しており、専用薬品棚も 3 桁のダイヤル式の南京錠で施錠を行っている。

#### 毒物・劇物農薬の施錠管理の問題点と改善方針について

県北農業研究所では毒物・劇物農薬の施錠による管理は行っており、法令・規則に違反するものではないが、毒劇物盗難等防止マニュアル等の要求水準には達しておらず、盗難・紛失のリスクは相応に認められるものとする。

まず、毒劇物盗難等防止マニュアルでは、前表のとおり「⑤堅牢な保管庫とロックシステム」を要求しているが、現状の 3 桁のダイヤル式南京錠による施錠管理は、1000 通りの試行で必ず解除できてしまうこと等から、ロックシステムとして極めて脆弱である。毒物・劇物の盗難が万が一にも発生してしまうと、毒物・劇物を使用した犯罪等の重大な事件にも繋がりがかねないことを勘案すると、最低限のレベルとしてピッキングが行いにくく複製が困難であるディンプルキー型の南京錠を用いるといったロックシステムの強化が必要である。

#### **【指摘 12】毒物・劇物専用倉庫の鍵の管理について**

上述した毒劇物盗難等防止マニュアルでは、**図表 34** の②③④のとおり、鍵の管理者の決定、鍵の棚卸の実施、鍵の使用記録簿の作成を要求しているが、県北農業研究所ではダイヤル式南京錠を使用しているためこれらは行われていない。

現状では、ロック解除番号が組織外の人間をも含めてどこまで伝わっているか不明であり責任の所在が不明確であることや、ロック解除番号を知っている人間が責

任者の承認等を得ずに単独で毒物・劇物農薬へ到達可能である点に問題が認められる。

毒劇物盗難等防止マニュアルに基づいて、鍵の管理者の決定、鍵の棚卸の実施、鍵の使用記録簿の作成等の管理を行うべきである。

### 【意見 34】毒物・劇物に該当する農薬の在庫管理について

毒物・劇物に該当する農薬の在庫管理について、改善を要する事項があった。

#### 厚労省通知が求める毒物・劇物農薬の在庫管理について

毒物又は劇物の盗難、紛失事案防止を目的として、保管管理について注意喚起を行うべく厚生労働省より「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について(平成30年7月24日)(薬生薬審発0724第1号)」が発出されている。

通知では、毒物・劇物農薬について、管理簿にて入出庫の記録を作成するとともに、定期的に棚卸しを行うことを求めている。

厚労省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」より抜粋

#### 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

- (1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- (2) 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- (3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。

(以下、略)

#### 県北農業研究所が行っている毒物・劇物農薬の在庫管理について

県北農業研究所では「毒劇物受払簿」をエクセルファイルで管理しており、ペーパーレスにて運用している。

日々の管理として、使用者が受け入れ・払い出しの都度エクセルファイルへの記入を行っており、使用者がエクセルファイルに記入を行うとファイル内の個別シートに「確認」というフラグが出るマクロが組まれており、上席者である次長が受け入れ・払い出しの内容を確認後、エクセル上で当該フラグを取り下げている。

棚卸しは、年1回年度当初に担当者と次長で、毒劇物受払簿の年度末残量と現物を照合し、毒物・劇物農薬の実在性を確認しているとのことである。

## 毒物・劇物農薬の在庫管理の問題点と改善方針について

日々の在庫・入出庫管理としてエクセルファイルの「毒劇物受払簿」を使用しているが、当エクセルファイルについて県北農業研究所の職員全員が閲覧・編集可能な共有フォルダ上にて管理されている点が問題である。現状の運用では、例えば何者かが毒物・劇物農薬を盗難し、毒劇物受払簿において過去の払出量を増やすことで、不正を隠蔽可能である。すなわち、組織の仕組みとして不正を行う機会が認められる。不正は、不正を行う機会・不正を行う動機・不正を行うに至る正当化の 3 つの要因が成立した際に実行されると考えられ(不正のトライアングル)、動機・正当化は各個人の内的側面が強いが、機会は組織内で運用される内部統制によってそのリスクを低減させることが可能である。今回のケースでは、毒劇物受払簿を紙管理として上席者が管理することや、電子的に管理するとしてもアクセス権を少人数のみに限定することや、変更・編集部分を明示できるような仕組みへと変更すること、ファイルのバックアップを適時適切に保管すること等が必要である。

### **【指摘 13】在庫毒劇物の棚卸未実施について**

毒物・劇物農薬の棚卸しは、年 1 回年度当初に担当者と次長で実施しており、毒劇物受払簿の年度末残量と現物を照合、その実在性を確認しているとのことであるが、現状では実施したことを示す証跡が存在しない。

棚卸時に毒劇物受払簿を紙出力し、残量部分に棚卸しを実施した者の押印またはサインを残すことで、棚卸しの実効性を確保できると考えられる。その他、棚卸しの回数・タイミングであるが、年度末の実施に加え、特にタイミングを決めずに年間に複数回実施することも不正の機会を低下させる有効な方法であり検討が望まれる。

### **⑥ システムの管理**

記載すべき事項はない。

### **⑦ 知的財産の管理**

記載すべき事項はない。

## 6. 岩手県林業技術センター

### (1) 研究施設の概要

#### ① 設立目的

林業技術センターは、森林及び林業に関する研究、研修等を行い、もって森林資源の充実及び林業の振興に寄与するため、平成 5 年 3 月 26 日条例第 19 号「林業技術センター条例」に基づき設置されている。同条例において、林業技術センターは、次に掲げる業務を行うこととされている。

- 1) 森林及び林業に関する研究に関すること。
- 2) 森林及び林業に関する研修に関すること。
- 3) 依頼に応じて行う試験、分析及び検定に関すること。
- 4) 林木の優良種苗の生産及び配布に関すること。
- 5) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

岩手県では、人工林資源が充実し、間伐や主伐・再造林等の事業量の増大が見込まれている中、林業の現場で活躍できる人材の確保・育成が求められていることから、林業の知識・技術を体系的に習得できる研修として、「いわて林業アカデミー」を平成 29 年 4 月に開講している。

#### ② 所在地

岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第 3 地割 560-11

#### ③ 施設の概要

##### 1) 敷地

紫波郡矢巾町:14.92ha(建物敷地、試験林、苗畑、きのこ栽培試験林等)

奥州市江刺稲瀬:56.66ha(建物敷地、採種園、採穂園、防風林等)

場外試験地等:153ha(四日市(岩手町)試験地、六原(金ヶ崎町)採種穂園等)

##### 2) 主な建物

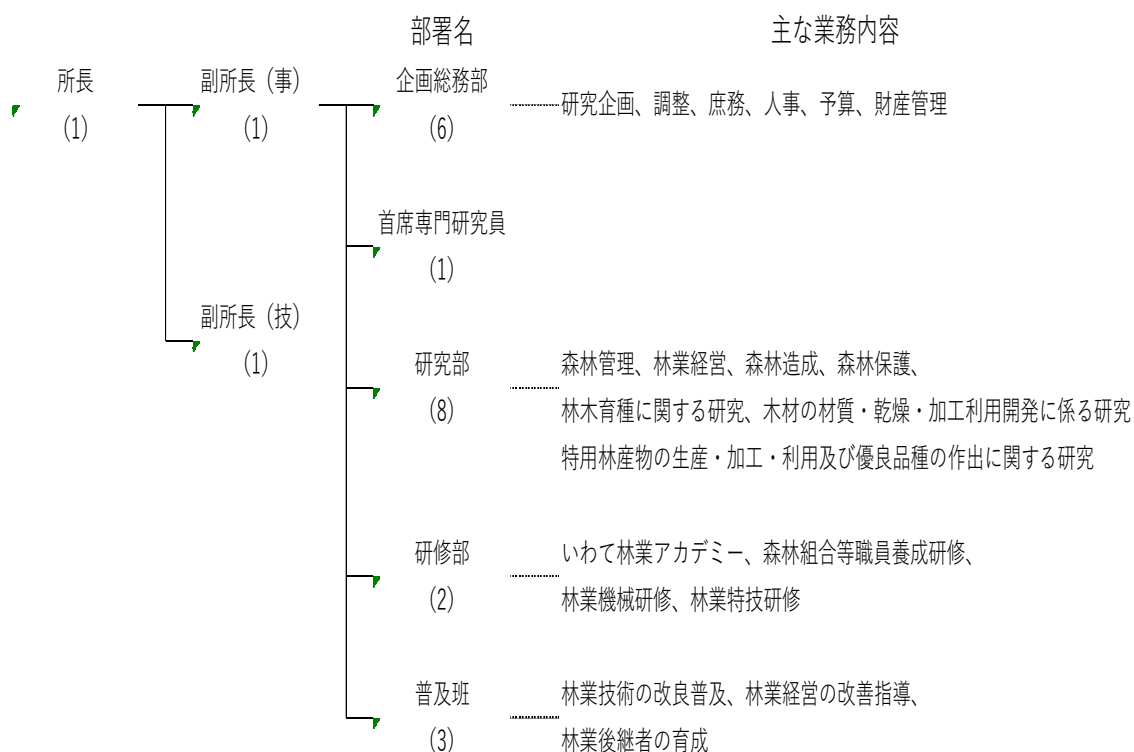
紫波郡矢巾町:管理棟 1,219 m<sup>2</sup>、研究棟 1,443 m<sup>2</sup>、研修宿泊棟 858 m<sup>2</sup>、木材実験棟 1,138 m<sup>2</sup>等

奥州市江刺稲瀬:管理棟・林業展示館 540 m<sup>2</sup>等

#### ④ 沿革

- 昭和 22 年 林業試験場を胆沢郡相去村六原(現:金ヶ崎町)に設置
- 昭和 29 年 目立技術者養成所を林業試験場内に設置
- 昭和 37 年 製材技術者養成所を同場内に設置し、目立技術者養成所を廃止
- 昭和 39 年 林業試験場及び製材技術者養成所を滝沢村(現:滝沢市)に移転
- 昭和 41 年 林業講習所を滝沢村(現:滝沢市)に設置し、製材技術者養成所を廃止
- 昭和 43 年 林木育種場を江刺市(現:奥州市)に設置
- 平成 5 年 林業試験場、林業講習所及び林木育種場を統合同体化し、林業技術センターとして紫波郡矢巾町に設置
- 平成 11 年 林業専門技術員を林業技術センターに配置(本庁から移管)
- 平成 16 年 研究部門組織変更(育種緑化部と森林資源部を統合)
- 平成 17 年 研究部門組織変更(特用林産部と木材部を林産利用部として統合)
- 平成 20 年 林業技術センター組織体制を変更(4 部 1 班→3 部 1 班)
- 平成 29 年 いわて林業アカデミー開講

#### ⑤ 組織と職員数(令和 5 年 4 月 1 日現在)



(注) 上記組織図の ( ) 内の数は職員数である。上記職員の外、会計年度任用職員が 18 名在籍している。



⑥ 研究課題の内容(令和5年度実施課題)

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発	将来にわたってアカマツ資源の造成を継続するため、松くい虫抵抗性品種を作出する。	H5～R5	○
スギ花粉等多様な形質の家系評価と検定技術の開発	多様な経営目標や環境に対応するため、スギ、アカマツの諸形質について家系評価を行い、経営目標や環境に適した品種の供給を行うとともに、選抜品種間の人工交配を行い、その次代検定林調査結果によって次世代精英樹を選抜する。	H12～R5	—
針葉樹大径材の利用拡大を目指した板・挽割りの効率的な生産技術の開発	大径針葉樹材を板・平割り材(下地材、ツーバイ材、集成材用ラミナ等)として利用するため、丸太・製材品の強度性能評価、人工乾燥技術の開発、CLTや集成材等の試作・性能評価を行う。	R元～5	—
天然更新を活用した針葉樹伐採跡地の更新技術の開発	造林初期の経費削減を図るため、天然更新に低コスト育林技術を組み合わせるとともに、アカマツ資源の松くい虫抵抗性向上を図るために抵抗性アカマツ苗を導入する更新技術を開発する。	R元～5	—
広葉樹被害の実態把握と防除技術の開発	広葉樹林の健全化に資するため、ナラ枯れ被害の発生予察の広葉樹被害に対する防除技術を開発する。	H23～R5	○
カラマツ優良種苗の安定生産に向けた技術体系化	カラマツ種子の需要増に対応するため、着花促進と樹勢回復などの種子増産技術を開発するとともに、種子の品質向上のための施肥方法等の検討、優良品種の育種とさし木増殖及び優良種苗の安定的かつ効率的な生産技術を開発する。	H24～R5	—
原木シイタケの高収益栽培技術の開発	シイタケ原木の生産に林業機械等の導入を検討するため、樹皮の剥離といった原木の損傷が、子実体収量に与える影響を検証する。また、県内に主に流通する高含水率の原木を、本県の寒冷な気候のもとで早期にホダ化させる資材利用型の伏せ込みといった管理技術の検証を行う。	R元～5	—
原木シイタケ安全安心栽培技術の開発	放射性物質が存在する森林内で安全なシイタケを生産するため、ホダ場環境の実態を明らかにするとともに、落葉等(AO層)除去などの環境改善効果を明らかにする。	H23～R5	—

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
アカマツ伐採跡地における菌根性きのこの早期発生技術の開発	マツノザイセンチュウ抵抗性アカマツのコンテナ苗と培養菌糸等を感染源に用いて、アカマツ植栽地や天然下種更新地に目的の菌を定着させ、自然での発生より早く確実に菌根性きのこを発生させる。	R3～5	○
人工林アカマツ材の集成材利用技術の開発	輸入木材に対抗する集成材等へ、人工林アカマツ資源の利用を促進するため、人工林アカマツ材の強度分布を調査し、未成熟材(髓から 15 年輪分)や径級とのラミナの強度性能の関係を明らかにする。	R5～9	—
アミガサタケ人工栽培技術の開発	アミガサタケの国内産菌株での栽培に向け、雲南省の栽培技術を活かして、菌株の収集と有望菌株の選定を行い、菌糸培養技術を確立する。	R3～5	—
効率的なウルシ実生苗木の安定生産技術の開発	ウルシ苗木の得苗率を向上させるため、種子の発芽率を向上させる技術や育苗技術の開発を行う。	R元～5	—

## ⑦ 決算の推移

### 1) 収入

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
使用料及び手数料	2,105	3,170	3,029	いわて林業アカデミー受講料等
国庫支出金	—	—	1,083	会計年度任用職員職員
財産収入	2,721	2,514	2,683	優良種苗売払収入等
繰入金	43,605	41,342	42,100	森林整備等支援基金 (いわて林業アカデミー運営)
諸収入	38	78	197	
合計	48,470	47,106	49,094	

## 2) 支出

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
報酬	5,170	4,069	14,394	
給料	90,424	91,199	93,576	
職員手当等	50,141	53,339	56,479	
共済費	30,098	31,514	32,689	
報償費	3,933	3,762	3,478	
旅費	2,470	2,404	3,814	
需用費	36,211	35,706	37,530	
役務費	5,041	4,498	4,813	
委託料	40,238	41,159	42,286	
使用料及び賃借料	5,524	5,448	4,524	
工事請負費	-	6,161	10,148	
原材料費	479	429	276	
備品購入費	17,209	11,886	9,254	
負担金、補助及び 交付金	910	839	825	
公課費	84	109	99	
合計	287,938	292,529	314,192	

## (2) 監査の結果

## ① 試験研究の有用性

記載すべき事項はない。

## ② 収入事務

記載すべき事項はない。

## ③ 契約事務・支出事務

## 【意見 35】委託先の選定方法について

林業技術センターは、樹木園及び敷地管理業務を令和5年6月と8月に、それぞれ岩手県森林整備協同組合に委託している。本予算は、敷地内で倒木の恐れがある危険木が判明した場合の緊急伐採の費用に充てることも想定し、時期をずらした分割発注となっており、委託料の金額は、同年6月は715,000円、8月は748,000円であり、具体的な業務内容は、管理棟、樹木園等周辺の除草、芝刈、草刈、集草、運搬である。

本業務は随意契約であり、事業者選定の基準は「令和4・5年度森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿(以下、本項において「資格者名簿」という。)のうち、施工可能作業種として「下刈り」を希望し、かつその実績を有すること」とされており、6月、8月ともに、岩手県森林整備協同組合、盛岡広域森林組合の2者が選定され、2者による見積合わせが行われている。過去5年の委託契約先を確認したところ、全て岩手県森林整備協同組合であった。

事業者選定の基準として、下刈り業務の実績を有することとされているが、資格者名簿には下刈りを施工可能作業種としている事業者が32者あり、その中で岩手県森林整備協同組合、盛岡広域森林組合の2者のみが選定されていることについて、特段文書化はされておらず、選定基準が明確になっていない。

業務内容が除草、芝刈、草刈、集草、運搬であり、他の民間事業者でも実施可能な業務と考えられる。そのため、業者選定過程を適切に文書化することが望ましい。

#### ④ 組織と人事管理

記載すべき事項はない。

#### ⑤ 施設・設備の管理

##### 【意見 36】毒劇物の管理方法について

林業技術センターは、毒劇物の管理及び取り扱いについて「林業技術センター毒劇物等管理要領」(以下、本項において「要領」という。)を定めている。

要領第4より林業技術センターは、副所長を毒劇物等統括管理者(以下、本項において「統括管理者」という。)としており、統括管理者は、毒劇物等を保管し、又は取り扱う実験室ごとに、研究員の中から毒劇物等管理担当者(以下、本項において「管理担当者」という。)を指名している。

管理担当者は、毒劇物等の使用の都度、統括管理者が定める点検記録簿に使用した品名、使用量及び残量を記録し、管理責任者に報告しなければならない(要領第12)。また、管理担当者は、毎年、定期的に毒劇物等の品名及び在庫量を確認し、管理責任者に報告しなければならない(要領第10)。

点検記録簿は、ボトル、ビン等を単位として薬品一品ごとに1枚の紙で作成されており、この紙は穴を開けて綴じひもでつづられている。また、点検記録簿には識別No.が記入されているが、番号が連続しておらず、さらに、現在使われている識別No.を別途記録しておく仕組みもない。そのため、在庫量を確認するためなどとして、つづりから特定の点検記録簿を抜き取り、その点検記録簿を紛失してしまっても、紛失したことが認識されない危険性がある。

点検記録簿については、日常は表計算ソフト等のデータベースで管理することも方法である。その場合、在庫量を確認する際に紙を出力してそれを用い、その結果

を速やかにデータベースに反映させる方法が考えられる。あるいは、現在使用している点検記録簿の識別 No.をデータベース化するなど一覧表を作成しておき、何時でも点検記録簿の網羅性を確認できる仕組みを整えておく方法も考えられる。

いずれにしても、現在の点検記録簿については、網羅性を確保する仕組みを設けておく必要がある。

### 【意見 37】毒劇物の廃棄の必要性の検討について

要領第 5(5)より、統括管理者は、毒劇物等の購入及び不要となった毒劇物等の廃棄に関し指示するとしている。また、要領第 14 より、次の各号の一に該当する毒劇物等は、関係法令に従い、適正に廃棄するとしている。

- (1) 使用期限を過ぎたもの
- (2) 変質していることが明らかであるなど使用に耐えないと認められるもの
- (3) 今後の使用が見込めず統括管理者が不要と認めるもの。

上記(3)に関して、現在保管している毒劇物について、今後の使用可能性を検討している痕跡が確認できなかった。

上述した点検記録簿には、薬品ごとに当初点検確認日が記載されている。その日付で最も古いのは平成 26 年 1 月 30 日であった。次表は、点検記録簿より、平成 26 年 1 月 30 日より監査時点(令和 6 年 9 月 2 日)まで使用実績がない薬品を記載したものである。

次表より、たとえばクロロホルムは 13 本のボトルがあり、過酸化水素水は 6 本のボトルがある。平成 26 年 1 月 30 日から監査時点まで使用されていない状況を踏まえると、ここまでの量を保管しておく必要性は極めて低いと考える。

毒劇物は細心の注意を払い厳重に管理する必要があり、管理にかかる手間やそのコストを考えれば、保管数量は必要最小限にとどめておくことが望ましい。

林業技術センターにおいては、近年、使用実績がない薬品について、今後、使用する可能性があるのかを検討し、使用が見込めない薬品は適正に廃棄処分とすることが望ましい。

図表 35 使用実績がない薬品

薬品名	保管場所	当初点検確認年月日	最終棚卸確認	残量(g)
アセトン(500ml)	木材実験棟化学教室 (施錠付薬品棚)	H26.1.30	R5.12.14	685.88
水酸化カリウム	樹病実験室 (施錠付ロッカー)	H26.1.30	R5.12.14	550.2
アンモニア水		H26.1.30	R5.12.14	437.7
硫酸銅		H26.1.30	R5.12.14	782.5
キシレン		H26.1.30	R5.12.14	675.4 735.6
メタノール (大びん➡小分け)		H26.1.30	R5.12.14	1,052.4
水酸化カリウム	組織培養第1実験室 (施錠付ロッカー)	H26.1.30	R5.12.15	547.8
水酸化ナトリウム		H26.1.30	R5.12.15	124.1
過酸化水素	細胞育種第1実験室 (施錠付ロッカー)	H26.1.30	R5.12.15	512.9
クロロホルム (トリクロロメタン)				504.4
				508.6
				636.5
				634.1
		336.6		
シクロヘキシミド		H26.1.30	R5.12.15	631.0
				1,034.6
				1035.0
				1,037.6
	1,040.0			
メタノール	H26.1.30	R5.12.15	1,034.1	
			1,050.0	
			1,033.5	
			1,033.1	
			1,035.7	
フェノール	H26.1.30	R5.12.15	1,045.3	
			1,042.2	
				1,033.0
				65.0
				356.8
				709.1
				707.0
				258.1

### 【意見 38】宿泊施設の設備等の取扱いについて

林業技術センターには研修宿泊棟が設置されている(図表 36 の③)。研修宿泊棟は 2 階建てで、1 階は研修施設や食堂などがあり、2 階には宿泊室として使用されていた部屋がある。

現在、簡易宿所営業は廃止され、2 階は宿泊施設としては使用されていないが、いわて林業アカデミーのため通年で利用しているほか、研修施設としての機能は継続している。今後も、宿泊施設であったスペースを有効活用しながら、林業への新規就業者確保対策の拠点施設として利用を継続していくとのことであるが、宿泊室として使用されていた部屋の利用率は低い状況である。利用率が低い状況であっても、施設の安全性の確保など一定の維持管理コストは発生せざるを得ないため、コストの低減化には常に留意する必要がある。

一方、研修宿泊棟 2 階に宿泊者のための布団が保管されており、こちらも現在は使用されていない。使用可能性の低い古い布団を長期間保管しておくことは、環境衛生面からみて好ましくなく、研修施設として使用するためにも速やかに処分することが望ましい。

図表 36 林業技術センター内の施設



(出典: 県ホームページより)

宿泊施設



(監査人撮影)

布団



(監査人撮影)

**【意見 39】行政財産の所管換えについて**

財産台帳に記載されている林業技術センター分掌となっている次の行政財産は、現在、林業技術センターの管理とはなっていない。分掌換えを行う必要がある。

● 緑化センター

奥州市江刺にある林木育種場(536,721.00 m<sup>2</sup>)のなかに緑化センターの建物が設置されている。緑化センターは森林整備課の所管となっており、当該財産事務を分掌する農林水産企画室へ分掌換えする必要がある。

⑥ システムの管理

記載すべき事項はない。

⑦ 知的財産の管理

**【意見 40】試験研究体制の維持について**

林業技術センターにおける特許権等の取得状況は次のとおりである。いずれの権利も更新しておらず、現有しているものはない。

**図表 37 特許権の状況**

No.	名称	出願年月日	登録年月日
1	ボイラシステム	H21.3.26	H25.9.13
2	搬送装置、搬送装置用キャリッジ及び搬送装置用サポート	H18.10.19	H24.8.17
3	木質固形燃料の製造方法	H18.3.14	H23.12.16
4	不燃木材の製造方法	H17.2.24	H22.1.29
5	菌根性茸用接種シートの製造方法	H14.8.8	H17.7.8



No.	名称	出願年月日	登録年月日
6	単板積層材及び単板積層材の製造方法	H12.3.2	H15.5.23
7	建築用難燃材料及び建築用難燃材の製造方法	H9.3.25	拒絶査定

(出所: 県提出資料より監査人作成)

**図表 38 登録品種の状況**

No.	品種名	出願年月日	登録年月日
1	涼実紫 1 号	H12.3.28	H17.1.19
2	涼実紫 2 号	H12.3.28	H17.1.19
3	涼実紫 3 号	H13.3.14	H17.1.19
4	涼実紫 4 号	H13.3.14	H17.1.19
5	涼実紫 5 号	H14.3.22	H17.1.19
6	SR-1(しいたけ)	H18.11.24	H21.6.25

(出所: 県提出資料より監査人作成)

従前は林業技術センターにおいても特許権等の取得に繋がるような研究を行っていたが、最近 10 年間に於いては実績がない。

これは、10 年以上前と現状における試験研究の体制が異なることが大きな要因となっている。すなわち、特許権等を取得できていた時期においては、研究員も 20 名ほど在籍しており、基礎的な試験研究にも人員が割けるような組織体制であったが、現在は研究員が 8 名しかおらず、事業者支援を目的とした研究や事業をメインの活動にしているため、特許権等の取得を目指すような研究には着手できていないということである。

一方、「農林水産技術立県いわて技術開発基本方針」及び「令和 6 年度 岩手県林業技術センター 業務方針」によると、

- 林業の生産性向上と木材産業の競争力強化につながる革新的な技術の開発
- 新たな木材需要を創出する製材品の性能向上技術の開発
- 地域資源を活かした特用林産物の振興に資する技術の開発

などを実施していくことが記載されており、これらの研究開発活動と並行して、林業に携わっている県民や事業者への支援事業を実施していくとされている。林業技術センターの活動と掲げている方針を俯瞰して見ると、試験研究の体制が乏しいことにより両者の間に齟齬が生じているようにも見受けられる。

競争力強化につながる革新的な技術の開発にせよ、また、若手林業従事者の育成にせよ、未来志向であり林業の振興に積極的な印象を受けるが、体制が乏しいことで研究開発ができないということでは林業技術センターが掲げている目的が将来的に達成できるのか不安が残る。県における林業の持続可能性も念頭におき、研究員の育成に取り組むなど林業技術センターの試験研究体制について検討が必要である。

## 7. 岩手県水産技術センター

### (1) 研究施設の概要

#### ① 設立目的

水産技術センターは、水産分野において、漁場環境から生産、加工・流通、消費に至る一貫した試験研究を実施し、県北・沿岸地域の活力ある地域社会の実現を目指して設置されている。

岩手県知事部局行政組織規則第 66 条において、水産技術センターは、次に掲げる業務を行うこととされている。

- (1) 漁業、水産加工、魚介類の増養殖及び種苗開発並びに漁場環境に関する試験研究及び指導に関すること。
- (2) 漁業経営に関する研究及び指導に関すること。
- (3) 水産業改良普及に係る事業の企画に関すること。
- (4) 漁業指導通信に関すること。

#### ② 所在地

岩手県釜石市大字平田 3-75-3

#### ③ 施設の概要

##### 1) 敷地

用地区分	面積	備考
ア センター施設用地	39,997.18 m <sup>2</sup>	H3.2.26 取得
イ 旧水産試験場用地	3,068.59 m <sup>2</sup>	
ウ 海水取水送水用地	3,092.32 m <sup>2</sup>	借地
計	46,158.09 m <sup>2</sup>	

##### 2) 建物

建物区分	面積	備考
ア センター施設	8,924.89 m <sup>2</sup>	H6.3.31 取得
① 研究管理棟	4,215.88 m <sup>2</sup>	
② 種苗開発棟	2,419.73 m <sup>2</sup>	
③ 漁具倉庫棟	1,078.95 m <sup>2</sup>	
④ 水産加工実験棟	791.98 m <sup>2</sup>	
⑤ 海水ろ過棟	201.73 m <sup>2</sup>	
⑥ 発電室等附属施設	216.62 m <sup>2</sup>	3 棟一括

建物区分	面積	備考
イ 旧水産試験場施設	233.48 m <sup>2</sup>	S43.3 建設
①職員公舎	233.48 m <sup>2</sup>	
計	9,158.37 m <sup>2</sup>	

### 3) 漁業指導調査船

ア 岩手丸 第3種漁船	官公庁船	乙海域
・総トン数 154トン (進水 平成 21 年 12 月 16 日)		
・船体寸法 登録長 34.40m 幅 7.00m 深さ 3.00m		
・最大速力 13.80 ノット 主機関 1,029kw(1,400 馬力)		
・乗船定員 船舶職員 12 名 調査員等 5 名 計 17 名		
イ 北上丸 第3種漁船	官公庁船	丙海域
・総トン数 38トン (進水 平成 26 年 2 月 22 日)		
・船体寸法 登録長 20.50m 幅 5.28m 深さ 2.52m		
・最大速力 13.25 ノット 主機関 809kw(1,094 馬力)		
・乗船定員 船舶職員 7 名 調査員等 5 名 計 12 名		

## ④ 沿革

明治 43 年	宮古町(現:宮古市)にあった岩手県立水産学校の校舎の一部に、岩手県水産試験場を創設
大正 9 年	水産試験場庁舎を釜石町只越(現:釜石市)に新築移転
昭和 14 年	水産試験場庁舎及び漁業用海岸局を釜石市新浜町に新築移転
昭和 44 年	水産試験場庁舎及び附属施設を新築。
昭和 54 年	大船渡市末崎町に栽培漁業センターを開設。
昭和 55 年	宮古市津軽石に下閉伊分場を移転。
昭和 62 年	九戸郡種市町(現:洋野町)に北部栽培漁業センターを開設、栽培漁業センターは南部栽培漁業センターに改称。
平成 6 年	現庁舎完成。水産試験場と南部及び北部栽培漁業センターの研究部門を統合し、水産技術センターと名称を変更して開所。
平成 22 年	水産試験場開設から 100 周年を迎える。
平成 23 年	3 月 11 日の東日本大震災でセンター施設 1 階部分を被災。地方振興局に仮事務所。10 月よりセンター 2 階大会議室で業務。
平成 25 年	震災復旧工事を進め、3 月から 1 階での研究業務を再開。
平成 26 年	海水取水施設を含め復旧工事が完了。 サケ大規模実証試験施設を新築。

⑤ 組織と職員数(令和5年4月1日現在)

課所名	職員数
所長	1名
副所長	2名
総務部	3名
企画指導部	3名
水産業普及指導員	1名
漁業資源部	7名
利用加工部	3名
増養殖部	6名
漁場保全部	4名
調査船 岩手丸	10名
調査船 北上丸	6名

⑥ 研究課題の内容(令和5年度実施課題)

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
1 漁業経営の高度化・安定化に関する研究開発			
(1)漁業経営に関する研究	岩手県の漁協自営定置の経営効率性と収益性を明らかにし、今後の経営改善に寄与し得る基礎的な資料を提供することを目的とする。	R元 ～5	—
(2)市場流通に関する研究	岩手県産養殖品目の流通実態等を明らかにすることによって、将来的な価格向上策や消費者ニーズに対応した出荷体制等の提案に資する基礎的な知見を提供することを目的とする。	R元 ～5	—
2 食の安全・安心の確保に関する技術開発			
(1)二枚貝等の貝毒に関する研究			
①麻痺性貝毒で毒化した介類の低毒化技術の開発	貝毒原因プランクトンの発生量を減らすことを目的として、底生生物を活用した休眠胞子(シスト)の減少効果について検討する。	R元 ～5	—
②貝毒モニタリング調査	貝類の毒化時期における水質の変化と貝毒原因プランクトンの出現状況及び貝類の毒化状況について調査を行う。	H26 ～R5	—
3 生産性・市場性の高い産地形成に関する技術開発			
(1)秋サケ増殖に関する研究	放流稚魚の追跡調査と回帰親魚の年齢・魚体サイズ・耳石等に係る調査を行う。また、沿岸の高水温化に対応した放流時期やサイズの検討、環境変化に強い種	H24 ～R5	○

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
	苗を生産するための飼育環境や餌料、系統の検討を行うとともに、稚魚放流後の初期減耗を緩和するための海水馴致放流等の技術開発を行う。		
(2)アワビ・ウニ等の増殖に関する研究			
①ドローンによる海藻現存量の把握手法の検討	より簡易的にコンブ場等大型海藻類の藻場を把握する統一したモニタリング方法の確立に向け、ドローンやAIを活用した藻場解析手法の構築を目指す。	R元 ～5	—
②餌料海藻造成手法の検討	天然のウニの安定出荷や漁獲量増加に向けて、短期間無給餌で蓄養した場合における品質の変化などを把握し、ウニの生産工程の見直しを検討する。加えて、痩せウニの有効な活用方法として、光周期調節によるウニの成熟抑制効果を用いた新たな蓄養方法を検討する。	R元 ～5	—
③より経済効果の高いアワビ資源管理手法の検討	放流貝の漁獲加入状況及びアワビ資源量を推定し、効果的な資源管理方策の検討を行う。	H23 ～R5	—
(3)海藻類養殖の効率生産化に関する研究			
①ワカメ人工種苗生産技術に関する研究	より大きいサイズで本養成が開始できるワカメ人工種苗生産技術として「半フリー種苗」の技術開発を行うとともに、同種苗を用いた養殖技術のマニュアル化に向けた養殖試験を行う。また、ワカメの半フリー種苗生産技術が応用可能であるか検討を行うため、複数種の海藻を対象に試験採苗を行う。	H27 ～R5	—
②コンブ養殖に関する検討	コンブ母藻の成熟誘導技術を用いて早期から種苗生産を行うとともに、主にワカメ養殖に用いられている1.5～2cmほどの短い種糸に付着した種苗(以下「半フリー種苗」という。)をコンブ養殖においても適用し、生産した半フリー種苗を実際に沖出しして生長度合いなどを比較する試験を行う。 また、試験結果を踏まえて収穫量の増大や早期収穫の可能性についても検討する。	H27 ～R5	—
(4)二枚貝等養殖の安定生産に関する研究			
①ホタテガイ養殖に関する研究	浮遊幼生と付着稚貝の出現状況等を調査し、そのデータを生産者等に情報提供する。	H21 ～R5	—

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
	また、高水温による影響について把握するため、ホタテガイ養殖を行っている沿海漁業協同組合から聞き取り調査を行う。		
②アサリ養殖技術の検討	(1) 種苗量産技術の開発として、採苗方法に関する検討を行う。 (2) 本県沿岸の漁場特性に合わせた養殖方法の検討として、令和4年度に水産技術センターで作出した中間育成不要な大型種苗を用いて、県内 3 漁協(三陸やまだ漁協、新おおつち漁協、越喜来漁協)において養殖試験を行う。	R元 ～5	○
4 水産資源の持続的利用に関する技術開発			
(1) 漁業生産に影響を与える海況変動に関する研究	漁業指導調査船での海洋観測、定地水温観測、人工衛星画像などから得られる海洋観測データから本県の漁業生産に影響を及ぼす海況変動の兆候を捉えるとともに、今後の予測を行い、水産情報配信システム「いわて大漁ナビ」等により漁業者に広報することによって、計画的な漁業生産活動に貢献することを目的に試験を実施する。	R元 ～5	—
(2) 定置網及び漁船漁業における主要漁獲対象資源の持続的利用に関する研究	岩手県海域に生息及び来遊する主要な漁獲対象資源の資源水準を評価し、その変動要因を推定することにより、実践可能で効果の高い資源管理方策を提案することを目的とする。	R元 ～5	—
(3) 震災による磯根資源への影響を考慮したアワビ・ウニ資源の持続的利用に関する研究	震災前の調査資料がある県内 2 か所(北部:洋野町、中部:宮古市)においてスキューバ潜水による調査を行う。また、資源解析技術を普及し、資源解析によるアワビ資源動向予測と資源経済モデルによる収益性向上の取組を支援する。	H23 ～R5	—
5 いわてブランドの確立を支援する水産加工技術の開発			
(1) 県産水産物の特徴等を生かした加工品開発等に関する研究			
①マイワシの特性を生かした加工品開発	マイワシについて、製品仕向の判断目安となる脂肪等の一般成分の多寡を時期別、魚体サイズ別に調べ、令和4年度作成した落し身製造マニュアル等とともに水産加工業者に情報提供し、加工原料として利用を促進する。	R元 ～5	—

課題名	研究内容	研究 年度	外部評価 対象課題
②海藻加工品の品質向上支援	湯通し塩蔵ワカメ製品の色調に影響を与える原藻のpHを収穫期間中、定期的に測定し、製品の品質との関係性を調査する。また、ワカメやコンブ製品に増殖して異物クレームの対象となる好塩性微生物の種の特異性や性状確認を行う。	R元 ～5	—
③加工技術開発及び技術課題解決	水産加工企業等からの加工相談や企業訪問を通じて得た技術的課題について、解決に向け支援する。	R元 ～5	—
(2)県産水産物の高鮮度流通に関する研究			
①養殖ホヤ	令和3年度に策定した活ホヤ長距離輸送マニュアルに基づき、漁協や出荷業者に長距離輸送するための梱包方法を普及する。	R元 ～5	—
②サワラ	県内で水揚げされるサワラの原料特性の把握や主産地の流通動向を調査し、サワラを取り扱う水産加工業者の取組を支援する。	R元 ～5	—
6 恵まれた漁場環境の維持・保全に関する技術開発			
(1)主要湾の底質環境に関する研究	県内主要5湾(久慈湾、宮古湾、山田湾、大槌湾及び広田湾)の底質環境を評価し、適正な漁場利用および増養殖業の振興に資することを目的に調査を行う。なお、令和5年度の調査は久慈湾において実施する。	R元 ～5	○
(2)県漁場環境保全方針に定める重点監視水域(大船渡湾・釜石湾)の環境に関する研究	釜石湾及び大船渡湾は、岩手県漁場環境保全方針に基づく重点監視水域に指定されていることから、この両湾において良好な漁場環境を維持するため、水質及び底質の長期的な変化についてモニタリング調査とともに、底質改善調査を行う。	R元 ～5	—
(3)ワカメ養殖漁場の栄養塩に関する研究			
①主要養殖漁場の栄養塩動向の把握	ワカメの生育に影響する栄養塩濃度について、定期的に養殖漁場で調査を行い、その変動の状況を関係者へ情報提供し、ワカメ養殖の振興に資する。	R元 ～5	—
②栄養塩予測技術の精度向上	沿岸域の環境を適切に把握するために、岩手県沿岸の海況と栄養塩動向の調査を行い、栄養塩の供給予測と関係者への周知を行う。	R元 ～5	—
7 漁村復興を担う地域リーダーの活動支援及び新規就業者の定着支援			
(1)漁業士会の活動支援等	漁業士育成のため、各種支援を行う。	R元 ～5	—

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
(2)いわて水産アカデミー研修生の知識・技術習得を支援	漁業担い手対策のため、水産アカデミー運営協議会の活動を支援する。	R元 ～ 5	—
8 サケマス類の海面養殖に関する支援			
(1)加工品開発	海面養殖サーモンの流通・加工を技術的に支援する。	R3 ～5	—
(2)漁場環境調査	漁場環境保全の指標とするため、各種調査を実施する。	R元 ～5	—
9 ブルーカーボンに関する研究			
(1)ブルーカーボンの評価手法及び効率的藻場形成・拡大技術の開発	漁場内でのカーボンオフセット(二酸化炭素の埋め合わせ)を検討するため、カキ養殖漁場とアマモ群落について各種調査等を行う	R3 ～5	—

## ⑦ 決算の推移

### 1) 収入

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
使用料及び手数料	8	8	8	
国庫支出金	—	—	—	
財産収入	127	355	268	
繰越金	—	—	13,970	
受託事業収入	28,100	33,979	36,880	
雑入	286	244	1,107	
合計	<b>28,523</b>	<b>34,588</b>	<b>52,234</b>	

### 2) 支出

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
給料	182,092	175,498	178,066	
職員手当等	94,400	91,044	96,078	
共済費	62,165	60,457	59,761	
需用費	165,465	194,491	176,226	北上丸定期検査及び上架修繕工事(39,063千円)他
委託料	46,742	49,260	50,321	令和5年度漁業指導用通信業務(19,449千円)他



区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
その他	63,845	57,258	61,146	漁船保険料(岩手丸) (3,003千円)ほか
合計	614,712	628,011	621,600	

## (2) 監査の結果

### ① 試験研究の有用性

記載すべき事項はない。

### ② 収入事務

#### 【意見 41】調定票の納入期限について

次に示すのは、令和6年4月30日の収納未済状況一覧表(以下「一覧表」という。)であり、5件の収入未済額が計上されている。一覧表に記載の5事業の債務者はすべて国立研究開発法人水産研究・教育機構であり、事業内容は資源調査・評価事業等の共同研究等である。納入期限は令和6年4月12日だが、令和6年4月30日時点での入金はまだ無いので、同日において収入未済となっている。

図表 39 収入未済状況一覧表の一部

事業No.	納入期限	調定額(円) 収納額(円)	不納欠損額(円) 収入未済額(円)
050601	06. 04. 12	10,419,570 0	10,419,570 0
050701	06. 04. 12	1,132,054 0	1,132,054 0
051701	06. 04. 12	14,477,796 0	14,477,796 0
052501	06. 04. 12	1,064,903 0	1,064,903 0
052601	06. 04. 12	6,960,504 0	6,960,504 0

県では、収入金の徴収及びその通知等について、会計規則で次のとおり定められている。

## 会計規則より抜粋

### (調定)

第 8 条 歳入徴収担当者は、収入金を徴収しようとするときは、調定票(様式第 13 号又は様式第 14 号)により調定をしなければならない。

### (納入の通知及び納期限)

第 12 条 歳入徴収担当者は、第 8 条の調定をしたときは、速やかに納入通知票(様式第 16 号)を作成し、納入義務者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、納入通知票に指定すべき納期限は、送付の日から 15 日以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

一覧表に記載の 5 事業はすべて令和 6 年 3 月 31 日が調定日であり、15 日以内の令和 6 年 4 月 12 日が納期限となっている。

一方、一覧表に記載されている資源調査・評価事業等の共同研究等について、共同研究機関は全国の研究機関がそれぞれの地域において事業を分担する構成員となり、研究を連帯して実施するための協定書が締結されている。協定書には委託費の支払いについて、「構成員からの適法な請求書を受領した日から 30 日以内にその支払を行う」と規定されており、令和 6 年 5 月 2 日に 5 件の入金を確認されている。すなわち、債務者からの入金は協定書にしたがって適正に行われているにもかかわらず、水産技術センター内では収納未済と認識し、その事務手続を実施していた。

一度、収入未済が認識されると、各担当者に未済状況を連絡し、督促を実施すべきかどうかの検討を行い、最終的に収納されたことを確認する事務手続を追加で実施しなければならない。この 5 事業については、収納未済によるこれら一連の事務手続は必要なかった。今後は、調定票に記載する納入期限については、相手方との契約等に基づき、適正に設定することが求められる。

### ③ 契約事務・支出事務

#### 【意見 42】業務委託仕様書の業務内容について

令和 5 年度漁業指導用通信業務委託について、釜石無線漁業協同組合と一者随意契約により、契約総額 19,449,100 円で委託契約を締結している。

本業務の業務委託仕様書(以下、本項において「仕様書」という。)に記載されている業務内容は次のとおりであるが、受託者が実施すべき業務内容に関して具体的な記載がない。たとえば、「(3) 漁業指導用海岸局の施設、機器の維持、管理」について、受託者は、維持、管理として具体的にどのような業務を行う必要があるのかが明確となっていない。

## 《漁業指導通信業務》

### 1 業務

受託者が処理しなければならない業務は次のとおりとする。

- (1) 県が漁業の指導監督に関する事務の遂行上必要な漁業指導用海岸局と県の試験調査船、漁業取締船及び共同実習船との間で行う通信
- (2) 漁業の指導監督事務を遂行するため、無線通信によって漁業者又は漁業者団体を直接指導監督する通信
- (3) 漁業指導用海岸局の施設、機器の維持、管理

令和6年9月26日に水産技術センターから公表されている「岩手県水産技術センター年報 令和5年度(2023)」(以下「年報」という。)の200ページから202ページに「VI 漁業指導用通信業務」の記載がある。本業務の内容は年報に記載されている事項に該当するとのことであるが、仕様書の記載も年報に準じた具体的な内容とする必要がある。

### ④ 組織と人事管理

記載すべき事項はない。

### ⑤ 施設・設備の管理

#### 【指摘 14】物品実査の方法について

会計規則第188条には、物品の保管について、出納員は、県の施設において、物品を良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならないと、定められている。また、備品については、備品管理一覧表(以下、本項において「備品一覧表」という。)を作成し、その保管について記録管理することが求められている。

水産技術センターにおいても、備品一覧表により備品の管理が行われているが、監査にあたり備品の実在性や備品一覧表の網羅性について確認したところ、物品は実在するが備品一覧表の記載がないものが2点発見された。

1点目は、ブラウン管テレビである。当施設のエントランスホールには1・2階が展示ホールとなっており、2階にブラウン管テレビが置かれている。このテレビは、備品一覧表に記載がない。備品としては古いものであり、所管換え等で取得価額が備品一覧表に記載すべき3万円を下回っていた可能性はあるものの、水産技術センターでは、記載がないことについての認識はなかった。

2点目は、環境化学実験室に設置の冷蔵庫である。故障により冷蔵庫としては機能しておらず、帳簿上は物品から除外され廃棄処理されているものの、現物は未だ

実験室内に置かれ、連絡簿のような掲示物が貼られている。

会計規則では、物品は良好な状態で常に供用することが求められ、供用する場合には、備品一覧表での記録管理が必要である。この規則にしたがって物品の管理を行うためには、備品一覧表に記載の物品があるかどうかや良好な状態かどうかの確認はもちろん必要となるが、施設内にある物品が網羅的に備品一覧表に記載されていることについても定期的に確認する必要がある。

### 【意見 43】使用していない物品について

監査で備品を実査するにあたり、物品の使用状況についても確認したところ、物品は実在するが、その使用頻度や今後の使用予定については再検討が求められる物品が存在した。

1点目は、情報管理室で供用中のフロッピーディスクスタンドである。フロッピーディスクを見やすく、陳列することには優れているが、現在は、フロッピーディスクは使用していないため、当物品も使用していない。また、今後の使用予定もない。

2点目は、観測データ解析室で供用中のパソコン一式(NEC)である。受入年月日は平成6年3月25日であり、担当者によると、物品自体の故障はないことであるが、動作確認もここ数年は行われていない。古い形式で保存されているデータで、当パソコンでしか開けないデータもあるとのことだが、古いデータのうち今後の使用や保管が必要と思われるデータは、現在のパソコンでも開けるデータに変換して保存し、当パソコンは破棄すべきである。

3点目は、精密分析室で供用中のガスクロマトグラフ(質量分析計)である。受入年月日は平成6年3月30日、取得価額は1,272万円である。担当者によると、物品自体の故障はなく、実査時に動作確認も行ったが、分析技術は進歩しており、従来の方法ではデータの信頼度が低いと評価されるため、過去15年間は使用していないとのことである。なお、廃棄にも費用がかかるほか、万一の状況も考えて保管は続けているとのことである。

水産技術センターは平成6年に現庁舎が完成し、当時に設置した、テーブル・事務機器・計測機器類も多くあるが、故障により本来の機能が失われているものや、仮に正常に作動するものでも、新製品の購入や新しい研究分野への移行等により、物品が陳腐化しているものもある。使用の見込みがなくなった場合には適時に処分し、研究室内を整理し効率よく作業ができる環境を常に整備しなければならない。

## 【指摘 15】毒物劇物管理簿の承認印について

毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項では、毒物又は劇物の取扱いについて、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と定められている。水産技術センターでは、薬品庫に毒物及び劇物を保管しており、薬品庫を施錠する鍵についても「薬品庫カギ持ち出し簿(劇物:各部用)」(以下、本項において「管理簿」という。)を準備して、持ち出し者や使用時間等を管理している。

図表 40 薬品庫カギ持ち出し簿(劇物:各部用)のサンプル画像

薬品庫カギ持ち出し簿(劇物:各部用)						
(管理担当者=各部の部長へ提出し許可を得ること)						
月/日	持ち出し者氏名 (薬品使用者)	立ち合い者氏名 (使用前後計測者)	鍵の使用時間		備考(薬品使用者が記入)	確認印(部長)
記載例	北上太郎	岩手幸子	持ち出し	10:00	・薬品持ち出し 水酸化ナトリウム 20g使用 ホルムアルデヒド 1,000g使用 アンモニア水 20g使用 ・薬品棚清掃	㊟
			返却	11:00		㊟

管理簿の項目欄にも記載してあるとおり、薬品庫に出入りし、薬品を使用するためには、持出者と立会者の2名で実施しており、鍵の使用時間、使用薬品名を記載し、部長の確認印を押さなければならない。監査の過程で管理簿を閲覧したところ、9回の持ち出し記録が記載されており、そのうちの1回の記録に鍵の返却時間が記載されていないにもかかわらず、部長の確認印が押されていた。このような書類上の不備があると、実際には鍵の返却を確認したが、書類の記載漏れを発見できずに押印してしまったか、あるいは、鍵の返却も書類の確認も行わず、単に事務的に押印しているだけかの区別はできない。書類の記載内容や押印のやり方等ルールを再度徹底し、毒物及び劇物の管理に必要な措置を講じなければならない。

## 【意見 44】毒物劇物の保管場所の改善について

水産技術センターでは、毒物は薬品庫のみに保管されているが、劇物については、その利便性を高めるために、必要な研究室等で個別保管も行われている。個別保管は劇物用の保管棚に他の薬品とは分けて保管し、保管棚の扉に「医薬用外劇物」の文字を表示することとしている。

一般的に、在庫管理を行う場合には、在庫の置き場所を増やすほど、それを使用する職員の利便性は高まるが、他方、全体の在庫数や管理コストは増加する傾向にある。例えば、薬品類では、購入できる単位や保管容器に制限があるため、各研究室で購入し保管すると、薬品庫の一箇所で保管してそこから払い出す方法に比べ、

在庫数は増加する場合が多い。また、保管棚や鍵の管理もそれぞれの保管場所で必要となる。したがって、研究室等で個別保管を行う場合には、個別に保管し利便性を高めるほど使用数量が多い薬品を対象とすることが望ましい。

この点について、増養殖部魚病検査室の医薬用外劇物管理簿を確認したところ、在庫薬品は 12 種類あるが、その使用については、令和 3 年度は 4 件、令和 4 年度及び令和 5 年度は 1 件の記載であった。また、増養殖部藻類培養室の医薬用外劇物管理簿では、在庫薬品は 23 種類あるが、その使用については、令和 3 年度は 3 件、令和 4 年度以降は使用した実績は見られなかった。

各研究室等での個別保管については、その利用実績を定期的に確認し、見直しを図ることが求められる。

## ⑥ システムの管理

記載すべき事項はない。

## ⑦ 知的財産の管理

記載すべき事項はない。

## 8. 岩手県内水面水産技術センター

### (1) 研究施設の概要

#### ① 設立目的

内水面水産技術センターは、ニジマスやイワナ、ヒメマスなどの養殖技術の開発やその卵や稚魚の供給、アユ増殖に関する研究や魚類防疫及び魚病診断や指導等を行うことを目的としている。また、近年では、増殖要望の高いサクラマス増殖に関する研究や刺身需要に対応した、ニジマス全雌 3 倍体等のバイテク種苗の量産化、海面養殖用種苗の開発にも取り組んでいる。

岩手県知事部局行政組織規則には以下の所掌事務が定められている。

- (1) 内水面漁業の調査研究及び指導に関すること。
- (2) 増殖及び養殖技術の試験研究に関すること。
- (3) 種苗の生産技術開発に係る試験研究に関すること。
- (4) 淡水魚の種苗の生産及び配布に関すること。
- (5) 魚病に関する調査研究及び指導に関すること。

#### ② 所在地

岩手県八幡平市松尾寄木 1-474

#### ③ 施設の概要

- 1) 敷地面積 5.6ha
- 2) 魚類飼育池 107 面
- 3) 金沢清水湧水群の 2 水系(12℃:21t/分、9℃:9t/分)から安定した水量を得て飼育

#### ④ 沿革

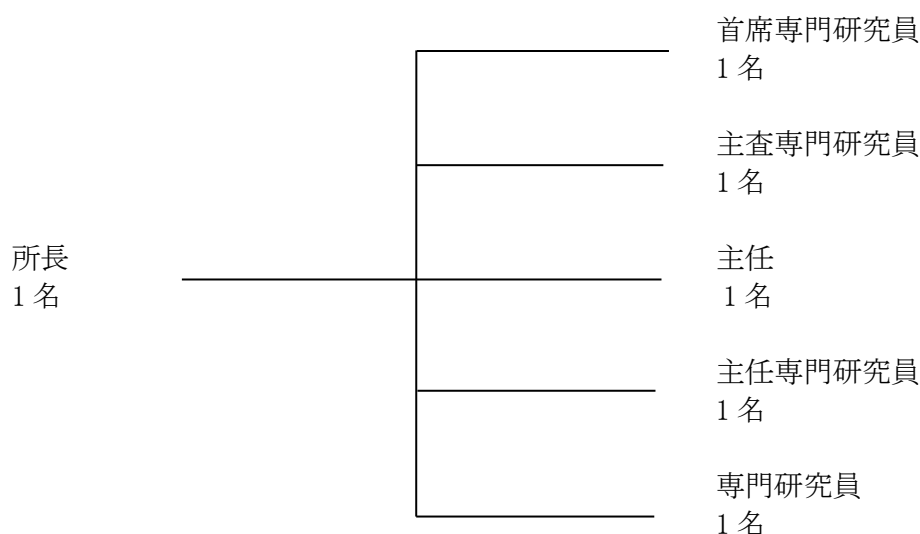
<養鱒関係>

- |         |  |
|---------|--|
| 昭和 27 年 | 遠野市に県営の青笹養鱒場が開設される                                     |
| 昭和 30 年 | 青笹養鱒場が淡水魚指導所青笹養鱒場に組織換え                                 |
| 昭和 32 年 | 淡水魚指導所青笹養鱒場が岩手県青笹養鱒場に組織換え                              |
| 昭和 34 年 | 岩手県青笹養鱒場が廃止され、サケ科魚類の飼育に適した豊富な湧水がある松尾村(現在地)に岩手県養鱒場として開設 |
| 昭和 54 年 | 岩手県内水面水産指導所に名称変更                                       |
| 昭和 57 年 | 魚病による養殖の生産性低下を抑えることを目的に魚病指導総合センターを併設                   |

平成元年	岩手県内水面水産試験場に名称変更
平成 6 年	岩手県内水面水産技術センターに名称変更して現在に至る
<養鯉関係>	
昭和 13 年	岩手郡太田村(現盛岡市)に淡水魚増殖場が開設される
昭和 26 年	淡水魚増殖場が廃止され、紫波郡赤石村(現紫波町)に赤石淡水魚ふ化場が設置される
昭和 27 年	赤石淡水魚ふ化場が淡水魚指導所赤石ふ化場に組織換え
昭和 32 年	淡水魚指導所赤石ふ化場が岩手県紫波養鯉場に組織換え
昭和 37 年	岩手県紫波養鯉場が岩手県養鯉場と名称を変える
昭和 54 年	岩手県養鯉場が岩手県内水面水産指導所紫波支所に組織換え
平成元年	岩手県内水面水産指導所紫波支所が岩手県内水面水産試験場紫波養鯉場に組織換え
平成 4 年	岩手県内水面水産試験場紫波養鯉場が廃止される

**⑤ 組織と職員数(令和 5 年 4 月 1 日現在)**

職員は 5 名体制となっている。組織図は以下のとおりである。



そのほか、会計年度任用職員が 3 名となっている。



## ⑥ 研究課題の内容(令和5年度実施課題)

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
内水面水産技術センターでの種苗生産体制の構築と種苗生産の高度化	サクラマスの上親魚から採卵・生産した種苗 1 万尾を用いて親魚養成を行い 50 万尾の F1 試験放流種苗を安定供給する体制を整備する。 親魚使用率やふ化後生残率の向上にかかる基礎的知見の把握を行い、生産効率を高めて種苗生産マニュアルを策定する。	R元～5年度	—
効果の高い放流方法や増殖技術の検討	サクラマスについて、安家川、豊沢川の産卵床調査、安家氷渡地区の稚魚調査を実施、資源量や天然再生産状況を把握する。 回帰親魚調査等により 0+春放流の回帰率を把握するとともに、放流場所や数量を変えた放流試験を行い、河川での生残や降海性の高い放流方法を検討する。	R元～5年度	—
養魚場、ふ化場の巡回指導等による魚病診断の実施	疾病の早期発見・まん延防止のため、定期的に現地指導するとともにへい死通報等に対し現地調査を行い、迅速な魚病検査を実施する。	R元～5年度	—
最新情報に基づいた水産用医薬品の適正使用の指導	養殖業者が使用する水産用医薬品について、個別の適正指導や投薬指示書の発行のほか、勉強会の開催等を実施する。	R元～5年度	—
アユ増殖に関する研究	気仙川漁協をモデル河川とした天然遡上調査や放流採捕調査を行い、県内のアユの資源状況を把握する。 県栽培漁業協会生産種苗について、7～8世代までの継代による釣られやすさを検証する。 放流アユの早期小型種苗放流による費用対効果について検証する。	R元～5年度	—
溪流魚増殖に関する研究	放流後の河川への残留率が高く再生産効果の高いとされる 半天然・半野生種苗の生産技術を検討するとともに、放流 効果を確認する。	R元～5年度	—
バイテク等優良種苗の開発	ニジマスは、バイテク種苗(3倍体)の生産体制は確立しており、選抜や交配により高成長が見込まれる系統を作出する。	R元～5年度	—

課題名	研究内容	研究年度	外部評価対象課題
海面養殖用種苗の開発	マス類の中でも美味しいヒメマス、サクラマスの全雌3倍体の効率的な作出技術を開発する。また、海面養殖用種苗の開発のため、最適な海面移行時期及びサイズの検討、成長優良系統の選抜を行う。	R元～5年度	—

## ⑦ 決算の推移

### 1) 収入

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
使用料	19	19	19	電柱使用料
財産収入	11,382	17,203	16,853	生産物売払収入
諸収入	375	995	1,228	受託事業収入ほか
合計	11,778	18,219	18,100	

### 2) 支出

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
報酬	5,122	5,122	5,512	会計年度任用職員(3人)の報酬
給料	26,331	25,472	25,950	正職員(6名)の給料
職員手当等	18,341	16,965	21,607	正職員及び会計年度任用職員に支給する手当(期末手当、勤勉手当等)
共済費	8,917	9,058	10,334	正職員及び会計年度任用職員の社会保険料等
報償費	39	39	39	
旅費	595	736	1,261	会議研修出席及び現地調査等に係る出張旅費
需用費	14,215	15,109	13,596	試験研究用消耗品(試薬、飼料等)購入費等
役務費	415	551	478	
委託料	21,553	22,352	20,429	種苗生産配布業務委託等
使用料	279	313	270	
工事請負費	14,120	-	2,496	事務所棟屋根葺替工事等
備品購入費	722	4,799	57	

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
負担金分担金	23	24	24	
公課費	40	15	45	
合計	110,718	100,562	102,104	

## (2) 監査の結果

### ① 試験研究の有用性

#### 【意見 45】試験研究結果の公開について

内水面水産技術センターでは、試験研究結果について年報を作成しており、これをホームページ上で公開している。しかし、ホームページの該当箇所では、監査実施時点である令和6年9月30日時点において、平成27年度の年報から令和元年度の年報までしか公開されていない。

これについて、年報は現在作成中とのことであり、近々に公開予定であるとのことであった。研究体制が乏しいことも一因と推察されるが、年報は内水面水産技術センターの活動報告としての意義が大きいものであることから、早々に公開することが望ましい。研究体制が乏しいことが原因であるならば、年報の内容をもっと簡略化する、あるいは、隔年で発行するなどの工夫により、実態に即した情報公開を行うことも方法である。

### ② 収入事務

#### 【意見 46】低廉な成魚販売価格の見直しについて

内水面水産技術センターでは、ニジマスの成魚の販売を行っているが、その販売価格は市場価格比較で低廉であると考えられる。販売価格の再検討を求めたい。

##### 1.内水面水産技術センターの意義について

内水面水産技術センターの目的は「内水面漁業の調査研究」と「淡水魚(ニジマス・イワナ・ヒメマス等のマス類、以下同)の種苗の生産及び配布」の二つに大別される。このうち、「淡水魚の種苗の生産及び配布」は、民間が行うには技術的に難しく採算が取れない一方で、内水面養殖業者振興や淡水資源の保全等の公共性の観点から内水面水産技術センターが担っている。種苗生産過程で成魚(60グラム超)も生産されることとなるが、再生産(繁殖)に回らない成魚は副産物として販売される。当意見では、この成魚のうちニジマスの販売価格について検討、提言を行う。

## 2. 種苗・成魚の流通モデル

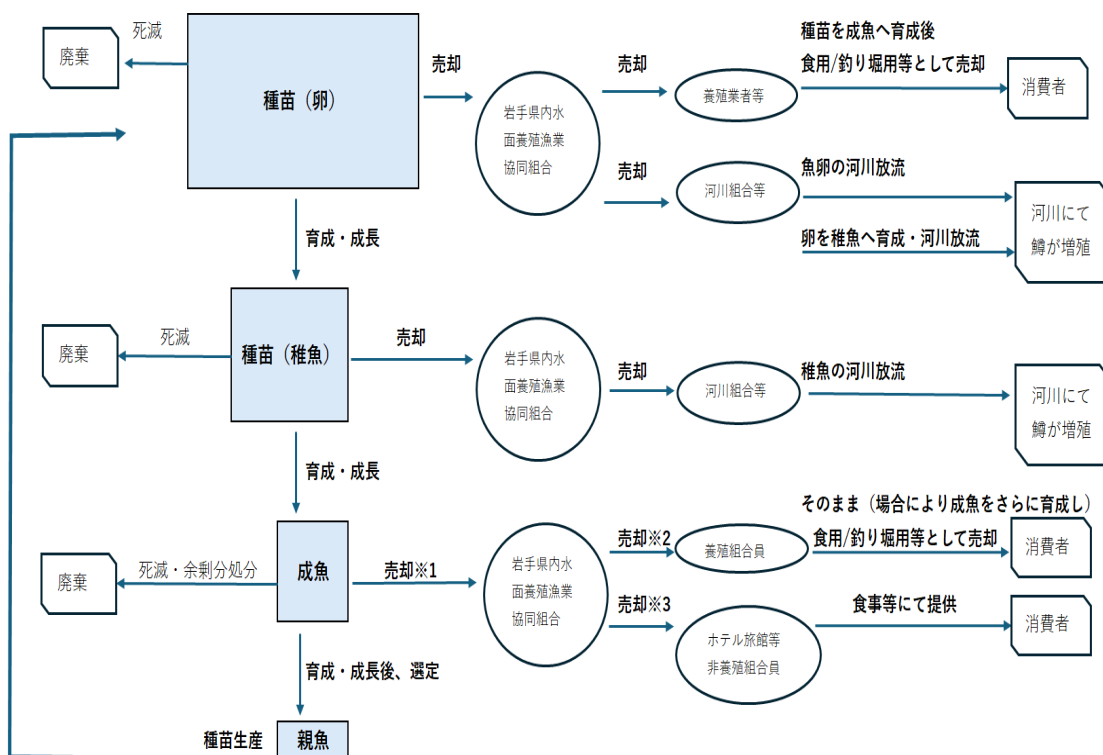
内水面水産技術センターが生産する種苗・成魚の流通モデルは**図表 41 内水面水産技術センターの種苗・成魚の流通モデル**のとおりである。

内水面水産技術センターの主目的たる種苗の生産及び配布に関しては、内水面水産技術センターが種苗(卵)を生産、県内養殖業者へ低価格で販売を行い、事業者が自ら種苗(卵)を育成、育てた成魚を取扱事業者(飲食業者、観光業者、釣り堀等)へ供給している。また、河川資源の維持を目的として、内水面水産技術センターは種苗(卵)・種苗(稚魚・60グラム以下)を県内各河川の漁業協同組合へ出荷しており、それらは河川放流される。

内水面水産技術センター本来の目的ではない副産物としての成魚販売だが、内水面水産技術センターは自然災害等の予期せぬトラブルを見越して種苗・稚魚について余裕を持った分量を生産しており、余った種苗から成長した成魚は親魚として再生産に回ることとなるが、親魚となれない成魚は副産物として観光業者(ホテル・旅館)や釣り堀に販売される。

なお、これら一連の種苗・成魚の販売は、内水面水産技術センターから岩手県内水面養殖漁業協同組合(以下「養殖組合」という。)へ一旦売却され、養殖組合から養殖業者・観光業者へ売却されるといったように、全ての販売は養殖組合を介して行われる。

**図表 41 内水面水産技術センターの種苗・成魚の流通モデル**



### 3.内水面水産技術センターの収支構造と内訳別生産物売払収入について

内水面水産技術センターの令和 5 年度の収支は、前掲した『(1) ⑦ 決算の推移』のとおり、総収入 18,100 千円(うち、生産物売払収入 16,853 千円)に対して、総支出は 102,104 千円と 84,004 千円の支出過多となっている。内水面水産技術センターの存在意義は、民間が行うには採算が取れない種苗生産であることや、県内の内水面漁業の振興等を目的とする研究活動の実施であるため、仕方のないことかもしれないが、公共サービスの品質向上と継続的なサービス提供の観点からは可能な限り収支を改善することが求められる。収支改善の一つの方策としては、施設の目的を達成することを前提として、できるだけ多くの生産物売払収入を確保することが望まれるところである。

内水面水産技術センターの令和 5 年度の種別生産物売払収入の概算値は下表のとおりである。なお、下表の数値は、監査人が内水面水産技術センターの業務日報の販売数量等から集計・算出したものであり、あくまでも概算値であることを付記する。

**図表 42 令和 5 年度 種別生産物売払収入 (概算値)**

種別	販売数量		販売金額
成魚 (うちニジマス)	118,614 尾 (91,275 尾)	18,581kg (15,840kg)	11,592 千円 (9,678 千円)
種苗 (稚魚)	50,475 尾	-	1,483 千円
種苗 (卵)	2,240,000 粒	-	4,096 千円

(出所:内水面水産技術センター作成業務日報から監査人集計)

表中下線部のとおり、令和 5 年度における成魚ニジマスの販売金額は 9,678 千円、販売数量は 15,840kg であった。成魚ニジマスの販売金額は内水面水産技術センターの全生産物売払収入の約 56%と相応の割合となっている。また、令和 5 年度における岩手県のニジマス養殖収穫量は 207トンであるため(農林水産省 漁業・養殖業生産統計より)、内水面水産技術センターの成魚ニジマスの販売量は県内収穫量の 7.7%の割合を占める。以上より、内水面水産技術センターにとってニジマス成魚は副次的な生産物ではあるものの、相応の規模で生産されていると言える。

### 4.ニジマス成魚の販売フローと販売価格について

基本的なニジマス成魚の販売フローは下記ア)～オ)のとおりである。特徴的な点としては、イ)、オ)に記載のとおり、養殖組合に売却がなされるものの、内水面水産技術センターの水槽から直接養殖業者・旅館ホテル等へ引き渡しが行なわれることにある。

### 【成魚の販売フロー】

- ア) 養殖組合が養殖業者・旅館ホテル等から受注を受ける。
- イ) 事前契約に基づき内水面水産技術センターから養殖組合に成魚の所有権が移転する。あくまで所有権移転であり成魚を養殖組合の水槽へ移動するといった物理的移転は伴わない。
- ウ) 養殖組合はオーダーに応じた成魚を分離する等の出荷準備を行う。
- エ) 養殖業者・旅館ホテル等が成魚を受け取りに内水面水産技術センターへ来所する。
- オ) 養殖組合は内水面水産技術センターの水槽から養殖業者・旅館ホテル等へ成魚を引き渡す。

また、ニジマスの成魚の養殖組合への令和 5 年度の販売価格は、生産物単価契約に基づき 611 円/kg にて販売されている(図表 41 内水面水産技術センターの種苗・成魚の流通モデルの「売却 ※1」の部分)。

### 5.内水面水産技術センター単価と対旅館単価の差について

養殖組合に属さない旅館・ホテル等がニジマスの成魚を購入する場合、内水面水産技術センターから養殖組合へ売却がなされ、時間を置かずに養殖組合から旅館・ホテル等へ売却がなされる(図表 41 内水面水産技術センターの種苗・成魚の流通モデルにおける「売却 ※1」⇒「売却※3」の流れ)。

ニジマスの成魚の販売単価は、内水面水産技術センターから養殖組合への売却※1 は 611 円/kg(以下「センター単価」という。)にて行われるが、養殖組合から旅館・ホテル等への売却※3 は市場価格に基づく単価(以下「対旅館単価」という。)にて行われることとなる。この対旅館単価について報告書上は明記しないが、センター単価と対旅館単価の差(組合が享受する利幅)は相当に大きいとの感想を持った。この利幅は、養殖組合が行う出荷作業の対価を意味するが、前述「成魚の販売フロー」のとおり、養殖組合が在庫リスクを負わずに内水面センター水槽から成魚ニジマスが直接旅館・ホテル等に引き渡される実態や、出荷段階以前における全てのコストを内水面水産技術センターが負担している事実を鑑みるに、一般的な感覚からすればその利幅は大きすぎると感じてしまう。

また、参考までに、東京都中央卸売市場におけるニジマスの平均卸売価格を下表に記載する。飼料の高騰等を要因としてニジマスの平均卸売価格は上昇しており、令和 5 年度の東京都中央卸売市場の平均卸売価格(以下「卸売市場単価」という。)は 1,607 円/kg であった。都市部と地方という条件は異なるものの、センター単価の 611 円/kg と単純比較した場合に、両者の乖離は大きい。

**図表 43 東京都中央卸売市場のニジマスの平均卸売価格**

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
平均卸売価格	1,191 円/kg	1,299 円/kg	1,607 円/kg

(出典:東京都中央卸売市場 市場統計情報(月報・年報))

以上をまとめると、センター単価と、実勢取引価格(市場価格)である対旅館単価・卸売市場単価の乖離は非常に大きいと考えられ、センター単価が市場価格比較で低廉であることが示唆される。令和 6 年度(4 月～9 月)平均の卸売市場単価は 1,738 円/kg となっており高騰が続いていることから、内水面水産技術センターには市場価格を念頭に置いたセンター単価の再検討を求めたい。

#### 6. 対養殖組合員単価と実勢取引価格(市場価格)の差について

養殖組合に属する養殖業者等がニジマスの成魚を購入する場合、内水面水産技術センターから養殖組合へ売却がなされ、時間を置かずに養殖組合から養殖業者への売却がなされる(図表 41 内水面水産技術センターの種苗・成魚の流通モデルにおける「売却 ※1」⇒「売却※2」の流れ)。

ニジマスの成魚の販売単価は、内水面水産技術センターから養殖組合への売却 ※1 はセンター単価 611 円/kg にて行われ、養殖組合から養殖業者等への売却 ※2 は対旅館単価と比較した場合に相当低い価格(以下「対養殖組合員単価」という。)にて行われている。対養殖組合員単価について報告書上明記はしないが、実勢取引価格(市場価格)である対旅館組合単価・卸売市場単価と比較すると対養殖組合員単価は相当に低額であるため、養殖組合員が内水面水産技術センターより低廉価格で成魚ニジマスを購入し、そのまま市場価格で旅館・ホテル等の外部に販売することにより容易に利益が確保できる状況も考えられる。このことは、養殖業者が本来負担すべきコストを、内水面水産技術センターが負担している可能性があるということである。

成魚ニジマスは特段の育成を行わずとも市場価値があり、売却換金可能な棚卸資産である。また、内水面水産技術センターの成魚ニジマスの生産規模は前述のとおり県内収穫量の 7.7%を占める等の相応規模である。これらを勘案するに、やはり市場価格を念頭に置いたセンター単価の再検討が必要である。

#### 7. 成魚販売に関連する情報提供について

令和 5 年度における内水面水産技術センターの成魚ニジマスの総販売重量の約 9 割を特定の養殖業者 1 者が購入している状況にあった。購入が 1 者に偏った経緯については不明だが、対養殖組合員単価は市場価格比で低廉のため広く需要が認められる可能性がある。養殖組合において実施する研修や総会等において成

魚販売の案内は既に行っているとのことであったが、内水面水産技術センターとして、成魚販売に関連する情報提供をより広く行うことを検討されたい。

### ③ 契約事務・支出事務

#### 【指摘 16】委託業務実績報告書の未徴取について

県は、養殖組合に対し、種苗生産配布業務委託を行っている。

当該業務委託においては、下記にあるとおり、毎月業務完了後速やかに「委託業務完了報告書」を県に提出しなければならないとされている。

契約書より抜粋

第 7 条 乙は、毎月ごとの委託業務が完了した都度、速やかに委託業務完了報告書(第 1 号様式)に委託業務の実施の成果に関する記録を添えて甲に提出し、その確認を受けなければならない。

※甲:県、乙:岩手県内水面養殖漁業協同組合

「委託業務完了報告書」には、委託業務の実施の成果に関する記録として、種卵・種苗配布実績及び種卵・種苗生産実績を記載した「委託業務実績報告書」を添付することとなっている。

しかし、令和 5 年 4 月分の「委託業務完了報告書」に「委託業務実績報告書」が添付されていなかった。

県によると、毎月書面により提出を受けているが、修正を指示したものの、その差し替え版の徴取が漏れていたとのことであった。

今後は、必要書類の徴取が漏れることの無いよう、留意する必要がある。

#### 【指摘 17】委託業務の範囲の見直しについて

養殖組合に委託している種苗生産配布業務の内容は、契約書第1条により、契約書別記委託業務内容明細書に記載されている。

契約書より抜粋

第1条 甲は、別記委託業務内容明細書に掲げる種苗生産配布業務(以下「委託業務」という。)の実施を乙に委託し、乙はこれを受託した。  
2 乙は、委託業務の執行にあたっては、別紙委託業務基準仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

※甲:県、乙:岩手県内水面養殖漁業協同組合



別記委託業務内容明細書によると、下表のとおり、卵管理、稚魚管理、成魚及び親魚候補管理の各段階において、出荷作業が示されている。

別記委託業務内容明細書より抜粋

作業項目	作業内容	作業量
2 卵管理 (4)卵出荷	種卵の配布申し込みに従って所定量の発眼卵をイソジンで消毒し、出荷する。	
3 稚魚管理 (7)出荷	配布希望に従い計量、計数し、出荷する。	配布希望に応じて
4 成魚及び親魚候補管理 (4)出荷	配布希望に従い計量、計数し、出荷する。	配布希望に応じて

出荷作業とは、卵・稚魚・成魚（以下「成魚等」という。）を内水面水産技術センターから他へ送り出す作業、つまり、成魚等を売却し引き渡すことを意味する。

成魚等の売却については、『②収入事務【意見 46】』で記載したとおり、内水面水産技術センターから養殖組合へ一旦売却され、同組合から養殖業者・観光業者へ売却される。養殖組合へ一旦売却される際には、成魚等の所有権は移転するものの、物理的には移転しないまま、成魚等が内水面水産技術センターの水槽から直接養殖業者・旅館ホテル等へ引き渡しがなされている。

物理的な移転の有無に着目すると、当該委託業務内容で示されている出荷作業は、養殖組合から養殖業者・旅館ホテル等へ成魚等を引き渡す作業を示しているものと解される。この場合、養殖組合に所有権がある成魚等を養殖業者・旅館ホテル等へ売却する行為に対し、委託料を支払っていることとなるため適切ではない。また、その売却収入が県ではなく養殖組合の収入となる点からも、当該行為に対し委託料を支払うことは適切ではない。

したがって、県は成魚等の出荷作業を委託業務の範囲から除くなどの見直しを行う必要がある。なお、委託業務の範囲を見直した場合には、委託料の積算も見直す必要があることを付記しておく。

## 【指摘 18】フェンス修繕工事請書に割印がないことについて

令和 5 年度において、内水面水産技術センター周辺を囲むフェンスの修繕工事を 528 千円で実施しているが、この契約書類(請書 2 枚、仕様書 10 枚)がホッチキス止めにて綴られており、割印が付されていなかった。なお、当該契約については契約額が 1,500 千円を超えないため会計規則 110 条により契約書作成が省略されている。

県の「行政文書管理規程」では契約書類への割印について以下のとおり定めている。

行政文書管理規程より抜粋

### 第 32 条

4 契約、登記、証明等関係の行政文書(電子文書を除く。)で、書類の枚数が 2 枚以上にわたるものは、その両面にかけて、割印を押印しなければならない。ただし、袋とじをした行政文書については、のり付けの箇所に割印を押印しなければならない。

割印は、契約書類が複数枚にて構成される場合に、各書類にまたがって印影が残るように押印する行為であり、契約書類の改ざん(例えば一部のページのみを不正に差し替える等)を防ぐ効果がある。契約書類には適切に割印を付す必要がある。

## ④ 組織と人事管理

記載すべき事項はない。

## ⑤ 施設・設備の管理

### 【意見 47】補助事業廃止または転用に関する顛末の文書化について



国庫補助金財源で取得した脱水施設棟が、当初の目的と異なる業務に使用されており、当初計画した脱水施設棟としての機能が果たされていない。補助金を財源に取得した財産について事業廃止があった場合や目的外使用がなされた場合等には、交付要綱や法令等に従って補助を行った者へ報告を行い、承認を経る必要がある。また、脱水施設棟について、このような手続がなされているかといった顛末について関連書類や内部メモ等が存在せず、不透明であった。補助金を財源とする財産が現存している以上、少なくともその顛末は記録として残すべきである。

#### 1. 脱水施設棟について

平成 7 年 3 月、内水面水産技術センターでは国の養殖産地活性化事業補助金を財源に、死魚(廃魚)の有効活用施策として、死魚を利用した堆肥を作成・販売す

ることを目的として脱水施設棟を建設した。

**図表 44 脱水施設棟 概要**

項目	内容
建築年月日	平成 7 年 3 月 25 日
取得価格	36,909,000 円
類別	行政財産
構造	本体:SC 屋根:亜鉛メッキ鋼板葺
数量	建築面積:65 m <sup>2</sup> 延べ面積:65 m <sup>2</sup>
耐用年数	38 年
写真	<p>【写真 脱水施設棟(側面から)】</p>  <p>【写真 脱水施設棟(正面から)】</p>  <p>(監査人撮影)</p>

(出所:財産台帳)

脱水施設棟は、平成 7 年の施設稼働以降は堆肥の生産を行っていたが、堆肥にアルミが混入してしまう等の要因から外部に販売することができず、平成 16 年頃に

施工業者の倒産もありメンテナンス不能となった。それでも平成 20 年度末までは、本来の目的である廃魚の処分を行うため堆肥化に利用していた。平成 21 年には脱水処理棟の内部にプレハブ冷凍庫を設置し、廃魚保管施設として平成 29 年まで通電処理のうえ使用していたということであるが、平成 30 年以降は、冷凍庫に通電は行わず、常温による廃魚保管庫として利用し、令和 6 年 9 月現在に至るとのことである。施設現地を実地調査する限りにおいては、老朽化が進んでいる状態にあり、現在も廃魚保管施設として活用しているとのことであるが、あまり頻繁に利用されているようには見受けられなかった。

## 2. 補助事業を廃止または転用する場合の手続きについて

内水面水産技術センターは、平成 21 年頃において当初計画していた補助事業（脱水施設棟を利用した廃魚堆肥化事業）を実質的に廃止（または廃魚保管庫へ転用）したと考えられるが、補助事業を廃止（または転用）する場合の手続きとして、補助金適正化法第 7 条第 1 項に基づいて国の承認を受ける必要がある。あるいは、同法第 22 条に基づいて、目的外使用の承認を受ける必要がある可能性がある。

なお、これらの詳細は個別の補助金交付要綱にて定められるケースが多いが、一般の監査では養殖産地活性化事業補助金にかかる交付要綱は閲覧できていない。

### 補助金適正化法より抜粋

#### （補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 略

二 略

三 略

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

#### （財産の処分の制限）

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

### 3.事案の評価と今後の対応方針について

今般の事案を評価した場合に、アルミ混入により堆肥の外部販売ができなかったことや、平成 16 年頃において事業者倒産により施設のメンテナンス不能となったことを要因として、平成 21 年頃から補助事業(脱水施設棟を利用した廃魚堆肥化事業)を廃止(または、廃魚保管施設として転用)したこと、施設の耐用年数 38 年に対して僅か 10 年程度で補助事業を廃止(または転用)していることから、通常であれば平成 21 年時点で財産処分の議論がなされたものと想定される。そのような状況にも関わらず、補助事業廃止(または転用)に関する国への報告・承認の状況に関する書類等は一切見当たらない。

確かに、過去なんらかの形で当事案が解決され、文書保存期間も過ぎたために関連書類が破棄されたことも想定される場所であるが、補助対象施設が現存しているにもかかわらず、過去の補助事業廃止(または転用)の顛末を説明できない現状は説明責任の観点から望ましい状況ではないと思料する。可能性としては、補助事業廃止(または転用)の報告を国に対して行っていない可能性も認められる。県は、当事案について再調査を行い、その顛末の文書化を図るべきである。

#### ⑥ システムの管理

記載すべき事項はない。

#### ⑦ 知的財産の管理

記載すべき事項はない。

## 9. 岩手県生物工学研究所

### (1) 研究施設の概要

#### ① 設立目的

生物工学研究所は、バイオテクノロジーの研究に関する事務を処理することを目的とし、平成5年4月に設置されている。また、県が設置した試験研究機関であるものの、実際のバイオテクノロジーの研究は、生物工学研究所に入居する公益財団法人岩手生物工学研究センター(以下「(公財)生物工学研究センター」という。)が実施する形態を採っている。

このため、生物工学研究所の主たる業務は、県設置の試験研究機関等(岩手県農業研究センター、岩手県林業技術センター、岩手県水産技術センター、岩手県環境保健研究センター、地方独立行政法人岩手県工業技術センター)、行政等関係機関・団体との調整等として整理される。

岩手県知事部局行政組織規則より抜粋

(生物工学研究所)

第62条 バイオテクノロジーの研究に関する事務を処理するため、岩手県生物工学研究所を置く。

2 岩手県生物工学研究所の位置は、北上市とする。

また、実際にバイオテクノロジーの研究等を行う(公財)生物工学研究センターは、「岩手県設置の試験研究機関等のバイオテクノロジー研究を支援促進するため、バイオテクノロジーに関する基礎的研究を行い、もって岩手県の農林水産業、食品工業等の産業振興に寄与すること」を目的として掲げており、生物工学研究所の施設・機器を使用して、県から委託を受けた課題等について研究を実施している。

(公財)生物工学研究センター定款より抜粋

(目的)

第3条 この法人は、岩手県設置の試験研究機関等のバイオテクノロジー研究を支援促進するため、バイオテクノロジーに関する基礎的研究を行い、もって岩手県の農林水産業、食品工業等の産業振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) バイオテクノロジーに関する基礎的研究
- (2) バイオテクノロジーに関する調査及び情報の収集
- (3) バイオテクノロジーに関するセミナー等の開催

- (4) バイオテクノロジーに関する研修の実施
  - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、岩手県において行うものとする。

## ② 所在地

岩手県北上市成田第 22 地割 174 番地 4

## ③ 施設の概要

### 1) 規模

敷地面積 48,120 m<sup>2</sup>

建物延べ床面積 4,743 m<sup>2</sup> (内、本館 2,941 m<sup>2</sup>)

### 2) 主要施設

本館

植物特性・安全性評価実験棟

閉鎖系温室、非閉鎖系温室、温室棟・ガラス温室

菌茸栽培実験棟

隔離圃場

## ④ 沿革

- |         |   |
|---------|---|
| 平成元年    | 農林水産業・食品工業等の各分野に共通するバイオテクノロジー基礎的研究を集中して実施する研究体制について検討開始 |
| 平成 4 年  | 建設工事着手、建設工事竣工、財団法人岩手生物工学研究センター(現公益財団法人岩手生物工学研究センター)設立   |
| 平成 5 年  | 開所  |
| 平成 8 年  | 植物特性・安全性評価実験棟(閉鎖系温室・非閉鎖系温室)完成                           |
| 平成 9 年  | 隔離圃場完成  |
| 平成 15 年 | 実験排水処理施設完成  |
| 平成 22 年 | RI 関連施設を改修し、DNA 解析室、代謝解析室、共用実験室を設置                      |

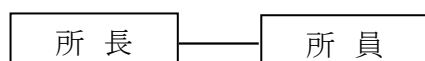
## ⑤ 組織と職員数(令和 6 年 3 月 31 日現在)

運営体制の特性から、生物工学研究所内には、県雇用の職員と(公財)生物工学研究センター雇用の職員の双方が配置されている。

### ア. 県職員の配置等

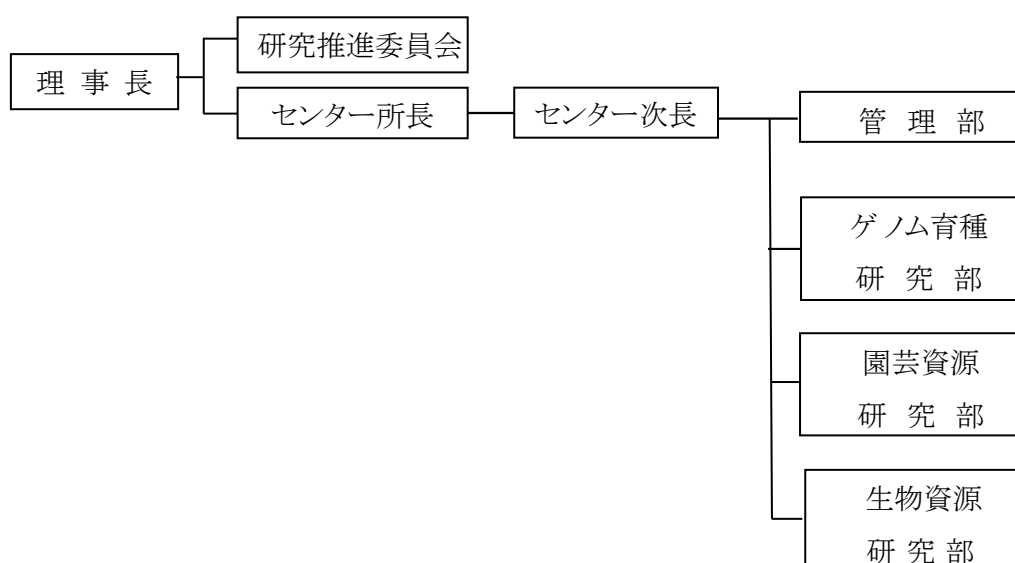
県職員(常勤)の配置は所長 1 名及び所員 2 名の計 3 名であり、それ以外に会計年度任用職員 1 名が配置されている。また、常勤の職員 3 名は年度当初に職務専念義務免除を受けた上で(公財)生物工学研究センターの業務を兼務しており、令和 5 年度においては、各々年間 900 時間分の職務専念義務免除を受けている。なお、県の会計年度任用職員 1 名は管理部に籍を置くものの、職務専念義務免除は受けず、県の業務のみに従事している。

また、兼務職員の給与及び諸手当等については、兼務割合に関わらず全額県費負担となっている。



### イ. (公財)生物工学研究センター役職員の配置等

(公財)生物工学研究センターが直接雇用等を行っている役職員は 48 名であり、それ以外に県と(公財)生物工学研究センターの業務とを兼務する県職員 3 名及び県から派遣された県職員 2 名が配置されている。なお、県派遣職員については、給料等は県費負担であるが、通勤手当及び超過勤務手当等は(公財)生物工学研究センターの負担である。





[所属人員]

(単位:人)

区分	ゲノム育種 研究部	園芸資源 研究部	生物資源 研究部	管理部	合計
研究員	6	5	5	1	17
契約研究員	1	—	—	—	1
研究助手	3	4	3	—	10
管理職員	—	—	—	1	1
契約職員	7	3	5	4	19
小計①	17	12	13	6	48
県派遣職員	—	—	—	2	2
県兼務職員	—	—	—	3	3
小計②	—	—	—	5	5
合計①+②	17	12	13	11	53

(注 1) 契約研究員:外部資金により契約する研究員。

(注 2) 県の会計年度任用職員 1 名は管理部に籍を置くが、職務専念義務免除は受けず県の業務のみに従事しているとのことから、上表には含めていない。

## ⑥ 研究課題の内容(令和 5 年度実施課題)

(公財)生物工学研究センターでは、平成 31 年 3 月に県が策定した「公益財団法人岩手生物工学研究センターにおけるバイオテクノロジー研究推進に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)にもとづき、県から委託された研究課題「Ⅰ競争力のある農林水産物の生産に貢献する技術の開発」、「Ⅱ健康の維持に貢献する技術の開発」について、令和元年度から令和 5 年度を対象とする 5 ヶ年計画を策定し研究を行っている。

また、当該委託の実施に関しては、毎年度、県と(公財)生物工学研究センターとの間で「基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業委託契約」を締結して行っている。

図表 45 令和 5 年度基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業委託契約の概要

契約名	基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業委託契約
委託期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
委託先	(公財)岩手生物工学研究センター
契約金額	284,696,802 円(税込:精算後金額)
業務内容	農林水産業及び食品工業等に関する県の試験場及び地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおけるバイオテクノロジー応用化研究を推進するための基礎的研究及び調査を行う。 [研究調査内容] (1)バイオテクノロジーに関する基礎的研究

	(2)バイオテクノロジーに関する調査及び情報等の収集 (3)バイオテクノロジーに関する研修の実施 (4)バイオテクノロジーに関する公開セミナー等の開催 [委託課題] 次表のとおり。
--	--

**図表 46 県からの委託課題（基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業）**

大課題：I 競争力のある農林水産物の生産に貢献する技術の開発	
中課題：1.DNA 情報を活用した競争力のある農林水産物の開発	
小課題	細目課題
(1)水稲における重要形質のゲノム育種法の開発	ア ゲノム情報を活用した育種支援
	イ 水稲安定多収低コスト生産に寄与する遺伝子の同定および機能解明
	ウ 高度耐病性ゲノム育種法の開発
(2)雑穀におけるゲノム育種法の開発	ア 安定多収生産に寄与する遺伝子の同定および機能解明
(3)園芸品目における優良品種育成・栽培等支援技術の開発	ア リンドウの新品種開発支援・促進技術の開発
	イ リンドウ等の新規有用遺伝資源の開発
	ウ 野菜果樹等の新品種開発支援・促進技術の開発
(4)菌茸類の増産技術および育種技術の開発	ア 菌根性きのこの順化技術の開発
	イ 食用きのこの栽培技術の開発
	ウ シイタケ育種技術の開発
中課題：2.分子情報を利用した農作物の病害診断・防除基礎技術の開発	
小課題	細目課題
(1)農業の省力化に向けた新規耐病性戦略の基盤構築	ア 植物病害抵抗性発現機構の制御技術の開発
(2)現場ニーズに対応した即応的植物病害防除技術の開発	ア 植物病害の効率的診断に寄与する技術の開発と原因不明症状の解析
中課題：3.DNA 情報の高度活用技術の開発	
小課題	細目課題
(1)生物資源を有効活用するバイオインフォマティクス基盤の構築	ア 多様な農林水産物の全ゲノム解読と解析技術の高度化
	イ 独自遺伝子資源の開発およびゲノム情報データベースの構築
	ウ 機械学習等を用いた高度ゲノム解析手法の開発
大課題：II 健康の維持に貢献する技術の開発	
中課題：1.農林水産物の機能性を活用した健康維持・増進技術の開発	

小課題	細目課題
(1)生物資源の機能性と有効成分の活用	ア 新規機能性の解明と有効成分の探索
	イ 機能性活用技術の開発
(2)地域連携の推進(地方創生推進事業)	ア 分析等技術支援
	イ 産学官連携の推進

基本方針において、効率的・効果的な研究体制の強化に向けて、外部研究資金の導入を積極的に推進することとしており、県からの受託研究とは別に、令和5年度においては、県以外の機関との共同研究を含む外部資金研究32件を実施するとともに、外部資金の交付のない共同研究26件を実施している。

## ⑦ 決算の推移

### 1) 収入

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
財産収入	139	146	153	自販機貸付使用料
合計	139	146	153	

### 2) 支出

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
報酬	—	—	1,841	会計年度任用職員1名分 ただし、令和4年度までは 農林水産企画室予算
職員手当等	—	—	398	
共済費	—	—	352	
旅費	21	29	72	
需用費	52,693	62,825	89,204	光熱水費、実験棟温室環境制御装置更新他
役務費	324	368	311	
委託料	27,296	23,546	25,034	庁舎清掃業務委託他
使用料及び賃借料	15,335	15,756	16,268	
工事請負費	11,154	19,153	—	
備品費	4,729	7,543	4,609	
公課費	31	6	31	
合計	111,585	129,230	138,124	

(注) 上表の決算額は生物工学研究所の決算額であり、施設の維持管理に係る歳入及び歳出が対象となっており、研究活動に係る歳入及び歳出は含まれていない。なお、(公財)生物工学研究センターに対する基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業委託契約等に係る委託料については、各所管部署において予算措置されている。

図表 47 令和5年度における県と（公財）生物工学研究センターとの研究委託契約

契約名	県の契約所管部署	委託料
基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業委託	農林水産部農林水産企画室	284,696,802 円
公設試等連携推進委託	ふるさと振興部 科学・情報政策室	750,000 円
雲南省農林業連携調査事業	林業技術センター	1,100,000 円
	合 計	286,546,802 円

## (2) 監査の結果

### ① 試験研究の有用性

#### 【意見 48】顧客評価実施方法の見直しについて

実際に研究活動等を行っている（公財）生物工学研究センターにおいては、「公益財団法人岩手生物工学研究センター機関評価実施要綱」（以下「機関評価実施要綱」という。）に基づき、課題設定や研究成果の意義等について、4つの機関評価（①外部の学識経験者である研究推進委員による学術評価、②（公財）生物工学研究センター内の運営委員会委員による内部評価、③岩手県が設置する試験研究機関等による顧客評価、④評議員・理事・監事による役員評価）を実施している。

機関評価実施要綱より抜粋

<p>(評価の種類)</p> <p>第2条 評価は、次に掲げる4つの視点で実施する。</p> <p>(1)学術評価 研究推進委員(学識経験者)が評価者となり、研究部及び研究者毎の研究目標の設定、研究進捗状況、研究手法等について科学的学術的視点から、指導・助言を受ける(センター研究推進委員会設置要綱第2条)。</p> <p>(2)内部評価 所内運営委員会委員(センター所内運営委員会設置要綱第3条)が評価者となり、研究課題の小課題毎に事前評価・中間評価・事後評価を受ける。</p> <p>(3)顧客評価 岩手県設置の試験研究機関等(顧客)が評価者となり、研究課題の小課題毎に事前評価・中間評価・事後評価を受ける。</p> <p>(4)役員評価 評議員、理事及び監事が評価者となり、法人の行動計画(中期経営計画、事業計画)及び運営について、指導・助言を受ける。</p>
---

一方、基本方針では、「民間企業に対して直接的に技術移転を行う研究課題においては、直接的な顧客である技術移転先の評価を得る必要がある」旨がバイオテクノロジー研究の課題の一つとして掲げられている。

基本方針より抜粋

3. 生工研センターにおけるバイオテクノロジー研究活動の検証	
(2) バイオテクノロジー研究の推進方策の検証	
平成 21 年度に策定した前基本方針において掲げたバイオテクノロジー研究の推進方策の進捗状況と課題は、次のとおりです。	
③顧客ニーズに合致する研究開発を行うための機関評価の実施	
[進捗状況]	○課題設定や研究成果の意義等について、4 つの機関評価(生工研センター内の運営委員会委員による内部評価、岩手県が設置する試験研究機関等による顧客評価、評議員・理事・監事による役員評価、外部の学識経験者である研究推進委員による学術評価)を実施しています。
[課題]	○顧客評価は、 <u>県の試験研究機関を評価者として実施しているため、民間企業に対して直接的に技術移転を行う研究課題においては、直接的な顧客である技術移転先の評価を得る必要があります。</u>

これは平成 30 年度に終期を迎えた前基本方針(対象期間:平成 21 年度から平成 30 年度)を踏まえて平成 31 年 3 月の基本方針策定時に認識された課題である。しかし、令和元年度以降においても、特に、「大課題Ⅱ 健康の維持に貢献する技術の開発」に関して、県の試験研究機関以外の民間企業等を成果の対象者とした成果があるものの、従前と同様に、県の試験研究機関(地方独立行政法人岩手県工業技術センター、岩手県水産技術センター、岩手県農業研究センター)のみが評価者となっている。

(公財)生物工学研究センターは県からの委託に基づくバイオテクノロジーを用いた基礎的研究を主に行っていることから、研究結果の顧客は県の試験研究機関が中心であるものの、研究活動の適切かつ効率的な推進を図るためにも、民間企業等が成果の対象とする研究成果が含まれる研究課題については、直接的な顧客である技術移転先の評価を得るよう顧客評価の実施方法を見直されたい。

**図表 48 県の試験研究機関以外の民間企業等が成果の対象となっている研究成果**

大課題: II 健康の維持に貢献する技術の開発	
中課題: 1. 農林水産物の機能性を活用した健康維持・増進技術の開発	
小課題	細目課題
(1) 生物資源の機能性と有効成分の活用	イ 機能性活用技術の開発
成果名	
○8 - HEPE 高含有素材製造技術開発 (R1 年度、技術開発)	
○マイルドぼっけの化学的評価確立 (R2 年度、技術開発)	
○フキノトウ品種‘マイルドぼっけ’の成分特性解明 (R3 年度、技術開発)	
○食用ほおずき未利用部位の機能性を活用したエキスの作製法 (R3 年度、技術開発)	
○食用ほおずき葉を原料とした高機能エキスの作製法 (R4 年度、技術開発)	
○山菜のシドケ・ボウナに含まれる美白成分の同定と濃縮エキス作製法 (R4 年度、技術開発)	
○甘茶飲料による新型コロナウイルスのスパイクタンパク質と受容体の相互作用抑制 (R5 年度、技術開発)	
小課題	細目課題
(2) 地域連携の推進 (地方創生推進事業)	ア 分析等技術支援
成果名	
○鶏肉製品の機能性表示食品としての届出支援 (R5 年度、技術開発)	

## ② 収入事務

記載すべき事項はない。

## ③ 契約事務・支出事務

記載すべき事項はない。

## ④ 組織と人事管理

### 【意見 49】県職員兼務状況の定期的な把握について

前述のとおり、生物工学研究所には常勤の県職員 3 名及び会計年度任用職員 1 名が配置されている。このうち常勤の 3 名は、年度当初に職務専念義務免除を受けた上で(公財)生物工学研究センターの業務を兼務しており、令和 5 年度においては、各々年間 900 時間分の免除を受けている。なお、県の会計年度任用職員 1 名は管理部に籍を置くものの、県の業務のみに従事している。

また、当該 3 名の兼務職員以外に、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び同規則に基づき、県から(公財)生物工学研究センターへ 2 名の職員が派遣

されている。

生物工学研究所は、県が設置した試験研究機関であるものの、「高度な研究を推進し、多様なニーズに弾力的に対応することが求められる」として、実際のバイオテクノロジーの研究については(公財)生物工学研究センターが担う形態とされており、特に必要と認められる場合には、職員が(公財)生物工学研究センターの職務を兼務することにも一定の合理性があるものと言える。

一方、年間の兼務業務に係る想定従事時間数は各 900 時間と見積もられており、1 日 7.75 時間にて換算すると年間 116 日の勤務に相当する。概ね年間の半分程度の時間を(公財)生物工学研究センターの業務に従事することが想定されていることになるが、現状、県の業務と(公財)生物工学研究センターの業務の明確なすみ分けがなく、それぞれの業務に従事した時間数は把握されていない。

県職員の兼務を特に必要と認めた場合であっても、どの程度の兼務を必要と認めるかによっては、生物工学研究所へ配置する県職員の必要数にも影響するものと考えられる。毎年度、(公財)生物工学研究センターの業務への従事状況を確認した上で、例えば 3 年程度を目途に、派遣職員 2 名の業務量と併せて県職員の兼務の必要性を整理し、より実態を踏まえた職員配置数となるよう運用を見直されたい。

**図表 49 兼務及び派遣県職員の概要**

区分	(公財)生物工学研究センターにおける職名	兼務業務への想定従事時間数等
兼務(3名)	次長兼管理部長 (生物工学研究所所長 <sup>(注)</sup> )	年間 900 時間 [内訳] ・理事会・評議員会対応業務 200 時間 ・自主事業対応業務:200 時間 ・所内運営委員会对応業務:200 時間 ・庶務関係業務:100 時間 ・経理関係業務:100 時間 ・予算関係業務:100 時間
	主任主査 (主査 <sup>(注)</sup> )	年間 900 時間 [内訳] ・自主事業対応業務:100 時間 ・庶務関係業務:300 時間 ・経理関係業務:200 時間 ・予算関係業務:300 時間
	研究主幹 (上席専門研究員 <sup>(注)</sup> )	年間 900 時間 [内訳]

区分	(公財)生物工学研究センターにおける職名	兼務業務への想定従事時間数等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会・評議員会対応業務 100 時間</li> <li>・所内運営委員会対応業務:100 時間</li> <li>・庶務関係業務:200 時間</li> <li>・経理関係業務:100 時間</li> <li>・予算関係業務:200 時間</li> <li>・知財関係業務:200 時間</li> </ul>
派遣(2名)	管理課長	常勤
	研究主幹	常勤

(注) ( )内は、県の生物工学研究所における職名。

(出所: 県提出資料より監査人作成)

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例より抜粋

(職員の派遣)

第 2 条 任命権者は、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

(1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する法人のうち、県が基本金その他これに準ずるものを出資しているもの又は県内に主たる事務所を有するもので人事委員会規則で定めるもの

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則より抜粋

(職員を派遣することができる公益的法人等)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(14) 公益財団法人岩手生物工学研究センター

#### 地方公務員法より抜粋

(職務に専念する義務)

第 35 条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。



職務に専念する義務の特例に関する条例より抜粋

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合は、その職務に専念する義務を免除される。

(3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、人事委員会が定める場合

職務に専念する義務の特例に関する規則より抜粋

(特例)

第 2 条 前条の職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

(2) 行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

## ⑤ 施設・設備の管理

### 【指摘 19】科学研究費で取得した物品に係る寄付の会計処理について

(公財)生物工学研究センターでは、研究員が、独立行政法人日本学術振興会が交付する科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)の助成を受けて研究を実施することがある。(公財)生物工学研究センターでは、この科研費事業について、「公益財団法人岩手生物工学研究センター科学研究費補助金及び科学研究費助成事業取扱要綱」(以下「センター取扱要綱」という。)及び「公益財団法人岩手生物工学研究センター科学研究費補助金及び科学研究費助成事業取扱要綱の運用について」(以下「要綱の運用」という。)を定め、その取扱いについて必要な事項を規定している。

また、科研費を交付する日本学術振興会においても、科研費の取扱いについて、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領」(以下「振興会取扱要綱」という。)で規定している。

研究員は、交付を受けた科研費で研究に必要な支出を行い、その中で設備や備品を購入することがある。備品等は長期的に複数の研究で使用されることもあるため、購入後の管理が必要となり、この点について、振興会取扱要綱、センター取扱要綱及び要綱の運用において、次のように定められている。

振興会取扱要綱より抜粋

(設備等の寄付)

第 27 条 第6条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなけれ

ばならない。

2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認められる場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

#### センター取扱要綱より抜粋

(管理等の事務)

第6条 科研費の研究計画調書の取りまとめや補助金の経理管理等の事務は、研究代表者等に代わり、管理部において行うものとする。

2 研究代表者等から設備等の寄附の申し入れがあった場合の取り扱いについては別に定める。

#### 要綱の運用より抜粋

(設備等の寄付の申出)

第1 研究代表者等は、科研費(直接経費で購入した設備等に限る。)により設備等を購入した場合は、理事長に対して、様式第1号により速やかに寄付を申し出なければならない。

(設備等の受入)

第2 前項による寄付の申し出があった場合は、研究代表者等に対して、様式第2号により受入の通知をするとともに、設備等を受け入れるものとする。

(設備等の管理)

第3 前項により受け入れた設備等は、科研費補助事業遂行期間(以下「事業期間」という。)の終了まで、センター財務処理規程第5条に規定する固定資産物品台帳等に記載し、適切に管理するものとする。

2 前号により管理している設備等に修繕の必要が生じた場合、その費用は原則、研究代表者等が負担(当該科研費の直接経費等)するものとする。

3 事業期間終了後において、引き続き研究代表者等が科研費使用ルールに基づく設備等の返還を求める場合は、第1号及び第2号を準用する。

(設備等の返還)

第4 前項により管理する設備等で第1項による寄付を申し出た研究代表者等が、他の研究機関に所属することとなり、その研究機関において当該設備等を使用することを希望し、研究代表者等から、様式第3号による返還の申し出があった場合は、様式第4号により当該設備等を返還しなければならない。

ただし、複数の科研費(研究課題別の直接経費)により購入した設備等(共用設備等)については、寄付を行った研究代表者等全員が同意した場合に限るものとする。

以上のように(公財)生物工学研究センターでは、科研費で購入した設備等については、振興会取扱要綱の規定に従い、センター取扱要綱及び要綱の運用において、(公財)生物工学研究センターに寄付をすることを求めている。また、それらの設備等は、科研費補助事業遂行期間の終了まで、固定資産物品台帳等に記載し、適切に管理するものとされている。

これら一連の処理について確認したところ、固定資産物品台帳における管理は行われているものの、(公財)生物工学研究センターにおける会計処理が実施されていないことが判明した。このことは、実際に設備等を受け入れているが、(公財)生物工学研究センターの貸借対照表上は簿外資産になっていることを表している。

設備等の寄付が行われた場合には、(公財)生物工学研究センターは寄付によって受け入れた設備等について単に固定資産台帳に記載して管理するだけでは不十分であり、帳簿上も資産として受入れ、会計処理を行う必要がある。なお、(公財)生物工学研究センターは公益財団法人であるため、公益法人会計基準に準拠して、その会計処理を行わなければならない。

## 【指摘 20】物品台帳の記載漏れについて

生物工学研究所の視察を行い、現物の備品からサンプルを 13 件抽出し、備品管理一覧表との突合を行ったところ、次のとおり記載漏れ等が発見された。

図表 50 サンプル中の記載漏れ事例

物品番号	品名	金額(円)	備考
409-00095261	雑誌架	51,333	—

上記の雑誌架は、ラウンジに設置され、パンフレット等の掲示に使用されている。ラウンジには 4 つの雑誌架が並んで設置されているが、その 1 つには備品シールの貼付もなく、備品管理一覧表上の数量も「3」となっている。現物の設置数等を確認し、すべての備品を網羅的に一覧表に記載する必要がある。

また、次の備品については、現物は存在するが、備品管理一覧表には未記載となっていた。

備品の画像	備考
	<p>県の備品管理一覧表と財団の固定資産物品台帳上なし。  種子の乾燥に使用している。  年5～6回。1回あたり4日使用する。</p>
	<p>県の備品管理一覧表と財団の固定資産物品台帳上なし。  故障しているため、廃棄予定。</p>

備品の画像	備考
	<p>県の備品管理一覧表と財団の固定資産物品台帳上なし。 使用もしていない。</p>

上記3点の備品は、すべて施設内に設置されているが、県や(公財)生物工学研究センターの物品台帳には記載はない。また、その使用状況もそれぞれ相違しているため、今後の取扱いも変わってくる。使用している備品については、台帳に登録し適正な管理が求められる。また、故障し、使用の予定がなければ早めの廃棄処分が必要となる。今回サンプルで選ばれなかった他の備品についても、一度その使用状況や台帳への登録の有無を再確認し、不要な備品については処分を進め、必要な備品については、備品シールや台帳への記載の有無を確認することが必要である。

### 【指摘 21】毒物及び劇物の数量管理及び棚卸について

(公財)生物工学研究センターでは、管理表を使用して、毒物及び劇物の管理を行っている。毒物の管理表の項目は、「NO.」「試薬」「所有部」「確認日/在庫量」「測定対象」「開封日/廃棄日」「使用日/残量」となっている。

同表の「確認日/在庫量」の欄に、当初の在庫量とそれを確認した日付を記載し、その後薬品を使用した者は「使用日/残量」に使用日付と使用後の残量を記載する様式である。

(公財)生物工学研究センターの医薬用外毒物管理表では、「確認日/在庫量」に記載後、一度も使用することなく、表の「使用日/残量」が空欄になっている薬品が多く存在する。担当者のお話では、(公財)生物工学研究センターにおいては、医薬用外毒物は年度末に管理部が棚卸を行っているが、医薬用外劇物は棚卸を行う体制になっていないとのことであり、改善の必要がある。

毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項では、毒物又は劇物の取扱いについて、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と定められている。盗難や紛失の防止には、保管場所や施設の管理等直接的に盗難等ができないような準備も必要であるが、盗難や紛失が起こったときには可能な限り早めに発見できる仕組みの構築も必要となる。そのためにも最も重要な実地棚卸を定期的実施することが必要である。

## ⑥ システムの管理

記載すべき事項はない。

## ⑦ 知的財産の管理

### 【意見 50】特許権の維持コストについて

(公財)生物工学研究センターにおける特許権等の取得状況は次のとおりである。

図表 51 特許権等の状況

No.	名称	登録 年月日	県持分	現状
73	PPAR 活性化剤	H30.4.6	80%	権利維持
76	レンチナン含量が高いシイタケ	R1.9.6	50%	権利維持
78	(耐塩性ひとめぼれ) Kaijin	H30.1.30	—	権利維持
79	酸化ストレス抑制作用	R2.11.4	50%	権利維持
80	オキアミ成分含有組成物の製造方法	R4.10.11	70%	権利維持
81-1	新規の 8-リボキシゲナーゼ及びその使用(PC T出願: 日本国内移行)	R5.8.1	50%	権利維持
81-2	新規の 8-リボキシゲナーゼ及びその使用(PC T出願: 米国移行)	R4.1.25	50%	権利維持
82-1	ナマコサポニン含有エキス抽出および定量化方法(PCT出願: 日本国内移行)	R3.11.15	30%	権利維持
82-2	ナマコサポニン含有エキス抽出および定量化方法(台湾)	R2.7.1	30%	権利維持
82-4	ナマコサポニン含有エキス抽出および定量化方法(PCT出願: 米国移行)	R4.3.15	30%	権利維持
84	8R-リボキシゲナーゼによる炎症収束メディエーター酵素合成技術	—	50%	審査中
85	品種登録(八重咲きリンドウ)いわて DfG PB-1 号		—	
87	品種登録(鉢物濃桃色リンドウ) Bzc-1 mut1 号		—	
88	品種登録 アワ岩手糯 11 号		—	

(出所: 県提出資料より監査人作成)

(公財)生物工学研究センターでは、職員が発明するとこれらにかかる特許を受ける権利又は特許権等は、「基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業委託契約」第 21 において、「委託業務を行うことにより得られる特許を受ける権利等は岩手県に帰属」とされているため、原則として県が所有するところとなる。

上表のうち No.78 以外は県に帰属する特許権である。一方、No.78 については県が権利の承継をしなかったものであり、(公財)生物工学研究センターに帰属する権利である。

特許権は、これを維持するために特許料を毎年支払う必要がある。また、これと併せて弁理士等への手数料や報酬も発生する。そのため、特許権は、これを維持するための費用を上回る実施料(特許権の使用料)を得られなければ、これを維持すること自体が無駄ということになってしまう。そこで、(公財)生物工学研究センターにおける特許権等のうち県に帰属している特許権について、実施料収入の状況をヒアリングしたところ、これらの特許権にかかる実施料収入はほとんど発生していないとのことであった。

県と(公財)生物工学研究センターの契約では、特許権にかかる収入や支出は委託研究費の中で(公財)生物工学研究センターが負担することとなっている。したがって、特許権を維持するかどうかについては(公財)生物工学研究センターが決定している。

確かに、委託研究費の中で(公財)生物工学研究センターが負担することになっているため、県の負担はないようにも見えるが、その委託研究費は県が支出しているものであり、その積算内訳にも特許権にかかる費用が織り込まれていることから、不要な支出であるならば、発生させないことが最善である。

このような採算性が見込めない特許権については、知財ガイドライン第 5 に則り、次のような対応を考えるべきである。

一つは、実施料収入が一定期間発生しておらず、近い将来においても発生することが想定されない特許権については、維持しないことを検討すべきである。

これは地方公共団体の試験研究機関の使命や役割とも密接に関係している。本来、県の試験研究機関は、その時点における県内産業や衛生分野等の各課題を解決するために研究を行っているのであり、公開してから数年又は 10 年以上の期間を要した後、何らかの県民の利益に資するような事態は、一部の例外を除いて、想定されていない。すなわち、漠然と「今後何かの役に立つかもしれない」ような研究課題は県の試験研究機関では、そもそも採択されていないはずである。

また、表記した特許権 No.73 PPAR 活性化剤については、令和 6 年 3 月に特許権の共同所有者がその持分の放棄を提案している。このような場合においても、共有者が何故持分の放棄を提案してきたのか、その理由も調査し、以降単独で特許権を維持するのかどうかを検討する必要がある。なお、監査実施期間である令和 6

年 11 月において、産業化の見込みのない当該特許権は次期更新時に維持しない方向とのことである。

いずれにしても、特許権については、その維持が県民の利益にならないと断定することは難しい、また、研究者のモチベーションなどを考慮すると発明者の意向なども大事にしたいところである。しかし、それゆえに一定のルールを決めて維持するかしないかの決定を行う必要がある。

#### 知財ガイドラインより抜粋

(更新に係る判断基準)

第 5 特許権等の権利の存続期間更新にあたっては、次の各号に掲げる判断基準のほか、各部局における発明評価の結果や関係者との協議を踏まえて判断するものとする。なお、共有に係る特許権等については、当該共有者との協議のうえで判断するものとする。

- (4) 実施許諾契約を既に締結していて当該実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となっていること。
- (5) 実施許諾契約を締結していないもので今後 1 年以内に実施許諾契約が締結される見込みがあり且つ実施料収入が当該特許権等の維持費より高額となる見込みがあること。
- (6) 当該特許権等を維持すべきその他の特別な事由があること。